

第2次下関市総合計画 後期基本計画（案）

令和元年11月
下関市総合計画審議会

目次

■序論

- 1. 策定の趣旨 …………… 序論 - 1ページ
- 2. 計画の構成と期間 …………… 序論 - 2ページ
- 3. 基本構想と後期基本計画 …………… 序論 - 3ページ
- 4. 本市を取り巻く社会的背景と課題 …………… 序論 - 4ページ
- 5. 市民アンケート調査結果に基づく課題認識 …………… 序論 - 7ページ
- 6. 後期基本計画における【重点取り組み方針】について 序論 -10ページ

■後期基本計画

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち

- 第1節 文化・スポーツの振興 …………… 第1章 - 1ページ
- 第2節 観光・レクリエーションの振興 …………… 第1章 - 6ページ
- 第3節 みなとのにぎわいの創出 …………… 第1章 -11ページ
- 第4節 連携・交流の推進 …………… 第1章 -14ページ
- 第5節 国際化の推進 …………… 第1章 -18ページ
- 第6節 都市全体の価値・魅力向上 …………… 第1章 -21ページ

第2章 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち

- 第1節 農林水産業の振興 …………… 第2章 - 1ページ
- 第2節 商工業の振興 …………… 第2章 - 8ページ
- 第3節 就業支援策の強化 …………… 第2章 -13ページ

第3章 みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち

- 第1節 子ども・子育て支援の充実 …………… 第3章 - 1ページ
- 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成 …………… 第3章 - 5ページ
- 第3節 学校の教育力の向上 …………… 第3章 -10ページ
- 第4節 社会全体の教育力の向上 …………… 第3章 -14ページ
- 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供 …………… 第3章 -17ページ
- 第6節 人権教育・啓発活動の充実 …………… 第3章 -20ページ
- 第7節 男女共同参画の推進 …………… 第3章 -23ページ

第4章	美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち	
第1節	自然環境の保全	第4章 - 1ページ
第2節	良好な景観の形成	第4章 - 4ページ
第3節	廃棄物処理の推進	第4章 - 7ページ
第4節	住環境の整備	第4章 - 11ページ
第5章	効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち	
第1節	市街地の整備	第5章 - 1ページ
第2節	公共交通の整備	第5章 - 4ページ
第3節	道路の整備	第5章 - 7ページ
第4節	公園・緑地の整備	第5章 - 10ページ
第5節	情報・通信環境の整備	第5章 - 13ページ
第6節	港湾の振興	第5章 - 15ページ
第6章	誰もが安全で安心して暮らせるまち	
第1節	生活安全の推進	第6章 - 1ページ
第2節	公衆衛生の充実	第6章 - 6ページ
第3節	道路・橋梁等老朽化対策の推進	第6章 - 10ページ
第4節	上水道の整備	第6章 - 12ページ
第5節	下水道等の整備	第6章 - 14ページ
第6節	河川・海岸環境の整備	第6章 - 16ページ
第7章	人と人との支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち	
第1節	保健・医療の充実	第7章 - 1ページ
第2節	地域福祉の充実	第7章 - 8ページ
第3節	高齢者福祉の充実	第7章 - 10ページ
第4節	障害者福祉の充実	第7章 - 14ページ
第5節	低所得者福祉の充実	第7章 - 17ページ
第8章	人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち	
第1節	地域のまちづくりの推進	第8章 - 1ページ
第2節	市民活動支援の推進	第8章 - 3ページ
第3節	行政機能の充実	第8章 - 6ページ
第4節	行財政の健全化	第8章 - 10ページ

序 論

■後期基本計画策定にあたって

1. 策定の趣旨

本市は、平成27年（2015年）3月に第2次下関市総合計画を策定し、まちづくりの基本理念である「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」の実現を目指し、様々な施策に取り組んできました。

この間、平成27年（2015年）10月の国勢調査では、初めて日本の人口が減少に転じ、女性や子ども・子育てへの支援、働き方改革等、地方創生の取り組みが加速する中、熊本や大阪北部、北海道地震、九州北部豪雨、西日本豪雨といった大規模な自然災害が相次ぐなど、地域を活性化し、住民の安全な暮らしを守り、支える地方公共団体の役割の重要性は、ますます大きくなっています。地域の課題を解決し、地域の中で安全で安心して、心豊かな生活が確保されることを目指していくことが求められています。

今までにない、この困難な時代を乗り越えていくためには、人口減少・少子高齢社会に正面から向き合い、市民と行政が手を携え、地域の総力を結集して下関の今と、これからの未来に必要な取り組みにチャレンジし、まちを輝かせ、次世代につなげていくことが重要です。

このため、2020年度から2024年度の5年間を期間とする「第2次下関市総合計画後期基本計画」を策定し、本市の目指すべき都市像のさらなる実現を目指します。

2. 計画の構成と期間

① 基本構想

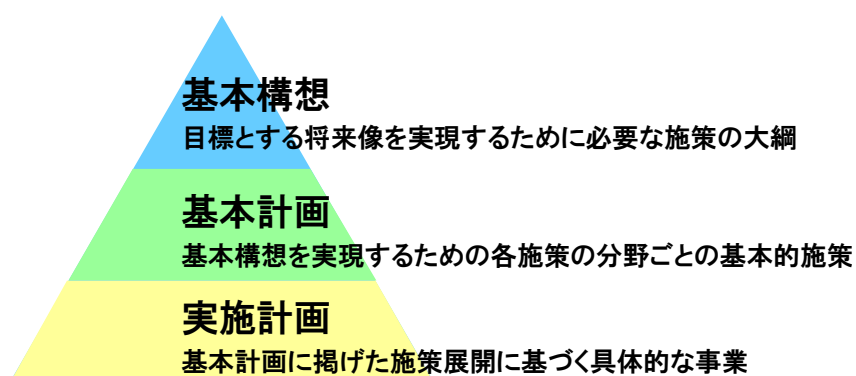
本市を取り巻く現状・課題を体系的に整理しながら、市の将来像を掲げ、目標とする将来像を実現するために必要な施策の大綱を定めているものです。

② 基本計画

基本構想を受けて、各施策の分野ごとに課題を掲げ、2020年度から2024年度までの5年間において推進すべき具体的施策を示すものです。

③ 実施計画

基本計画に掲げた施策展開に基づき、具体的な事業を掲げます。計画期間は5年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により、事業の進行管理を行うものです。



	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
基本構想	→									
基本計画	前期					後期				
実施計画	→					→				

3. 基本構想と後期基本計画

第2次下関市総合計画は、まちづくりの基本理念を「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」とし、8つのまちづくりの将来像を掲げるとともに、地域の特性や課題などを踏まえてまちづくりの方向を示す10年間の基本構想を定めています。

後期基本計画では、この基本構想に基づく施策体系ごとに推進する基本的施策について決めました。

<第2次下関市総合計画 基本構想>

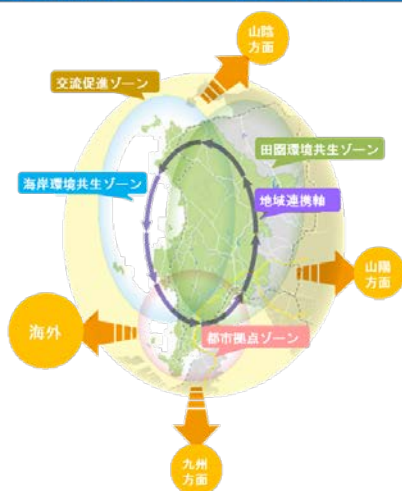
まちづくりの基本理念

「まちの誇りと自然の恵みを未来へつなぐ 輝き海峡都市・しものせき」

まちづくりの将来像

1. 魅力あふれる人・文化を育み、いきいきと交流するまち
2. 多彩な人が輝き、活力ある産業が振興するまち
3. みんながともに学び、ともに楽しむ、人を育てるまち
4. 美しく潤いのある自然やまちなみと人が共生するまち
5. 効率的で活動しやすい都市機能を備えるまち
6. 誰もが安全で安心して暮らせるまち
7. 人と人が支え合う誰もが健やかで笑顔があふれるまち
8. 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

地域特性とまちづくりの方向



(1)都市拠点ゾーン

経済産業の中心として高度な都市的サービスを担い、「輝き海峡都市・しものせき」の顔となる市街地機能を有するエリア

(2)環境共生ゾーン

地域の特色を活かして市全体としての多様性を強化するとともに、日常の暮らしや活動を支える場としての機能を確保

①田園環境共生ゾーン

豊かな自然と共生し、その恵みを活かしたまちづくりを推進するエリア

②海岸環境共生ゾーン

山陰海岸を有する豊かな自然と共生し、海との関わりを活かしたまちづくりを推進するエリア

(3)交流促進ゾーン

地域の多様な人材・資源を活かしたまちづくりを推進し、市全体の価値や魅力を向上させることにより、市外さらには海外との多分野における交流を

(4)地域連携軸

各ゾーンにおけるまちづくりの取り組みや地域間の交流など、様々な活動を支える交通や情報のネットワークを地域連携軸と位置付け、その機能を維持・強化

4. 本市を取り巻く社会的背景と課題

第2次下関市総合計画では、計画策定の前提として次の5つを「本市を取り巻く社会的背景と課題」と位置付けました。

- (1) 急激な人口減少社会への移行
- (2) 本格的な高齢社会の到来
- (3) 雇用環境の変化と人材育成
- (4) 地球温暖化対策と再生可能エネルギー導入の促進
- (5) 社会インフラと公共交通の維持・整備

これらは、5年が経過した現在も重要な課題であり、後期基本計画策定にあたって強く認識すべき要素です。

その中でも、特に留意すべき要素は「急激な人口減少社会への移行」です。本市の人口全体と、年齢階級別人口についての将来の見通しは、2010年の国勢調査の結果を基にした推計では、2010年の280,947人(実績)に対して、2015年が268,855人、2040年が197,301人と推計されていました。しかしながら、2015年の国勢調査の結果を基にした推計では、2015年が268,517人(実績)と前回推計結果よりも実績として338人減少し、25年後の2040年は195,797人と、前回よりも約1,500人減少しています。年齢階級別人口の人口推計における2015年の年少人口(15歳未満)の実績が前回推計結果よりも増加しているという明るい材料はありますが、人口の将来見通しは、5年前と比べてさらに厳しくなっています。

第2次下関市総合計画 前期基本計画で、特に重点的に取り組むこととした「人口減少・少子高齢化への対策」を、後期基本計画においてさらに強化する必要があります。

人口動態見通しの変化

下関市総人口の現状と見通し

(人)

	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
前回推計	280,947	268,855	255,800	241,519	226,771	211,972	197,301
今回推計	280,947	268,517	255,147	240,596	225,685	210,671	195,797
差(今回-前回)	0	▲ 338	▲ 653	▲ 923	▲ 1,086	▲ 1,301	▲ 1,504

下関市年齢階級別人口の現状と見通し

(人)

年少人口(15歳未満)	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
前回推計	33,758	30,898	27,952	24,841	22,179	20,401	18,997
今回推計	33,758	31,175	28,877	26,112	23,661	21,472	19,804
差(今回-前回)	0	277	925	1,271	1,482	1,071	807
生産年齢人口(15~64歳)	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
前回推計	166,440	149,037	136,965	128,629	121,094	112,111	100,967
今回推計	166,440	148,775	135,647	126,577	118,570	109,814	98,590
差(今回-前回)	0	▲ 262	▲ 1,318	▲ 2,052	▲ 2,524	▲ 2,297	▲ 2,377
老年人口(65歳以上)	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
前回推計	80,749	88,920	90,883	88,049	83,498	79,460	77,337
今回推計	80,749	88,567	90,623	87,907	83,454	79,385	77,403
差(今回-前回)	0	▲ 353	▲ 260	▲ 142	▲ 44	▲ 75	66

注1) 前回推計：国立社会保障・人口問題研究所の2013年の推計値をベースにしている。

今回推計：国立社会保障・人口問題研究所の2018年の推計値をベースにしている。

注2) 黄色が実績値、白色が推計値

注3) 年齢階級別人口の各数値には、年齢不詳の人口が含まれる(年齢不詳人口を実際の年齢別人口の割合に応じて按分)。

資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

また、平成27年（2015年）に「SDGs（持続可能な開発目標）」が国連サミットで採択されました。これは、「誰一人取り残さない社会の実現」を目指し、持続可能な世界を実現するための17の目標を定めたものです。これら多様な目標の追求は、本市を取り巻く社会的背景や課題の解決に貢献し、持続可能なまちづくりに資するものであるため、各分野における施策の推進にあたって、SDGsの理念を念頭に置いて取り組んでいくことが重要です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



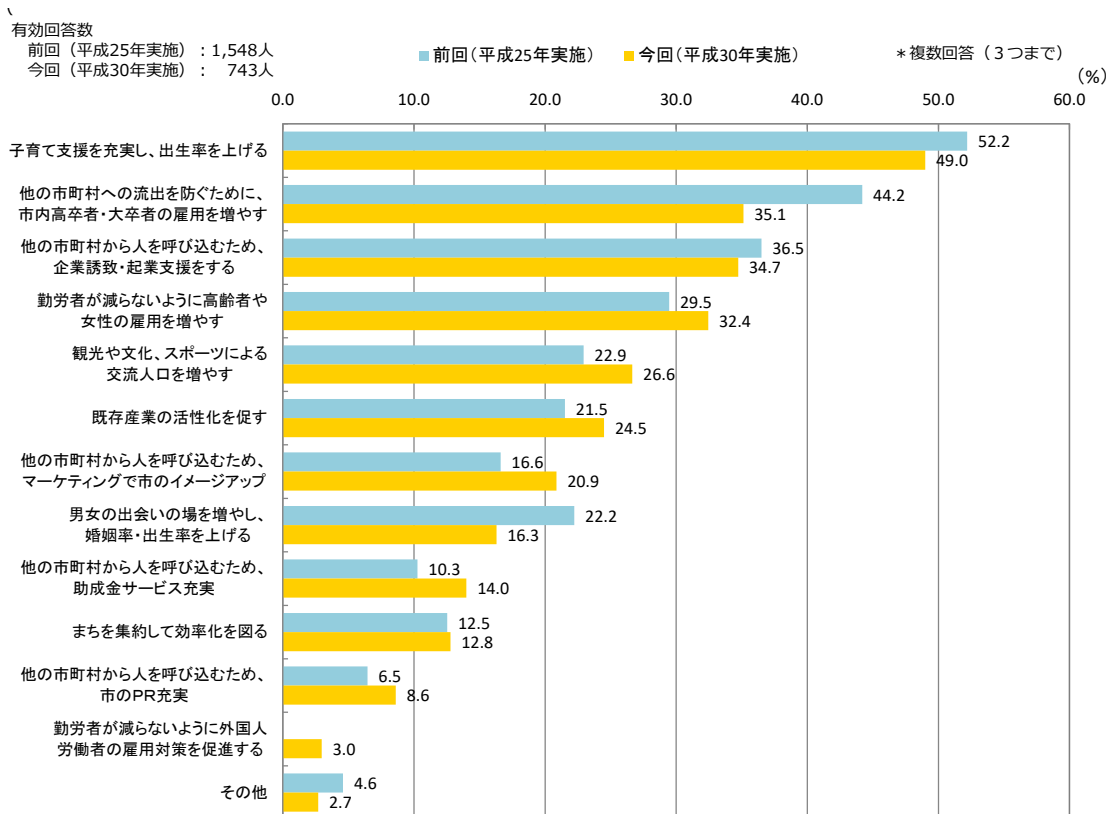
5. 市民アンケート調査結果に基づく課題認識

◆ 人口減少対策としての産業振興への期待

平成30年（2018年）12月に実施した第2次下関市総合計画後期基本計画市民アンケートにおいて、市民は人口減少対策として「子育て支援を充実し、出生率を上げる」、「他の市町村への流出を防ぐために、市内高卒者・大卒者の雇用を増やす」、「他の市町村から人を呼び込むため、企業誘致・起業支援をする」、「勤労者が減らないように高齢者や女性の雇用を増やす」などの取り組みを重視しており、人口減少対策として、子育て支援策はもとより産業振興に関する取り組みに対する期待度が高いことが示されています。

働く場や雇用機会の創出とともに、女性や高齢者、若い世代の就業支援等の施策を充実することが必要です。

市民が有効と考える人口減少対策



◆ 暮らしやすい、住みよいまちの実現

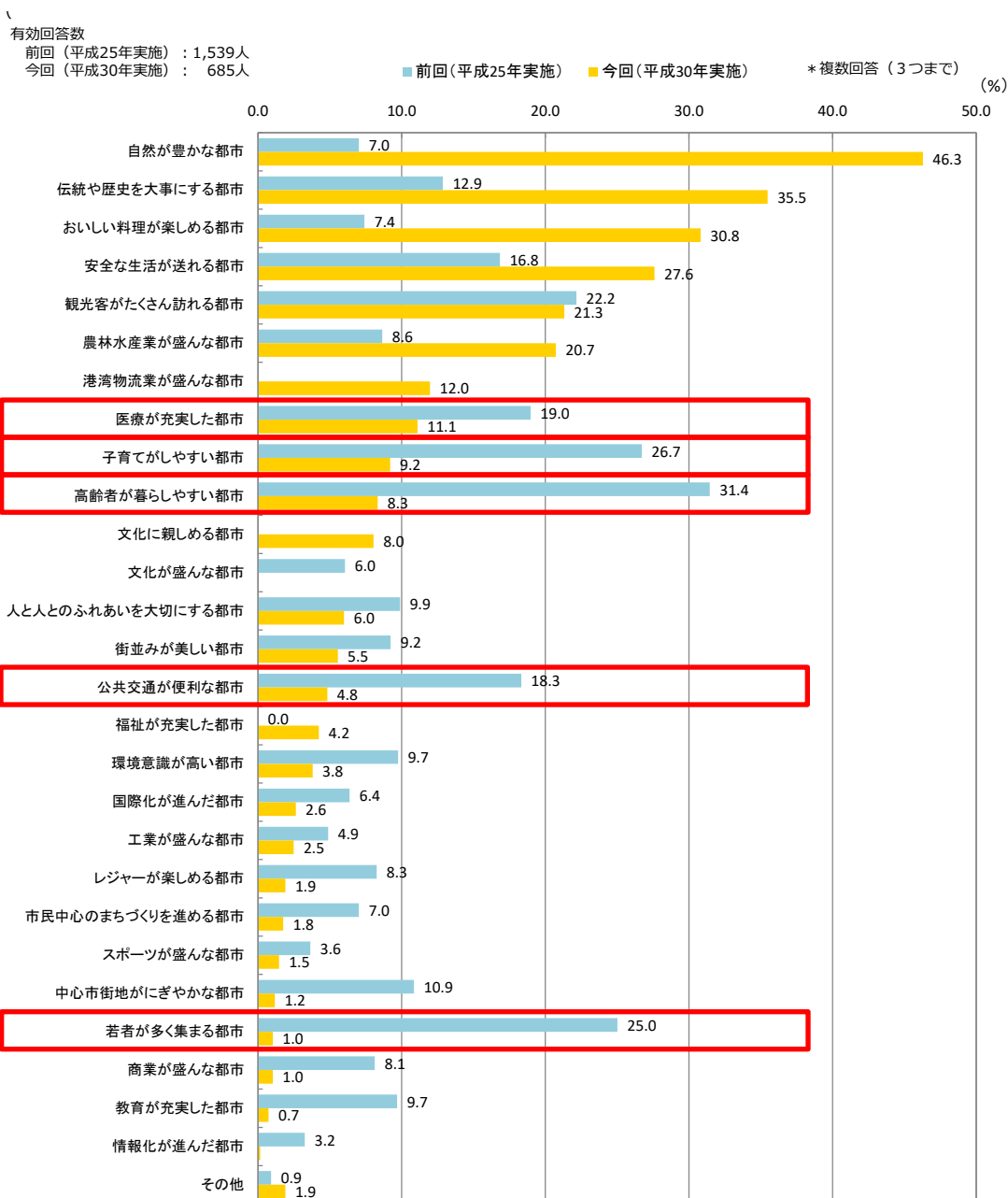
本市についての「将来伸ばすべきイメージ」を尋ねたところ、第1位「子育てがしやすい都市」、第2位「高齢者が暮らしやすい都市」、第3位「若者が多く集まる都市」の上位3つが全体の1/4の回答を集め、突出して高い結果となっています。この結果は、平成25年（2013年）8月から9月までに実施した市民アンケートと比べて、第1位と第2位の順番は入れ替わってはいますが、ほぼ同じ傾向であり、暮らしやすい、住みよいまちづくりに向けた取り組みが求められています。

また、次ページに掲載しているグラフのとおり、5年前のアンケート調査における「将来伸ばすべきイメージ」と、今回のアンケート調査における「現在誇れるイメージ」を比較して、5年前に期待したイメージが、現在実現しているのかということについて検証しました。5年前の「将来伸ばすべきイメージ」の構成比よりも、今回の「現在誇れるイメージ」の構成比が低い分野については、求められた都市づくりが十分に実現できていない分野とみることができます。

前回よりも今回の構成比が低く、かつ、その差が大きい都市イメージ、つまり「都市づくりが十分に実現できていない」と市民が感じるイメージは、「若者が多く集まる都市」、「高齢者が暮らしやすい都市」、「子育てがしやすい都市」といった、暮らしやすい、住みよいまちに関するものです。

暮らしやすい、住みよいまちづくりについては、今なお市民のニーズが高く、実現に向けた取り組みを強化する必要があります。

5年前に期待した都市イメージとの比較



6. 後期基本計画における【重点取り組み方針】について

働く場や雇用機会の創出・就業支援や暮らしやすい、住みよいまちの実現に向けて、引き続き、人口減少・少子高齢化への対策を重点的に進める必要があります。

そのため、以下の通り、重点取り組み方針を設定します。

● 市民一人ひとりが輝く「ひとづくり」

第2次下関市総合計画 基本構想では、「人の力」「人とのつながり」「人づくり」といった「ひと」に重点を置き、まちづくりの基本理念及び8つのまちづくりの将来像を定めました。後期基本計画においても、市民一人ひとりの力を活かし、つながることでもちが輝く、市民が主役の「ひとづくり」を推進します。

● 活力・にぎわい「しごとづくり」

下関市からの人口流出を防ぐとともに、市外から人を呼び込むため、働く場や雇用機会の創出とともに、女性や高齢者、若い世代の就業支援等、産業の振興を図ります。

● 優しさ・安心「まちづくり」

子ども・子育て支援や教育環境、福祉の充実等に取り組み、誰もが下関市に住み続けたい、下関市で生活したいと感じることのできる住みよいまちづくりを推進します。

後期基本計画

第1章 魅力あふれる人・文化を育み、 いきいきと交流するまち

- 【第1節 文化・スポーツの振興】
- 【第2節 観光・レクリエーションの振興】
- 【第3節 みなとのにぎわいの創出】
- 【第4節 連携・交流の推進】
- 【第5節 国際化の推進】
- 【第6節 都市全体の価値・魅力向上】



第1節 文化・スポーツの振興

現状と課題

古くから幾度となく歴史の転換期の重要な舞台となってきた本市には、先人を偲び、誇りとする、様々な祭りや行事、文献などが大切に護り伝えられ、関門海峡をはじめとした美しい景観や長い年月に培われた風土の中で、多くの文化人が輩出されています。スポーツ面においても全国規模、世界規模で郷土出身選手が活躍しており、余暇時間の増加や生活様式の変化とあいまって、文化活動やスポーツ活動を通じた健康づくりや生きがいづくりへの関心が高まっています。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催決定を契機として、多様な文化活動やスポーツ活動が市民に広がりを見せている中、活動の場の提供や指導者等の育成とともに、本市の魅力や事業・施策を情報発信し、各種イベントの開催やキャンプ地誘致等の取り組みを通じて、地域の活性化や市内外の交流人口の拡大につなげていくことが期待されています。市内における芸術文化やスポーツ拠点施設の中には、建物や設備の老朽化が進んでいるものもあり、施設の安全性、利便性、効率的使用について検証し、市民がより一層主体的に文化活動やスポーツ活動に親しめるような環境づくりが求められます。

先人の営みの中で生まれ、大切に護り伝えられてきた文化財は、明日を生きる私たちの指針となるものです。本市は全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産を有し、これらを活かしたまちづくりは、市民の地域に対する愛着を育むとともに、都市の魅力を高め、文化財観光による交流人口の拡大にもつながります。多種多様な文化財の保護に一層努め、本質的な価値を守り、その意義を伝承していくとともに、文化財を活用した新たな施策を展開する必要があります。

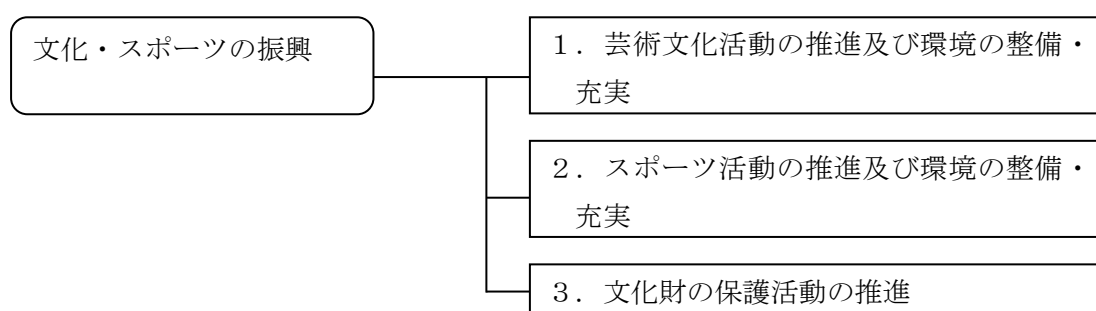
基本方向

- 市民の芸術文化活動の振興に資するため、既存文化施設の環境整備や利用促進を図るとともに、芸術文化の鑑賞機会の充実や市民が自ら取り組む芸術文化活動に対する支援を行います。
- 下関市スポーツ推進計画の基本理念である「スポーツで下関のひともまちなも楽しく元気アップ！」に基づき、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にそれぞれの目的に応じてスポーツを楽しめるような環境を整備し、元気な下関市を実現するためのスポーツ施策を推進します。

○スポーツイベントの誘致・開催支援や世界大会等キャンプ地誘致を通じて、交流人口の拡大を図り、観光・文化・経済の交流による地域活性化を図ります。

○文化財の総合的な把握に努め、適切に保護するとともに、文化財の価値をわかりやすく多くの人に伝えます。また、「関門“ノスタルジック”海峡」の日本遺産登録を弾みに、日本遺産構成文化財をはじめとする各種文化財の積極的な整備活用を推進し、地域の活性化や交流人口の拡大を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 芸術文化活動の推進及び環境の整備・充実

(1) 芸術文化活動の推進

芸術文化活動を行う市内の個人・団体を支援するとともに、文化的価値の高いイベントを開催するなど、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実や、本市にゆかりのある先人の顕彰に取り組みます。

(2) 芸術文化活動による国際交流

姉妹・友好都市、大学連携や民間団体等による様々な交流を活かし、市民参加型の国際文化交流の推進に取り組むほか、平成29年(2017年)にユネスコ「世界の記憶」に関連資料が登録された朝鮮通信使については異国情緒あふれる行列再現等を実施します。

(3) 芸術文化活動の拠点施設等の整備・充実

芸術文化活動の拠点的役割を担う市民会館や近代先人顕彰館のほか、社会教育施設である生涯学習プラザや菊川ふれあい会館等の施設について、市民ニーズも踏まえ、老朽化にともなう施設の整備更新等を実施し、機能の充実を図ります。

2. スポーツ活動の推進及び環境の整備・充実

(1) 生涯スポーツの推進と競技力の向上

いつまでもスポーツを楽しむことができるよう、市民一人ひとりの生活に適し、それぞれの年齢に応じたスポーツ活動ができる生涯スポーツを推進します。また、全国で活躍できるトップアスリートへの夢を育むとともに、指導者の養成や競技活動への支援等を充実させ、競技力の向上に取り組みます。

(2) スポーツ活動の場の整備・充実

老朽化した下関市体育館等の再編を目的に、新総合体育館の整備を行うほか、庭球場、陸上競技場、野球場など既存体育施設の有効活用や整備・充実、学校施設の有効活用等を推進し、誰でもいつでも、どこでも気軽に安心してスポーツを楽しむことができる環境の充実に努めるとともに、スポーツに関する様々な情報を発信します。なお、今後の施設整備にあたっては、民間施設の設置状況を把握した上で検討します。

(3) スポーツによる地域活性化

下関海響マラソンやツール・ド・しものせきに代表される魅力ある大規模スポーツイベントの開催や世界大会等キャンプ地誘致などにより、スポーツコンベンションによる地域の活性化を図ります。また、それを支える人材の育成とボランティア登録制度の活用を推進し、市民の誰もが、スポーツを「する」楽しみだけでなく、「観る」楽しみ、「支える」楽しみを享受できるスポーツ施策の推進に取り組みます。

3. 文化財の保護活動の推進

(1) 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

指定時と大きく環境が変化した指定文化財の管理状況を適切に把握し、所有者に対する支援を行うとともに、未指定文化財を調査し、文化財の総合的な把握に取り組みます。また、指定、未指定、種別等にかかわらず、地域の視点から豊富に存在する文化財を幅広く捉え直し、まちづくりや観光と連動した活用を図ります。また、認定された日本遺産を最大限活用し、関門圏域の官民が一体となって、地域の魅力を国内外に積極的に発信し、誘客に寄与する各種の活動を展開します。

(2) 文化財の整備・活用の推進

市民の貴重な文化資源を守り、後世に伝えるため、天然記念物川棚のクスの森などの自然遺産の保護や、有形文化財長府毛利家遺品の公有化

等に取り組むとともに、史跡綾羅木郷遺跡、長州藩下関前田台場跡などの記念物の整備・活用を推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
芸術文化活動の推進 及び環境の整備・充実	芸術文化活動の推進 ・芸術文化団体等の育成、支援 ・優れた芸術文化の鑑賞機会の充実 ・芸術文化活動の促進・支援 ・芸術文化、先人顕彰の情報発信 芸術文化活動による国際交流 ・市民参加型イベント等の開催 芸術文化活動の拠点施設等の整備・充実	市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 市
スポーツ活動の推進 及び環境の整備・充実	生涯スポーツの推進と競技力の向上 ・スポーツ参画人口の拡大 ・スポーツ指導者の確保・育成 スポーツ活動の場の整備・充実 ・下関体育館の整備 ・庭球場、野球場等の整備 ・学校施設の有効活用の推進 スポーツによる地域活性化 ・スポーツによる交流事業の推進 ・世界大会等キャンプ地誘致や合宿誘致の推進 ・各種競技大会（全国大会、国際交流大会等）の開催、誘致	民間・市 民間・市 市 市 市 民間・市 民間・市 民間・市
文化財の保護活動の 推進	歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり ・文化財の保護と総合的把握 ・日本遺産を含めた文化財のまちづくり活用 文化財の整備・活用の推進 ・史跡の整備・活用 ・自然遺産の活用促進	民間・市 民間・市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
1	文化・芸術活動に関して、市民がかかわる創作活動・行事への参加、鑑賞機会があると感じる割合	H30	29.04%	R6	33%
2	市民一人あたりのスポーツ施設年間利用回数	H30	3.83回	R6	4.5回

第2節 観光・レクリエーションの振興

現状と課題

本市には、関門海峡をはじめとする海、山、温泉などの自然や、ふくに代表される美味しい食材、先人が織りなしてきた歴史・文化等、多種多様で豊富な観光資源を有することから、年間およそ700万人の観光客を数える、県下有数の観光都市です。観光は、幅広い産業に波及する総合産業として地域の経済に大きな影響を与え、結果として定住人口の拡大にまで効果が及ぶ可能性がある主要な産業です。現在、全国的に定住人口の拡大が容易に望めない中、本市においても観光客増加による交流人口の拡大や、観光地として数段のランクアップを図ることは大変重要です。

このため、国内外からの観光客や宿泊客をさらに増加させ、下関市観光交流ビジョン2022に掲げた、2022年の観光客数1,000万人、宿泊客数100万人の目標の実現に向けて、増加する観光客のニーズに的確に対応し、本市への誘客をさらに推し進めることや、増加する外国人観光客の消費行動の「モノ」消費から「コト」消費への移行を踏まえ、インバウンド消費をさらに拡大していくことが重要です。こうした意識の中、2017年には下関市観光交流ビジョン2022の中間年となったことから、社会情勢の変化に対応するため施策の修正と追加を行いました。下関市観光交流ビジョン2022の数値目標を確実に達成するため、引き続き、観光客の形態やニーズの変化に柔軟に対応しながら、多彩な切り口からの観光プラン提案や観光資源の発掘による本市観光の魅力向上をはじめ、観光資源のネットワーク化、心のこもったおもてなし、観光情報の充実等、官民一体となって着実に取り組んでいく必要があります。

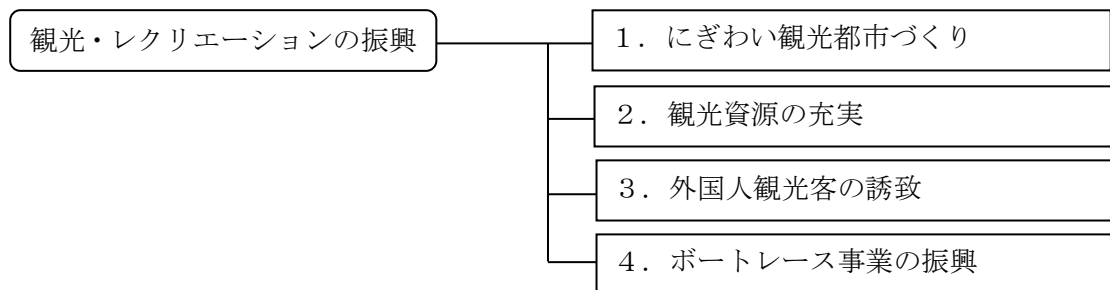
また、健全なレジャー施設として長年親しまれているボートレース下関については、ボートレースファンのみならず、広く市民にも親しみを持って利用していただけるよう施設やサービスの充実を図っていく必要があります。

基本方向

- 観光振興において重要な「企画力」「情報発信力」「ハード・ソフト両面での受け入れ力」を高め、下関らしさを活かした観光企画の立案とともに、適宜適切な情報発信を行い、経済波及効果の高いコンベンション誘致や映画ロケ誘致の充実・強化を図ります。
- 既存観光施設の再整備による観光拠点の充実を図ります。
- 宿泊客の受入環境を整え、観光振興におけるハード面の充実を図ります。

- 外国人観光客誘致に向け、観光メディア、ウェブサイト、SNSを活用した本市の情報発信を行います。また、外国人観光客が円滑に市内を観光できるよう、外国語パンフレットや表示の多言語化に努めるとともに、市民のおもてなし意識の醸成を図り、受入環境の整備に努めます。
- 市財政へ寄与するとともに地域へ貢献するため、利用者及び売上の増加並びに施設全体のボートレースパーク化を目指して、ボートレース事業を積極的に推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. にぎわい観光都市づくり

(1) 情報発信とおもてなしの充実・強化

官民で組織する、しものせき観光キャンペーン実行委員会等を中心に、より早く、より効果的なキャンペーン内容を企画、情報発信することで、一年365日オンシーズンの観光都市を目指すとともに、観光業務に携わる者だけでなく、市民一人ひとりが本市の魅力を実感し、情報発信できるよう、市民総観光ガイド化を目指した施策を展開し、おもてなしの心を醸成します。

(2) コンベンション等の誘致

大きな経済波及効果をもたらす、コンベンションの誘致を交流人口拡大のための重要施策の一つとして捉え、官民協働で学会やスポーツ、文化関連事業等あらゆるコンベンションの開催を実現するため、誘致活動の強化及び受入態勢の充実を図ります。

また、下関フィルム・コミッションによる本市の歴史・文化・地理的資源を活用した映画やテレビ等の誘致を行い、地域の消費需要やその後の観光誘致等を図ります。

2. 観光資源の充実

(1) 観光施設の整備

既存観光施設においては、安全に、安心して、良好な状態で使用できるよう再整備を行うとともに、老朽化にともない解体した火の山展望台の再整備を行い、受入態勢の充実を図ります。

主要な観光資源である海響館においては、安定した来館者数を確保するために展示計画の見直し、既存設備機器の更新や、来館者の安全性向上を目的とした施設改修等を行い、継続的な魅力づくりを図ります。

また、豊田町の「ホテル」や「道の駅蛍街道西ノ市」をはじめとする地域資源を活用した観光振興・地域振興を図ります。

(2) 潜在的観光資源の活用

先人から護り伝えられてきた文化財や天然記念物、良好な自然、本市固有の文化や歴史、食材等について、観光資源化を検討し、その活用に努めます。

3. 外国人観光客の誘致

(1) インバウンド情報発信

国内外での商談会や観光展へ積極的に参加し、最新の観光情報を提供することにより、本市への旅行商品の造成を促進します。また、外国人観光客の多くが利用する観光メディア、ウェブサイト、SNSを活用し、国や旅行スタイルに応じたニーズや行動特性に対応する多面的なプロモーションを展開し、本市の情報発信を行います。

(2) 受入環境の整備

外国人観光客が円滑に市内を観光できるよう、外国語パンフレットや表示等の多言語化を充実させるとともに、語学ボランティア等の人材育成に努めます。

(3) 観光モデルコース等の整備

外国人観光客のリピーターが増加するにつれて、多様化する「文化」「食」「景観」などの旅行目的や嗜好にあわせ本市特有の観光コンテンツを取り入れた体験型ツアーの造成を図ります。

4. ポートレース事業の振興

(1) 売上の向上

ポートレースチケットショップなどの場外発売場の設置を推進する

とともに、ビッグレースを積極的に誘致します。

(2) 積極的な経営

広域発売の拡充に努めるほか、時代の移り変わりやボートレースのイメージアップ施策にともない、変化するお客様のニーズに対応し、来場者により楽しんでもらえるよう施設の充実を図ります。

また一方で、施設規模の適正化（コンパクト化）を進め、効率的な運営による収益の確保に努めます。

(3) 地域への貢献

子どもたちが楽しく遊べる施設の整備や、家族全員が楽しめるイベントの開催を通じて地域の活性化に取り組み、「ボートレース下関」のイメージアップ、ひいては新規ファンの獲得へとつなげます。

また、地域に開かれた施設として広く住民に利活用してもらうことで、地域との共生を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
にぎわい観光都市づくり	情報発信とおもてなしの充実・強化 ・観光向けイベント・まつりの創出・充実 ・官民協力態勢の充実・強化 コンベンション等の誘致 ・コンベンション誘致の充実・強化 ・映画等のロケ誘致	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市
観光資源の充実	観光施設の整備 ・海響館の改修 ・その他既存観光施設の改修、機能向上 潜在的観光資源の活用	市 市 民間・市
外国人観光客の誘致	インバウンド情報発信 ・商談会・観光展への参加 受入環境の整備 ・受入態勢の強化 観光モデルコース等の整備	民間・市 民間・市 民間・市

ボートレース事業の 振興	売上の向上	市 市
	・ 場外発売場の設置 ・ ビッグレースの誘致・開催	
	積極的な経営	市 市 市
	・ 広域発売の推進	
	・ ファンサービスの充実	
・ 施設の効率的運用と改善	市	
地域への貢献	市	

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
3	観光客数	H30 (暦年)	7,003 千人	R4 (暦年)	10,000 千人
	宿泊客数	H30 (暦年)	813 千人	R4 (暦年)	1,000 千人
4	下関港外国人入国者数	H30	78,791 人	R6	100,000 人
5	ボートレース下関の一般会計への 繰出金額	—	—	R6	150,000 千円

第3節 みなとのにぎわいの創出

現状と課題

本市の中心市街地に隣接する岬之町地区から唐戸地区の関門海峡を臨むウォーターフロントは、絶好の景観や、歴史、文化、食などの観光資源を複合的に備えることから、365日昼夜ともに市民や国内外からの観光客に親しまれる場として、地域の振興と発展を支えるみなとづくりが期待されています。

関門海峡を間近に臨み、水際線に多様な船の往来等の景観を楽しむことができる下関駅周辺からウォーターフロント地区において、遊歩道や歩道が途切れている区間が存在しているため、みなとまちとしての魅力が十分に活かし切れていないことから、一体的なにぎわいの創出を図るために回遊性の向上が必要です。

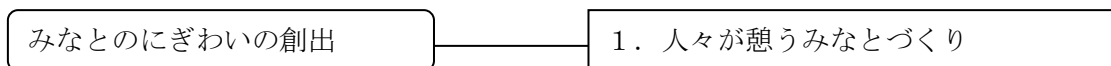
また、下関港は「国際旅客船拠点形成港湾」に指定されたことから、さらなるクルーズ客船の寄港増加に向け、真に魅力的な寄港地となるよう官民連携によるハード・ソフト両面の整備に向けた体制強化が求められています。

一方、外国人が利用者の多くを占める国際フェリーターミナルにおいては、施設の老朽化対策や受入環境の向上などにより、快適な施設環境を提供し、近年増加する訪日外国人の受入体制の充実が求められています。

基本方向

- 人々が海を身近に感じることでできる水際線を活用し、周囲の歴史・文化・観光資源と一体となって、民間活力を活用しながらさらなるにぎわい空間を創出することで地域のブランド価値を高めます。
- 増加する訪日外国人やクルーズ船にも優しい快適で利便性の高いみなととして毎日が市民と来訪者であふれる、人々が憩うみなとづくりを目指します。

施策体系図



各事業の方向

1. 人々が憩うみなとづくり

(1) まちづくりと一体となったウォーターフロント開発

岬之町地区やあるかぼーと地区から唐戸地区は、関門海峡に広がる絶好のロケーションを活かしたハイクオリティなウォーターフロント開発として、下関の歴史、文化、食の魅力を活かし、365日昼夜ともに市民をはじめ来訪者が集うような開発に取り組みます。

(2) 交流拠点間の人流動線の確立

下関駅や国際フェリーターミナルから唐戸地区への水際線において、各交流拠点間の連続した人流動線の確立を通じ、回遊性向上、下関駅からウォーターフロントエリア一体のにぎわいの創出を図ります。

(3) クルーズ客船受入体制の充実

クルーズ客船の寄港数増加及び船型大型化に対応するべく、クルーズ船寄港時に、乗客の入出国手続きを快適かつスムーズに行うことができるよう、ハード・ソフト面より受入体制の充実を図ります。

また、県内及び市内での回遊を促進するため、関係機関との連携を強化します。

(4) 訪日外国人への利便性向上

国際フェリーターミナルのバリアフリー化や多言語化、情報環境の提供などのソフト対策による機能向上を図ることにより、訪日外国人の受入体制の充実を図ります。

また、鉄道駅との近接性を活かした人流動線を確保し、観光バス、送迎車両等の駐車場の確保を検討します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
人々が憩うみなとづくり	まちづくりと一体となったウォーターフロント開発 ・ウォーターフロント開発の推進 ・みなとオアシス下関の活用 交流拠点間の人流動線の確立 クルーズ客船受入体制の充実 ・クルーズ客船の誘致 ・国際クルーズ拠点の形成促進 訪日外国人への利便性向上 ・国際フェリーターミナルの機能向上 ・訪日外国人受入体制の充実	民間・市 市 民間・市 民間・市 国・民間・市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
6	大型クルーズ客船の寄港回数（新港地区）	H30 （暦年）	23回	R6 （暦年）	120回
7	下関港国際ターミナルの旅客者数	H30	162,843 人	R6	250,000 人

第4節 連携・交流の推進

現状と課題

本市には、自然がもたらす豊かな恵み、先人が培ってきた歴史や文化など特徴的な資源が数多く存在します。これらまちの誇り、貴重な財産を活かし、各関係団体等と協力、連携を深め、活力ある地域づくりに磨きをかけて取り組むことが重要です。このため、第2次の連携中枢都市圏ビジョンを策定し、引き続き市民の誰もが安心して暮らすことができるまちを末永く持続していくため、文化・スポーツや地域産業の振興、人材育成といった幅広い分野で連携し、まちづくりを進めていくことが重要です。

県内では、長州路観光連絡会において長門市・美祢市・萩市と、それぞれ広域での観光振興に取り組んでいるほか、長門市とは「くじら」という共通の地域資源を介して、様々な分野での連携を図っています。

県外では、隣接する北九州市とは関門海峡観光推進協議会を組織し、広域観光連携を推進しているほか、関門地域行政連絡会議を組織し、行政間の情報交換や連携事業を展開しています。また、日本遺産に認定された「関門“ノスタルジック”海峡」の歴史的資源を活用し観光客誘致に取り組みます。さらに、本市の地理的特性、歴史や文化特性において、縁の深い国内他地域との交流にも積極的に取り組んでいます。

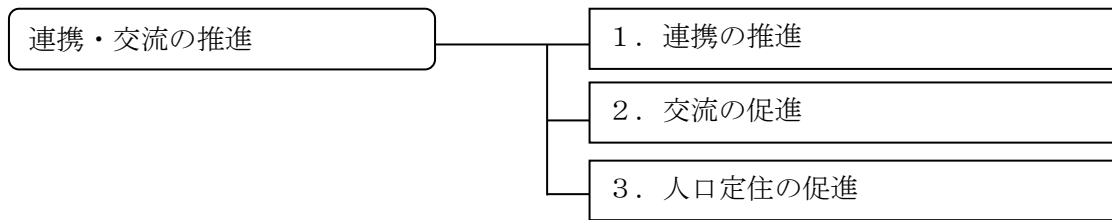
なお、国においては地方分権の流れに基づく新たな地域連携制度の構築を進めており、情報収集に努めるとともに、適切に対応する必要があります。

また、飛躍的な経済成長や地域社会の活力向上が容易には見込めない中、定住人口の維持・創出が求められており、新規移住者への支援だけでなく、市民の市外流出を防ぐ取り組みに加えて、「定住人口」でも観光客等の「交流人口」でもない、地域と多様にかかわる「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入り口を増やす新たな取り組みも必要になっています。

基本方向

- 連携中枢都市圏を形成し、経済成長のけん引、高次の都市機能の集積、生活関連機能サービスの向上に向けて、連携中枢都市圏ビジョンの取り組みを進めるほか、中枢中核都市としての機能強化に努めます。
- 市内はもとより、近隣都市やより広範囲な国内の様々な地域との連携・交流を進め、人口定住を促進するとともに、地域内外の人材の活用により地域の活性化を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 連携の推進

(1) 地域連携の推進

第2次下関市連携中枢都市圏ビジョンに基づき、各取り組みを推進します。また、国の制度を活用し、地域連携の促進を図ります。

(2) 広域観光連携の推進

関門海峡観光推進協議会や長州路観光連絡会の活動を支援するなど、近隣都市と連携して観光振興施策を行い、相互補完による観光資源の魅力アップや滞在時間の延長、回遊性の向上による観光客の増加を図ります。

(3) 行政間の連携

長門市等、県内の近隣自治体と連携し、地域振興及び行政サービスの向上に努めます。

また、北九州市と設置している関門地域行政連絡会議や官民の協議組織を通じて、こども文化パスポート事業、関門地域の共同イベントの開催、大学コンソーシアム関門事業、市民サービスの共同化等、関門地域の活性化に資する事業の検討、情報交換等を推進します。

2. 交流の促進

(1) 市内交流の促進

農山漁村の持つ優れた特性を活用し、都市部と周辺地域との交流を促進します。

(2) 他地域との交流の促進

広く国内他都市とのスポーツ・文化交流、児童・生徒の交流や歴史・文化・自然資源において縁のある都市との交流等を推進し、地域活性化を図ります。

3. 人口定住の促進

(1) 新規移住者への支援

本市の魅力、生活関連情報を広く発信すると同時に、移住希望者の相談に適切に対応して定住へと導きます。また、あわせて、移住者のニーズに応じた各種支援を行います。

(2) 定住人口の確保

次代を担う本市の若者の定住意識を高める取り組みを官民連携により進めます。

(3) 関係人口の創出

本市にルーツがある方や本市へのふるさと納税の寄附者、本市に関する専門的スキルや知見等を有する都市部の人材等、本市に何らかの関係を有し、かかわりを希望する方を対象に、ライフステージに応じた多様な交流の「入り口」となる機会を提供することで「関係人口」の創出を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
連携の推進	地域連携の推進 ・第2次下関市連携中枢都市圏ビジョン	市
	広域観光連携の推進 ・県内各市、北九州市と連携した広域観光振興	市
	行政間の連携 ・県内各市、北九州市との行政連携	市
交流の促進	市内交流の促進 ・都市・農村交流の促進	民間・市
	他地域との交流の促進 ・地域特性に応じた交流	民間・市

人口定住の促進	新規移住者への支援	民間・市
	・移住者のニーズに応じた相談や各種支援	
	定住人口の確保	民間・市
	・若者の定住意識の醸成	
	関係人口の創出	
	・新たな地域づくりの担い手確保	市

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
8	ふるさとしものせき応援寄附金の 寄附件数	H28 ～H30 (平均)	4,600 件	R6	6,000 件
9	本州四端踏破ラリー達成者数	H30	387 人	R6	500 人

第5節 国際化の推進

現状と課題

本市は、海外の5つの都市と姉妹・友好都市の盟約を結んでおり、行政間の交流のほか、文化・スポーツ・経済交流を積極的に進めています。様々な技術の急速な進展によって、人・物・情報等が短時間で国境を越えて地球規模で広がるグローバル化が一段と進み、本市と諸外国とのつながりはますます深まっています。

今後、諸外国とのつながりが多様化していく中で、国際感覚を身に付け、国際社会において信頼される人材の育成が求められるとともに、わが国や本市の歴史や文化を正しく理解した上で、国際的視野に立ち、諸外国の歴史や文化、言語を理解することができる、国際的なコミュニケーション能力等を持った人材の育成、また、人口に占める外国人住民の割合が拡大し続けていることから、外国人住民に対する支援施策の検討と外国人住民を地域づくりの活力にできる体制の整備が必要です。

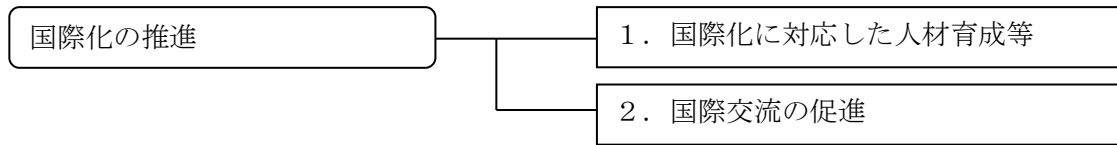
本市を含む、日本・中国・韓国3か国の11都市で構成する東アジア経済交流推進機構をはじめ、本市からの交換派遣職員や国際交流研修員等により培われた相互ネットワークを活用して、今後も様々な分野で国際交流を促進していくことが重要です。

公立大学法人下関市立大学においては、国が公表した「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」に基づく「教育研究体制－多様性と柔軟性の確保－」の確立のために、留学生交流の推進等、積極的に大学の国際交流を進めることが求められています。

基本方向

- 国際社会の一員として国際感覚と認識を持ち、国際的に貢献できる人材の育成に努めるとともに、国際化に対応した人材育成等を目的に国際親善交流を実施している市民団体等を支援します。
- 姉妹・友好都市交流をはじめ、民間団体による様々な国際交流の促進を図ります。
- 外国人住民が安心して暮らすことのできる多文化共生の地域づくりを推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 国際化に対応した人材育成等

(1) 国際人としての人材育成等

国際交流、諸外国との相互理解を促進し、国際感覚を醸成するため、青少年海外派遣を推進するとともに、国際化に対応した人材育成等を目的に国際親善交流を実施している市民団体等への支援に努め、市民レベルでの人材育成を促進します。

2. 国際交流の促進

(1) 姉妹・友好都市等との（経済交流を含めた）国際交流

姉妹・友好都市締結に基づき、釜山広域市、山東省青島市との職員相互派遣を行うとともに、従来からの人的交流を中心とした市民交流に加え、経済的交流による相互都市間の活性化を目指します。特に、日本・中国・韓国3か国11都市で構成する東アジア経済交流推進機構の枠組みを有効活用し、経済、文化、観光等、様々な分野での国際交流促進に取り組みます。

また、ボランティア通訳制度やホームステイ・ホームビジット登録制度を活用して、諸外国との相互理解や市民レベルの国際交流を促進します。

(2) 多文化共生による地域づくりの推進

増加し続ける外国人住民が安全・安心に定住することができるよう、支援施策を検討するとともに、外国人住民を地域づくりの活力にできる体制の整備を行います。

また、研修会の実施による外国人との共生認識の啓発や外国人住民の持つ文化特性を活かした地域の魅力創出を推進します。

(3) 下関市立大学における国際交流

公立大学法人下関市立大学では、第3期中期目標で定めたグローバル化への関心をかん養するため、教育においては、外国研修や留学制度等の充実を図ります。

また、行政や産業界との連携により、世界で活躍する人材の育成や共同研究をはじめとした国際学术交流の推進を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
国際化に対応した人材育成等	国際人としての人材育成等 ・ 青少年等の海外派遣 ・ 国際交流支援の充実	市 民間・市
国際交流の促進	姉妹・友好都市等との(経済交流を含めた)国際交流 ・ ボランティア通訳の育成 ・ ホームステイ・ホームビジット事業の推進 多文化共生による地域づくりの推進 ・ 外国人支援施策の検討 ・ 外国人支援体制の整備 ・ 外国人材との連携強化 下関市立大学における国際交流 ・ グローバル化への関心のかん養 ・ 世界で活躍する人材の育成 ・ 国際学术交流の強化	市 市 市 市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
10	下関市は、国際理解に対する市民意識が醸成され、外国人が訪れやすく、住みやすい環境づくりが進められていると感じる市民の割合	H30	46.1%	R6	60%
11	下関市立大学生の卒業時における留学または海外研修の経験者の割合	H30	15.53%	R6	20%

第6節 都市全体の価値・魅力向上

現状と課題

人口減少社会の到来や急速な少子高齢化の進行、地方分権の推進により基礎自治体のあるべき姿が模索される中、様々な分野で都市間競争が厳しさを増しています。

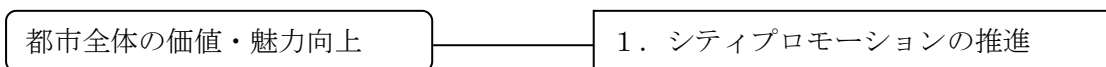
このような状況下にあつて、これからも本市が「下関の良さ」や「下関らしさ」を持つ、バランスのとれた総合力のあるまちであり続け、交流人口、関係人口の拡大や人口定住の促進を図るためにも、本市が他都市と区別され「選ばれる都市」となるよう、「都市のブランド化」の実現に向け、活気ある若者をはじめとした市民が自ら住む街への「愛着や誇り」を高める取り組みを行っています。

本市には、優れた地場産品や農水産物をはじめ、歴史や文化、観光、スポーツイベント等、魅力を存分に発揮する多種多様な資源があり、これら一つひとつを包含する都市のイメージの向上と拡散のため、各分野が連携し、「オール下関」として一体感のある戦略的な情報発信をより一層行っていく必要があります。

基本方向

○市内外の人や企業から「選ばれる都市」となるよう、下関ならではの都市イメージの向上を図るため、戦略的に情報発信し、「都市ブランド」の確立を目指します。

施策体系図



各事業の方向

1. シティプロモーションの推進

(1) 情報発信力の強化

行政だけでなく市民・事業者・市民団体等の情報発信力を強化し、「オール下関体制」により、本市の優れた資源など様々な魅力を一体感を持って発信し、都市全体の価値や魅力の向上を図ります。

(2) 戦略的な情報発信

「都市ブランド」を持続可能なものとして定着化させ、そのことにより市民が下関への「愛着・自信・誇り」が高まるといったプラスの循環を生み出すことができるような取り組みを行っていきます。

あわせて、ウェブサイト・SNSなど様々な媒体を活用するほか、ターゲットを明確にするなど、効果的な情報発信を展開することにより、本市の都市ブランドイメージの浸透を図りながら、認知度や魅力度を高め、交流人口の拡大や定住促進等に貢献できるよう取り組みます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
シティプロモーションの推進	情報発信力の強化 戦略的な情報発信	民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
12	市区町村別魅力度ランキング (調査対象数：1,000 市区町村)	H30	79 位	R6	30 位
13	下関市公式フェイスブック、下関市 シティプロモーションフェイスブ ックページへの「いいね」の合計	H30	6,200 件	R6	12,000 件

第2章 多彩な人が輝き、 活力ある産業が振興するまち

【第1節 農林水産業の振興】

【第2節 商工業の振興】

【第3節 就業支援策の強化】



第1節 農林水産業の振興

現状と課題

農林水産業を取り巻く状況は、温暖化などの地球規模の環境変化や就業者の減少及び高齢化による生産量の減少、消費者ニーズの多様化による消費量や生産物価格の低迷等、依然として厳しいものがあります。また、TPPなど貿易の自由化が進行する中、第1次産業への影響が懸念されており、より一層の競争力強化が求められています。

こうした中、効率的で強固な生産基盤と生産物の安定的な供給体制を確立すること、地域特性や下関の知名度を活かして生産品・加工品の付加価値を向上させること、そして多様な担い手を育成していくことが重要な課題となっており、さらに、地域の雇用の受け皿としての農林水産業のあり方が問われています。加えて、道の駅等との連携による地域を活性化するための取り組みや農林水産業の持つ多面的機能の維持、農林水産物の国内外への販路拡大などグローバルな展開をも視野に入れた生産活動がこれからの課題となっています。

農業においては、ほ場整備等の基盤整備を進めるとともに、農地集積による担い手経営体の効率的な生産体制の確立、地域特性等を活かした園芸産地の育成、6次産業化の取り組みが必要です。

林業では市有林の森林整備の推進、森林経営管理法の施行により私有林の適正な管理を図るため、新たな森林経営管理制度を構築し、適正な森林整備の促進が求められています。また、有害鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、鳥獣被害防止対策の取り組みが必要です。

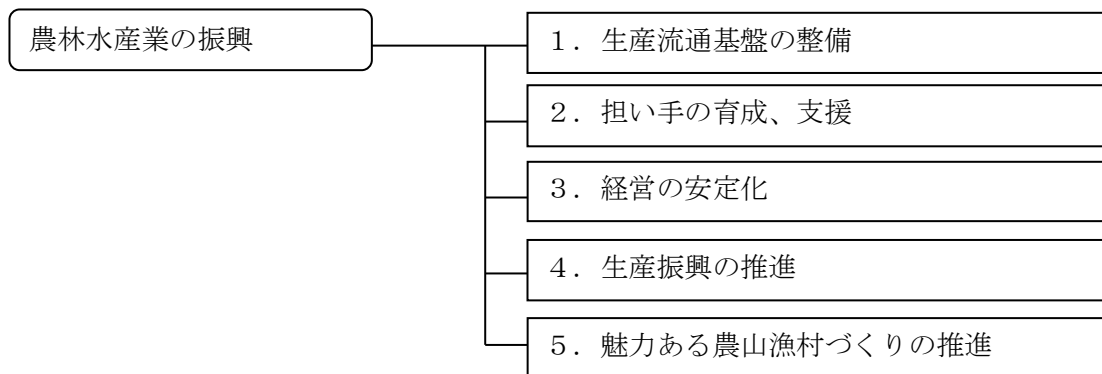
また、水産業においては、栽培漁業の推進による資源の増大や、低迷する魚価を向上させるための水産物のブランド化推進による付加価値や加工品の認知度の向上、魚食の推進等による消費拡大、さらに、水揚高の確保等の取り組みが求められています。

流通においては、市場外流通が増加するなど多様化が進んでいるため、卸売市場の経営は厳しい環境にあります。また、南風泊市場は、施設が老朽しており、耐震及び衛生管理対策の向上が望まれていることから、新市場の整備に取り組んでいます。このような状況のもと、卸売市場を取り巻く様々な情勢変化に的確に対応できるよう、将来に向けてのあり方を検討し、市場の競争力の維持と活性化を図ることが課題となっています。

基本方向

- 農地の大区画化や水田の高機能化等の基盤整備を推進し、農地集積や6次産業化の促進により地域営農の核となる担い手の育成を図るとともに、研修等による新規就農者の就農促進と経営安定化に取り組みます。
- 農畜産物の生産拡大や生産の効率化のために必要な新技術の導入や生産施設、機械・器具等の整備を支援し、競争力のある地域農業を育成します。
- 農林水産業の持つ多面的機能を維持するため、地域での共同活動等によって、農用地や里山、藻場・干潟等地域資源の活用や再生に取り組みます。
- 森林資源の保全と地域林業の振興を図るため、適正な森林整備を推進します。また、有害鳥獣被害防止対策等の徹底を図ります。
- 栽培漁業の推進により資源を維持・増大させるとともに、意欲ある漁業後継者の育成や沖合底びき網漁業等、漁船整備の支援、漁港の機能強化による生産基盤の安定化等を推進します。
- 「ふく」をはじめ、うに、あんこう、いかなどの水産物については、市民や大消費地へ向けた情報発信を行うことにより、下関の水産物の普及を推進します。また、「くじらの街下関」を全国にアピールするとともに、老朽化が著しい「日新丸」に替わる新たな母船建造の誘致を推進します。
- 市場競争力の維持と卸売市場の活性化を図る中で、南風泊市場においては、高度衛生管理型荷さばき所を整備し、日本唯一のふく専門市場としての機能向上を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 生産流通基盤の整備

(1) 農業生産基盤の整備

農産物の生産、安定供給を確保するため、排水機場や農地保全施設等を整備し農地・農業用施設を湛水被害から守るとともに、ため池やかんがい施設の整備等により農業用水の安定供給を図り、農地の大区画化や水田の高機能化等を推進することで、生産効率の向上に努めます。

地域の特性を活かした安全・安心な園芸作物の生産を促進するため、I o Tなどの新技術の導入や施設整備等を支援し、競争力の高い園芸産地の拡大を促進します。

米、麦、大豆といった土地利用型作物の生産拡大に必要な機械等の導入支援により農用地の有効利用を図り、効率的かつ安定的な農業経営を実現できる経営体を育成します。

家畜の増頭や飼料自給率の向上に必要な施設、機械等の導入を支援し、畜産業における生産性の向上と経営の効率化を推進します。

(2) 林業生産基盤の整備

林業生産の効率化と森林資源の維持管理に係る負担軽減を図るため、林道・作業道の整備を推進します。

(3) 漁業生産基盤の整備

本市が管理する漁港施設については、体系的かつ計画的な取り組みにより、施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図ります。また、下関漁港については、管理者である山口県とともに施設の整備を推進し、高度衛生化荷さばき所及び新漁港ビル等の機能強化を図るとともに、下関漁港を起点とした水産物の販路拡大を含めた新たなにぎわい創出の仕組みづくりを行います。

あわせて、沿岸・沖合漁業の水揚高の確保に必要な沖合底引き網漁業等の漁船整備の支援に取り組み、安定した水産物の供給を推進するとともに、沿岸域においては、魚礁の整備を行うことにより、資源の維持増大、漁業経営の安定、漁業経営体数の維持を図ります。

(4) 流通基盤の整備

下関地区高度衛生管理基本計画に基づいた南風泊市場の高度衛生化に取り組み、日本唯一のふく専門市場の機能強化を図ります。

また、市場の集荷力の向上と販売力の強化に重点を置き、取扱量の増加に結びつけることにより、持続可能で元気な市場を目指します。

2. 担い手の育成、支援

(1) 新規就業者に対する支援

新たな農業・漁業の担い手を育成するため、就業開始に必要なとなる技術等の習得に係る研修や経営の安定化など経営初期の支援に加えて、県外からの新規就業者の確保に向けた取り組みを支援します。

(2) 多様な担い手対策の推進

これからの農業における中心的役割を果たす認定農業者の経営改善や地域営農の核となる集落営農法人の設立等を支援するとともに、地域農林業の多様な担い手の育成対策を推進します。

3. 経営の安定化

(1) 各種制度融資の充実

農業・漁業の生産基盤の整備や経営安定に必要な資金の調達を支援することにより、農業者・漁業者の経営安定化や市場買受人の購買力強化、卸売人の集荷力強化を図ります。

4. 生産振興の推進

(1) 需要に対応した生産振興の推進

農畜産物の加工業者や消費者等の需要に対応するため、生産コストの削減、新規需要米の生産、特色ある農畜産物の生産などの取り組みを支援します。また、所得の向上や新たな雇用の確保等の効果が期待される6次産業化への取り組みを支援します。

(2) 鳥獣被害防止対策等の支援

有害鳥獣から農林作物を守るため、防護柵の設置や捕獲による被害防止に取り組むとともに、有害獣として捕獲したイノシシやシカの肉をジビエとして有効活用する取り組みを推進します。

(3) 地元産木材の搬出の促進

地域木材の安定供給のため、搬出間伐の実施、路網整備等への支援を行うとともに、間伐材等の森林資源活用のため、市内の公共施設等への木材の利用促進や木質バイオマス燃料等への活用を推進します。

(4) 栽培漁業の推進

付加価値の高い種苗を生産するとともに、漁協等が実施する種苗放流の効果を上げるために必要な支援を行います。

(5) 農水産物ブランド化の推進

農産物では、やまぐちブランドである「ナシ」や地域ブランドである「トマト」等のさらなる付加価値の向上を図るとともに、新たな農産物のブランド化に向けた取り組みを支援します。

水産物では、国内で初めて地理的表示（G I）に登録された「下関ふく」のブランド価値をより一層向上させるとともに「あんこう」等のブランドの浸透・定着を図ります。

下関産の農水産物のPRや地域加工業者等との連携、広く国内外への販路拡大に取り組みます。また、国において商業捕鯨再開後の沖合操業の基地と位置付けられたことから、これまで以上に「くじらの街下関」を全国にアピールすることでさらなる消費拡大に努め、鯨食文化の伝承や鯨食の普及等を一層推進します。さらに、捕鯨関連産業が持続・発展するため、老朽化が著しい「日新丸」に替わる新たな母船建造の誘致を推進します。

5. 魅力ある農山漁村づくりの推進

(1) 農業の有する多面的機能の維持

国土の保全、水源かん養、景観形成など農業の有する多面的機能の維持・発揮に向けた、集落で取り組む農地の荒廃防止や農業用施設の維持管理に係る活動を支援します。

(2) 森林の保全・活用

下関市森林整備計画に基づき、市有林や市行造林の適正な整備を実施するとともに、新たな森林経営管理制度の導入による私有林の適切な管理に努めます。また、自然とのふれあいの場の提供等を通じて、森林資源や林業への理解を促進します。

(3) 藻場・干潟の再生

海の安全・安心ややすらぎ空間の提供など、海の有する多面的機能の維持・発揮に向けた藻場・干潟の再生及び海岸清掃等に係る活動を支援します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
生産流通基盤の整備	農業生産基盤の整備 ・農用地等の保全整備事業 ・園芸産地の競争力強化 ・水田農業の構造改革推進 ・畜産物の生産性向上 林業生産基盤の整備 ・林道の整備 漁業生産基盤の整備 ・漁港施設の整備及び維持管理 ・下関漁港の整備 ・下関沿岸域の漁場造成 ・沿岸・沖合漁業の維持 流通基盤整備 ・水産流通基盤整備 ・市場活性化対策	県・市 民間・市 民間・市 民間・市 県・市 市 県・市 県・市 県・市 国・県・民間・市 民間・市
担い手の育成、支援	新規就業者に対する支援 多様な担い手対策の推進	県・市 市
経営の安定化	各種制度融資の充実	民間・市
生産振興の推進	需要に対応した生産振興の推進 ・生産振興の推進 ・6次産業化支援 鳥獣被害防止対策等の支援 地元産木材の搬出の促進 栽培漁業の推進 ・有用な種苗の生産 ・種苗放流、中間育成事業等に対する支援 農水産物ブランド化の推進 ・農水産物の販路の拡大 ・水産物ブランド化の推進 ・くじら文化の情報発信	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 県・民間・市 県・民間・市 民間・市 民間・市 民間・市

魅力ある農山漁村づくりの推進	農業の有する多面的機能の維持 森林の保全・活用 藻場・干潟の再生	民間・市 県・民間・市 民間・市
----------------	--	------------------------

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
14	市内における農業担い手経営体数	H30	276 経営体	R6	283 経営体
15	市内の漁業水揚金額 (各年の12月末現在の数値)	H30	4,603 百万円	R6	5,000 百万円
16	有害鳥獣による農林作物被害額 (主要5獣種(イノシシ・シカ・サル・ヒヨドリ・カラス)による農林業被害額(年間))	H30	132,869 千円	R6	108,000 千円
17	市内の森林整備面積(累計)	H30	247ha	R4	1,534ha

第2節 商工業の振興

現状と課題

活力のあるまちを創造するには、経済活動の基盤となり、多様な就業の場を提供する商工業の振興を図ることが必要です。

本市の商業は、小売形態や消費者ニーズの多様化、経営者の高齢化や後継者不足など、経営環境の変化にともない、市内の多くの商店街で空き店舗が常態化しています。このため、地域のニーズを把握するとともに、新規出店に向けた取り組みとして、インバウンド等の観光分野との連携を踏まえた商業地のにぎわいづくりや、地域コミュニティに資する商店街の振興を図ることが求められています。また、民間活力を高めていくため、創業希望者を発掘するとともに、創業者を支援し、事業継続率の向上を目指すことで、地域の活性化、雇用の確保につなげることが必要です。

本市の工業は、輸送用機械、食料品、非鉄金属等の大企業と特色ある技術を持った中小企業が立地しており、多彩な産業がバランス良く展開しています。今後も地域経済の持続的成長に向けた産業振興を図るためには、地元企業の設備投資を促していくとともに、企業や大学等に蓄積された優れた技術や本市の豊富な地域資源を活用しながら、価格競争力があり付加価値の高い商品を作り国内外へ販路を拡大する必要があります。一方、他都市との企業誘致競争が続いており、本州と九州の結節点に位置し、大陸の窓口として地理的優位性や交通アクセスに恵まれた本市の特性を積極的にPRして、企業の誘致を進めていくことが必要です。中でも、市民ニーズが高い事務系職種の人材を増やすため、都市型サービス産業の誘致が課題となっています。

なお、中小企業等の振興にあたっては、商工会議所及び商工会と、引き続き連携を図っていく必要があります。

基本方向

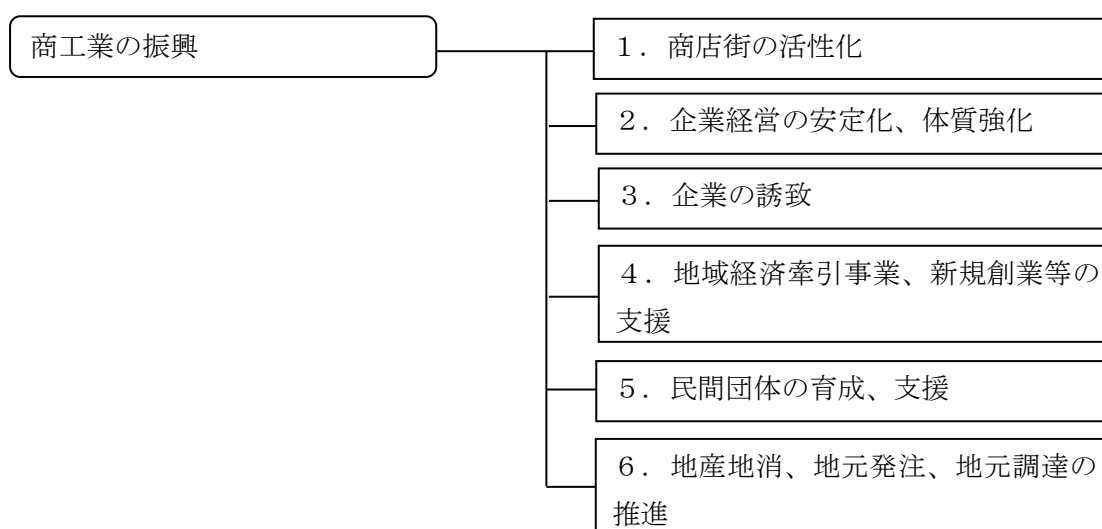
- 既存商店街の活性化に向け、地元企業、金融機関や大学などの関係機関等と連携し、空き店舗対策に取り組むとともに、インバウンド需要の取り込みやイベント開催等、商店街等が取り組む各種事業の支援に努めます。
- 新規創業等については、「創業から開店」まで一貫した支援に努めます。
- 地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼす地域経済牽引事業等の振興を促進します。

○地域資源等を活用した市内中小企業の取り組みに対して支援を行うなど、地場産業の活性化を図ります。

○企業誘致については、様々な支援制度により製造業や都市型サービス産業など地域経済への波及効果が期待できる企業誘致に努めます。

○地元発注、地元調達を推進し、地域循環型経済の形成を促します。

施策体系図



各事業の方向

1. 商店街の活性化

(1) 魅力ある商店街づくりの推進

商店街を訪れる人を増やすため、空き店舗対策を進め、魅力ある店舗を増やすとともに、地域の個性を活かしたにぎわいの創出につながる事業や、商店街の持つ社会的公共的な役割を強化する活動への取り組み等を支援し、地域コミュニティの核となる商店街づくりを推進します。

また、近年増加しているインバウンド対策に取り組むことで商店街の活性化を目指します。

2. 企業経営の安定化、体質強化

(1) 中小企業等制度融資の充実

中小企業者が新たな事業展開や経営の安定等に取り組む上での様々な資金需要に応えるため、制度融資の充実を図ります。

3. 企業の誘致

(1) 誘致活動等の推進

情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業といった都市型サービス産業のニーズに合ったオフィスの建設等を促進することにより、市民のニーズが高い事務系職種の新規立地を図ります。

また、工業団地や長州出島等への企業誘致に向けた活動を積極的に行うとともに、企業立地優遇制度の充実と産業立地の基盤整備の促進を図ります。

4. 地域経済牽引事業、新規創業等の支援

(1) 地域経済牽引事業等の支援

各種奨励金制度等による支援を行い、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす地域経済を牽引する事業の振興を促進します。

(2) 新規創業等の支援

創業希望者の発掘と育成を図るとともに、創業支援施設の活用や創業支援事業者との連携を通じて、新規開業を志す創業希望者を総合的に支援します。加えて、空き店舗への出店支援を行うなど、「創業から開店」までの一貫した支援を行います。また、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用し、起業家を支援します。

(3) 地域資源を活用した地場産業の活性化

地域資源を活用して新商品を開発する中小企業に対し、商品開発から生産性向上並びに販路開拓までの一貫した支援を行うことや市内産品のブランド化を推進することにより、経営革新と基盤強化を促進し、地場産業の活性化を図ります。

(4) 貿易の支援

海外展開を志向する市内中小企業に対し、擬似的な貿易会社「下関地域商社」を構成する市と連携した「産・官・学・金」の各主体がノウハウを持ち寄り、情報収集から貿易実施に至るまで積極的に支援します。

また、山口県、JETRO、商工会議所や貿易関係団体等と緊密に連携して、市内企業の貿易支援を行います。

5. 民間団体等の育成・支援

(1) 商工会議所、商工会に対する支援

市内商工業の振興を目的に各種事業を実施する商工会議所や商工会の運営・実施事業を支援します。

(2) 民間活動に対する支援

民間事業活動を通じた商工業振興を図るため、地域の商店街組合等による活動を支援します。

6. 地産地消、地元発注、地元調達への推進

(1) 地域循環型経済への推進

市内消費の喚起と循環を促し、地域が一丸となった地産地消、地元発注、地元調達の取り組みを推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
商店街の活性化	魅力ある商店街づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性を活かした活性化 ・地域コミュニティの核としての活性化 ・空き店舗対策の推進 	民間・市 民間・市 市
企業形成の安定化、体質強化	中小企業等制度融資の充実	市
企業の誘致	誘致活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致の推進 ・企業立地優遇制度の充実 ・工業団地や長州出島等への企業誘致活動の強化 ・中心市街地への事務所誘致の強化 ・産業立地の基盤整備 	県・市 市 県・市 市 民間・市
地域経済牽引事業、新規創業等の支援	地域経済牽引事業等の振興 新規創業等の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・創業支援施設の活用、創業支援事業者との連携 地産地消を推進した地場産業の活性化 貿易の支援	国・県・市 民間・市 民間・市 県・民間・市
民間団体等の育成・支援	商工会議所、商工会に対する支援 民間活動に対する支援	市 市

地産地消、地元発注、 地元調達への推進	地域循環型経済の推進 ・「やっぱり地元・大好き！下関運動」の 推進及び支援	民間・市
------------------------	---	------

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
18	市内主要商店街の歩行者通行量(休日)	H30	25,926 人	R6	29,000 人
	市内主要商店街の歩行者通行量(平日)	H30	22,732 人	R6	23,000 人
19	地域資源活用促進事業による新商品開発件数	H30	10 件	R6	10 件
20	企業立地促進奨励金の指定件数	H27 ～H30 (平均)	18 件	R6	18 件

第3節 就業支援策の強化

現状と課題

本市は、少子高齢化や若者の市外流出が顕著にあらわれ、労働力人口の減少にともなう地域経済の縮小や地域の活力低下が懸念されています。一方、定年の引き上げや廃止等にともなう雇用環境が変化する中で、働く意欲を持つ人がその力を最大限に発揮できる場の創出が求められています。

こうした中で、持続的な経済成長を実現するためには、積極的な企業誘致等により雇用の創出を図るほか、若者に対する地元就職への意識の醸成や、女性や高齢者等の中から働く意思を持つ人材を掘り起こすことが不可欠です。

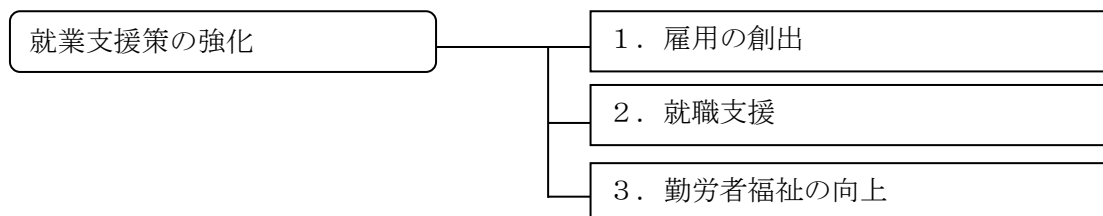
このため、国、県、関係機関と連携した積極的な情報発信により、若者の地元就職の支援、女性や高齢者等の就業支援を継続し、産業を担う労働力人口を確保する取り組みを行うほか、中高生等を対象とした、働くことの意義や地元就職への意識を高めていく取り組みを実施していく必要があります。

また、勤労者の福祉向上を図るため、各施設における利用者のニーズに応じた事業を行う必要がありますが、進行している施設の老朽化や他施設との集約化への対応は喫緊の課題です。

基本方向

- 労働力となる人材の確保に向けた就業の支援を行い、若者、女性、高齢者、障害者等が活躍できる機会の創出を図ります。
- 中高生等に地元企業の魅力を体験できる機会等を提供することで、働くことの意義や地元就職への意識を醸成する取り組みを行います。
- 勤労者福祉施設を適切に維持管理しながら、勤労者の余暇活動を支援する機会の提供を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 雇用の創出

(1) 企業誘致等による雇用の創出

市内における雇用の機会を増加させるため、積極的な企業誘致や地域経済を牽引する事業、新規創業の支援等を行います。

2. 就職支援

(1) 若者の地元就職支援

市内の中高生等に働くことの意義や地元就職への意識を醸成するため、集合型職業体験イベントを行います。また、市内の労働力人口を確保するため、市内企業の情報や求職者とのマッチングに向けた就職関連情報を積極的に発信するほか、学生の地元就職につなげるための奨学金返還に対する補助金制度を就職先となる登録企業と一体となって実施し、普及拡大するなど、幅広い事業展開による就職環境の整備を図ります。

(2) 高齢者、女性等の就職支援

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者が能力や経験を活かし、生涯現役で活躍し続けられる環境を整えるため、セミナーの開催や企業とのマッチングの機会の提供を行うほか、離職している女性の再就職を支援し、女性が輝き活躍することのできる機会を創出します。

また、市内企業に対して、女性や障害者の雇用の確保に向けた働きかけを行います。

3. 勤労者福祉の向上

(1) 勤労者福祉の充実、勤労者福祉施設の利用確保

勤労者がいきいきと働き豊かな生活を送ることができるように、様々な研修会や講座等を開催します。また、勤労福祉施設の適切な維持管理を図り、継続的な利用の確保に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
雇用の創出	企業誘致等による雇用の創出	市
就職支援	若者の地元就職支援 ・ 地元就職への意識の醸成 ・ 就職環境の整備 高齢者、女性等の就職支援	国・県・市 国・県・市 国・市
勤労者福祉の向上	勤労者福祉の充実・勤労者福祉施設の利用 確保	市

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
21	下関市奨学金返還支援補助金制度 利用者数	R3	-	R6	100人

第3章 みんながともに学び、 ともに楽しむ、人を育てるまち

- 【第1節 子ども・子育て支援の充実】
- 【第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成】
- 【第3節 学校の教育力の向上】
- 【第4節 社会全体の教育力の向上】
- 【第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供】
- 【第6節 人権教育・啓発活動の充実】
- 【第7節 男女共同参画の推進】



第1節 子ども・子育て支援の充実

現状と課題

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力です。子どもが健やかに育つためにも、安心して楽しく子育てができる社会を実現することが求められています。

こうした中、国においては、子ども・子育て支援を社会全体で支える新たな仕組みをスタートさせるとともに、幼児教育の無償化に取り組むことで、子どもと子育て家庭を支援する社会の実現を推進しているところです。

しかしながら、共働き家庭やひとり親家庭の増加、核家族化、急速な少子化の進展等により、家庭や家族の形態が多様化していることに加え、地域のつながりが希薄化するなど社会環境の変化にともない、子育てに関する不安や負担を感じる保護者が増え、子どもを育てる力や、地域の教育力の低下、さらには子育て家庭の相対的貧困など、様々な困難を有する子どもとその家庭への対策が課題となっています。

親の就労や経済状況、子どもの発達の違い等にかかわらず、それぞれに適した就学前教育・保育、子育て支援等を等しく提供できる体制を社会全体で整えるとともに、子育てと仕事の両立を応援する社会を実現するためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進することが求められています。

また、すべての子どもが家庭において心身ともに健やかに成長できるよう、地域と行政など関係機関が連携し、一体となって児童虐待防止に取り組み、子どもやその家庭を支援していく必要があります。

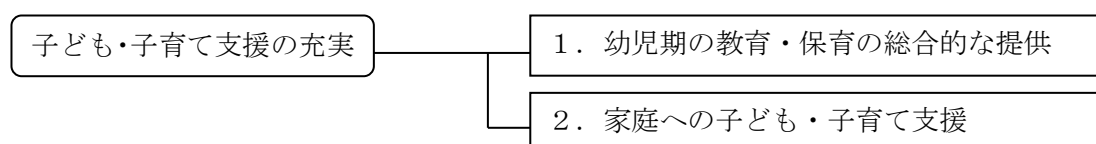
ひとり親家庭にとって就労による生計の維持・向上と子育ての両立は難しいこともあり、経済的困窮は子どもの健全な成長と発達を阻害する要因の一つとなっています。経済的援助及び就労援助により経済的基盤を確立し、自立を促進するため、ひとり親家庭への支援の充実を図る必要があります。

基本方向

○平成27年度（2015年度）にスタートした子ども・子育て支援新制度を核として、国が推進する幼児教育の無償化に対応し、多様化する保育需要に応える保育サービスの充実と質の向上に取り組みます。また、親の就労の状況にかかわらず、質の高い教育・保育及び子育て支援を総合的に提供することのできる認定こども園の普及を図ります。

- 相談体制の強化など子育てを支援する環境整備に努めるとともに、地域や関係機関と連携して児童の健全な育成と発達を支援します。
- 子育て家庭の相対的貧困など、様々な困難を有する子どもとその家庭を含め、地域の中で幅広く子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりに取り組みます。
- ひとり親家庭に対する総合的な支援体制を確立し、自立に向けた支援と子どもたちの健全な育成を支援します。

施策体系図



各事業の方向

1. 幼児期の教育・保育の総合的な提供
 - (1) 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

多様化する保育需要への対応や、幼児期の学校教育を一定規模の集団の中で提供するため、認定こども園の設置促進を図るとともに、職員の資質向上に積極的に取り組みます。

また、幼稚園、保育園、認定こども園の長寿命化等に取り組み、効率的に就学前施設の整備を進めるとともに、保育士の確保に努め、待機児童の解消を図ります。
2. 家庭への子ども・子育て支援
 - (1) 家庭への支援の充実

乳幼児医療費など各種助成制度、相談・援助や一時預かり、放課後児童クラブの運営など各種保育サービスの維持・充実を図り、家庭での子育てを支援します。
 - (2) 地域での支援の推進

地域子育て支援センター、児童館、次世代育成支援拠点施設の活用や地域の子育て支援機能の充実を図り、親が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

地域や子育て支援の関係者とも協力し、子育て家庭の相対的貧困など、

家庭等に様々な困難を有する子どもの育ちを支援します。

(3) ひとり親家庭への支援

経済的支援や母子・父子自立支援員による相談活動を通じ、生活の安定と自立に向けた支援を行います。

(4) 児童虐待への対応

地域や児童相談所、要保護児童対策地域協議会、こども家庭支援拠点及び子育て世代包括支援センターなど関係機関が連携を強化し、子どもが適切に養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保証され、その持てる力を発揮することのできるよう、子ども及びその家庭を支援するとともに、市の組織と機能を強化します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
幼児期の教育・保育の総合的な提供	質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供 ・認定こども園の設置促進 ・幼稚園、保育園、認定こども園の長寿命化 ・保育士の確保	民間・市 民間・市 民間・市
家庭への子ども・子育て支援	家庭への支援の充実 ・医療費の助成 ・放課後児童クラブの充実 ・一時預かり事業の充実 地域での支援の推進 ・子育て支援の拠点施設の充実 ・子どもの居場所づくり ひとり親家庭への支援 ・生活と自立の支援 児童虐待への対応 ・関係機関の連携による児童虐待の未然防止及び早期発見 ・子どもとその家庭への支援の充実 ・市の組織と機能の強化	市 民間・市 民間・市 民間・市 民間 市 民間・県・市 民間・県・市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
22	下関市は、安心して子どもを産むことができ、育てやすいまちであると感じている市民の割合	H30	28.45%	R6	50%
23	認定こども園の設置数	H30	23カ所	R6	28カ所

第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成

現状と課題

教育を取り巻く社会情勢は、少子高齢化の進行、経済格差の拡大、グローバル化・高度情報化の進展等により急速に変化しており、いじめや不登校をはじめ、学力・体力の向上や規範意識の醸成など、複雑・多様化する教育課題に的確に対応することが求められています。こうした中、子どもたち一人ひとりが社会の一員であることを自覚し、未来に向け主体的に歩んでいくことができるよう、その基盤となる「生き抜く力」を養うことが必要となっています。

いじめや不登校等の問題については、校内体制の強化や校種間・関係機関との連携が必要です。また、子どもたちが豊かな心を持つとともに、「命の尊厳」を自覚し、自他を大切にしながら、ともによりよい社会を築いていく子どもたちの態度を育むことが大切です。

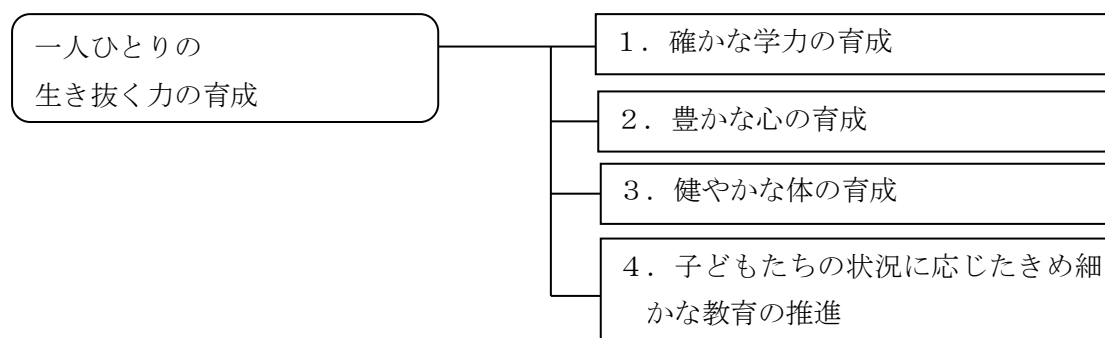
学力については、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の醸成が求められています。特に、めまぐるしく変化する社会を生き抜くためには、「読解力」の向上が欠かせません。体力については、筋力や柔軟性等を高めるとともに、女子のスポーツへの関心を深めることが必要とされています。

健康教育においては組織的な保健指導や規範意識の醸成等が、特別支援教育においては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が求められています。

基本方向

- 豊かな心を育むとともに確かな学力と体力を身につけ、子どもたち一人ひとりが持つ個性を活かしながら自信と希望を持って自らの将来や社会を力強く切り拓いていけるよう、教育活動の充実を図ります。
- 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援を充実させ、きめ細かな教育を推進します。
- 「やまぐち型地域連携教育」の仕組み等を活用することにより、校種間や家庭・地域との連携を強化し、教育活動の充実を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 確かな学力の育成

(1) 基礎・基本の定着と学力の向上

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学習指導法の工夫と学習内容の充実に努めることで、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の醸成を図ります。さらに、学力定着状況の把握と分析に基づいた指導方法の工夫改善を図る検証・改善サイクルの確立により、児童生徒の学力の確実な定着と向上に向けた取り組みの一層の充実に努めます。

(2) 時代の進展に対応した教育の推進

子どもたちの育ちや学びをつなげるため、幼保こども園・小学校が連携し、幼児期の教育の成果を活かしたカリキュラムを編成します。

外国語教育については、ALTの有効活用と授業改善に取り組み、小学校から中学校への円滑な移行及び内容の充実に努めます。

(3) キャリア教育の推進

日々の教育にキャリア教育の視点を持って取り組み、体験活動を重視するとともに発達段階に応じたキャリア教育を推進します。地域の人材を中心に様々な職種の方々を活用した「職業講話」や実際に職業体験をする「職業体験学習」等を行い、地域との「かかわり」や校種間の「つながり」を大切に、志を抱くことができる取り組みの充実に努めます。

(4) ビジネス教育の推進

最新のICTを活用した授業の実践を通じて、高度情報化社会で必要とされる専門的な知識・技能を身につけ、情報を主体的に活用できる力を育みます。

2. 豊かな心の育成

(1) 思いやりのある豊かな心を育む教育の推進

自他の生命を尊重する心や思いやりの心等を育むため、「命の尊厳」について全教職員と子どもたちがともに考える「下関市いのちの日」の取り組みを進めます。

道徳科を中心に、子どもたちの自己肯定感・自己有用感を高め、豊かな心を育む授業の充実を図ります。

子どもの豊かな心を培うために、学校・地域で読書活動の推進を担う人材の育成を図るとともに、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

(2) ふるさと学習の推進

「地域・伝統文化に関する教育」の充実を図り、「ふるさと下関」に対する誇りと愛情を育む指導を推進します。

(3) つながりをもとにした青少年健全育成の推進

街頭補導や環境浄化活動等、関係機関、団体、地域との緊密な連携のもとに青少年の非行防止活動を総合的に行います。

(4) 不登校児童・生徒の適応指導の充実

市内全域の児童生徒に対応できるよう、教育支援教室の分室の設置や指導員の増員を検討するなど、個に応じたきめ細かな支援を行います。

3. 健やかな体の育成

(1) 体力の向上

授業以外で子どもが定期的・連続的に運動を行う場や時間を確保する1校1取り組みの推進を図るとともに、体力についての家庭や地域の関心を高め、親子運動等を実施します。

また、社会人や大学生ボランティア等、地域スポーツ人材の積極的な活用を図ります。

(2) 健康教育の推進

学校保健委員会の活性化と養護教諭を中心とした健康相談における校内体制の充実を図ります。

また、計画的・継続的な薬物乱用防止教室を実施するとともに、性に関する課題や悩み・不安等の解消に向け、家庭や地域の専門機関との連携を図ります。

(3) 食育の推進

学級担任だけでなく、栄養教諭や学校栄養職員、地域人材等が連携しながら、指導時間を確保するとともに、積極的に授業改善に取り組みます。また、給食等に使用した地場産食材の紹介を行い、栄養指導を実施します。

4. 子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

障害のある児童生徒の就学支援体制の確立と支援員の資質向上を図るとともに、特別支援教育支援員の配置体制の充実を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
確かな学力の育成	基礎・基本の定着と学力の向上 ・確かな学力を育む教育の推進 時代の進展に対応した教育の推進 キャリア教育の推進 ビジネス教育の推進	市 市 市 市
豊かな心の育成	思いやりのある豊かな心を育む教育の推進 ・「下関市のいのちの日」の取り組み ・道徳科の授業の充実 ・図書館教育の充実 ふるさと学習の推進 つながりを基盤とした青少年健全育成の推進 ・青少年補導センターにおける補導、相談の実施 不登校児童・生徒の適応指導の充実 ・教育支援教室における適応指導 ・訪問支援の実施	市 市 市 市 市 市 市
健やかな体の育成	体力の向上 健康教育の推進 食育の推進	市 市 市

子どもたちの状況に応じたきめ細かな教育の推進	特別支援教育の推進 ・小・中学校への支援員の配置	市
------------------------	-----------------------------	---

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
24	全国学力・学習状況調査における全国と市の平均正答率の差を合計した数値	H30	-0.6 ポイント	R6	0.4 ポイント
25	全国体力・運動能力・運動習慣等調査における体力合計点の全国平均値に対するT得点	H30	49 点	R6	50 点
26	教育支援教室通級児童生徒の学校復帰率(就職・上級学校進学を含む)	H30	62%	R6	68%

第3節 学校の教育力の向上

現状と課題

社会情勢の変化とともに複雑・多様化する教育課題に的確に対応するためには、個々の教職員の資質・能力の向上を図るだけでなく、組織的な取り組みが求められています。

教職員の大量退職によって、新規採用者が増加したことから、全教職員で若手教職員を育成することが急務となっています。キャリアステージごとに求められる教職員の役割や資質・能力に応じた研修の充実を図る必要があります。

子どもたちが、安全な環境の中で安心して学び、様々な体験活動を通じて成長し、社会で活躍できるよう、すべての学校において質の高い教育環境を確保することが求められています。

特に老朽化が著しい学校施設については、大規模な改修の検討、並びに給食施設の集約化や給食事業の公会計化、民間委託化を図る必要があります。また、児童生徒等の熱中症対策として空調設備の整備が必要です。

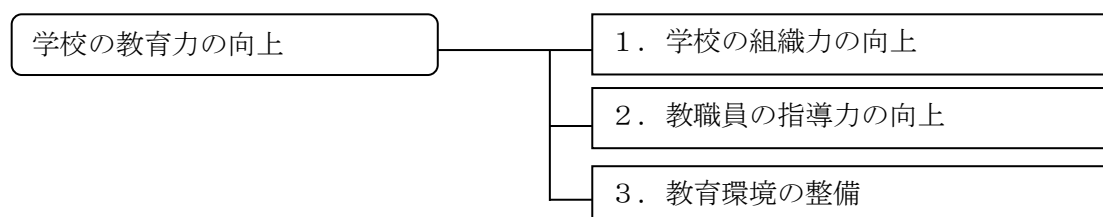
公立大学法人下関市立大学に対して、学部新設などの大学改革を行い、また、教育研究等の質の向上を図ることによって、学生や市民にとって魅力があり、地域に貢献できる大学となるよう支援していく必要があります。

また、市内には複数の大学が存在しており、これらの連携をさらに推進することで、教育・研究の可能性を広げることが求められています。

基本方向

- 研修体制の充実や校種間連携の促進等により学校等の組織力を高めるとともに、教職員一人ひとりの適性・能力・課題に応じて計画的・継続的に資質能力の向上を図ります。
- 学校施設の耐震化、空調設備の設置や老朽化した学校施設の改善などの整備の推進に加え、施設の計画的な集約化等を検討するなど安全な教育環境の整備に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 学校の組織力の向上

(1) 組織力を高める取り組み

学校評価・教職員評価・授業評価、及び学力調査等を活用した状況の客観的な分析を行い、課題把握に努め、実効性のある重点目標を設定します。その目標をコミュニティ・スクールや「ふるさと下関協育ネット」等の仕組みを活用して地域や家庭と共有し、課題解決に向けた組織的な取り組みを行います。

(2) 教職員の適切な配置

各学校の課題や教職員一人ひとりの専門性、年齢、性別、現任校の勤務年数等の観点から、適切な配置を進めます。

(3) 校種間の連携の推進

幼保こども園・小・中・高の教職員による連携のための体制づくりと職員研修を充実させます。

また、小・中が連携して学力向上等の共通課題に応じた中学校区ごとの小中連携協議会等を充実させます。

2. 教職員の指導力の向上

(1) 指導力を高める研修の実施

教職員、一人ひとりの適性・能力・課題に応じて資質能力の向上を図るため、教育センターを効率的に活用し、中核市として教職員研修のさらなる充実を図ります。

資質向上の体制づくりを促進するため、指導主事の担当校制による訪問支援により、校内研修の充実を図るなど、全校体制での組織的な取り組みを支援します。

(2) 教育センターの運営

研修機能と教育委員会事務局機能を一体的に運営することにより、各学校に対する支援体制を一層強化し、より効果的な教育行政を推進します。

3. 教育環境の整備

(1) 市立学校の適正規模・適正配置の推進

小・中学校の教育環境の現状について、地域と保護者、教育委員会と

が情報を共有し、意見交換等を行いながら下関市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づいて教育環境の改善に努めます。

(2) 私学教育の振興

私立学校の特色ある教育事業を促進し、もって本市の学校教育の発展を図るため、補助金による支援を行います。

(3) 学校給食施設の管理運営

施設、設備の老朽化が著しい給食施設の集約化や公会計化、民間委託化を図るため、学校給食施設再編整備の検討を行います。

(4) 安全な施設、設備の充実

児童生徒及び教職員が安全・安心な校舎で快適な学校生活・教育活動ができるように、小・中学校の耐震化や長寿命化、空調設備の設置を行います。

(5) 公立大学法人下関市立大学への支援

公立大学法人下関市立大学の基盤的経費である運営費交付金の交付や施設整備等を通じて、大学の教育・研究機能の質の向上を支援し、地域に貢献する大学となるよう促します。

(6) 下関市立大学の総合大学化

地域や学生のニーズをくみ取り、下関市立大学の魅力を高め、地域の活性化にもつながる学部の設置を目指します。

(7) 市内の大学間連携の推進

市内の大学間連携を下関市立大学が核となって推進し、学生に幅広い学修の機会を提供します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
学校の組織力の向上	組織力を高める取り組み 教職員の適切な配置 校種間の連携の推進	市 市 市
教職員の指導力の向上	指導力を高める研修の実施 ・教職員の資質能力の向上 教育センターの運営	市 市

教育環境の整備	市立学校の適正規模・適正配置の推進	市
	私学教育の振興	
	・私学に対する支援による学校教育の発展	市
	学校給食施設の管理運営	
	・学校給食施設再編整備	市
	安全な施設、設備の充実	
	・小・中学校の耐震化	市
	・小・中学校の長寿命化	市
	・小・中学校の空調設備の設置	市
	公立大学法人下関市立大学への支援	
・運営費交付金の交付、施設等整備	市	
下関市立大学の総合大学化	市	
市内の大学間連携の推進	民間・市	

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
27	子どもたち一人ひとりに生きる力が養われていると感じる市民の割合	H30	10.2%	R6	30%
28	中核市研修の受講者数	H30	2,800人	R6	3,000人

第4節 社会全体の教育力の向上

現状と課題

少子高齢化の進行、高度情報化の進展、経済格差の拡大など、急速な社会の変化にともない、地域社会のつながりや支え合いの希薄化が進んでおり、地域における教育力の強化や家庭教育の充実の必要性が問われています。

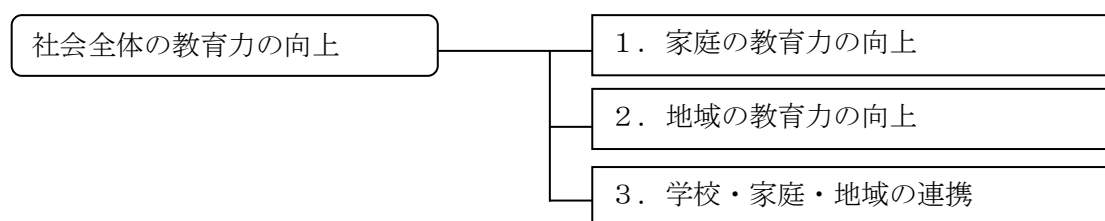
このような状況の中で、学校・家庭・地域が連携・協働し、社会総がかりによる教育を実現するため、「やまぐち型地域連携教育」を推進していくことが大切です。

また、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、人づくりと地域づくりの好循環を創出するために従来の個別の活動を総合化・ネットワーク化し、組織的・安定的に活動を継続できる仕組みを整える必要があります。

基本方向

- 家庭教育の自主性を尊重し、保護者が自信を持って子の教育に臨むことができるよう、家庭の教育力向上に向けた支援を行います。
- コミュニティ・スクールや「ふるさと下関協育ネット」の充実を図り、学校運営・学校支援や学校による地域の方を対象とした地域貢献の取り組みを促進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 家庭の教育力の向上

(1) 家庭への学習支援

家庭教育の充実に向けて、保護者を対象にした家庭教育学級や家庭での様々な課題の解決につながる講演会など家庭の教育力を高めるための取り組みを実施し、保護者が学ぶ機会等を提供するとともに、保護者同士のネットワークの構築を図ります。

(2) 家庭教育を支える組織の育成

家庭教育を各地域で支える自主的な活動を促進するため、PTA等の組織の育成を図ります。

(3) 関係機関等との連携強化

関係機関等と情報共有に努めるとともに、連携を密にすることにより、幅広くきめ細かな支援の充実を図ります。

2. 地域の教育力の向上

(1) 青少年健全育成の体制づくり

青少年が地域の中で心豊かで健やかに育つための体制を整備するとともに、地域で行う学習・スポーツ・文化・交流活動を支援します。

(2) 青少年の交流活動の場づくり

青少年が、社会の一員であることを自覚し、他者との相互理解を深め、学校、地域、職場等で自主的に活動するための交流の場づくりに努めます。

(3) 地域活動を支える指導者の育成

地域活動への参加意識の高揚と地域活動組織の強化を図るため、必要な指導や助言を行うとともに、地域活動において大きな役割を果たす指導者を育成します。

3. 学校・家庭・地域の連携

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクールの核となる学校運営協議会について助言や支援を行い、学校・家庭・地域が一体となった協議の充実を図ります。

コーディネーターの資質向上に向けた研修会等を実施し、学校と地域のつながりを深めていきます。

「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを活かし、中学校区での連携を強化することで、学校や地域の課題解決を目指します。

(2) 地域の子どもを地域で育てる活動の促進

「ふるさと下関協育ネット」等の活用により、子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行いながら、地域全体で教育に取り組む体制を構築し、地域が一体となって子どもたちを育む活動を促進します。

また、地域で行われている個別の活動間の総合的な連携を図り、組織

的・安定的な活動の継続を目指します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
家庭の教育力の向上	家庭への学習支援 家庭教育を支える組織の育成 関係機関等との連携強化	市 市 市
地域の教育力の向上	青少年健全育成の体制づくり 青少年の交流活動の場づくり 地域活動を支える指導者の育成	市 市 市
学校・家庭・地域の連携	地域とともにある学校づくりの推進 ・コミュニティ・スクールの充実 地域の子どもの地域で育てる活動の促進 ・「ふるさと下関協育ネット」及び「放課後子ども教室」の実施	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
29	学校と家庭と地域住民が互いにかかわりあう社会になっていると感じる市民の割合	H30	15.3%	R6	30%
30	地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを活かして、保護者や地域の人と協働による活動をよく行った学校の割合	H30	84.3%	R6	100%

第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供

現状と課題

社会が大きく、かつ急速に変化する中で、生涯学習の重要性は一層高まっています。本市は、生涯学習の推進のために、生涯学習プラザや公民館、図書館等の社会教育施設において、学習機会の提供や学習情報の発信を積極的に行うとともに、市民団体等の生涯学習活動に対する支援を行ってきました。

現在、これらの社会教育施設は「生涯学習の拠点」という従来の役割に加え、地域の活性化・まちづくりの拠点、地域の防災拠点等としてのより幅広い役割を担うようになっています。

このような状況を踏まえつつ、これからの時代に求められる社会教育施設の役割と、それを実現するために必要な方策について、老朽化した施設の整備とともに施設のあり方も含め検討することが求められています。

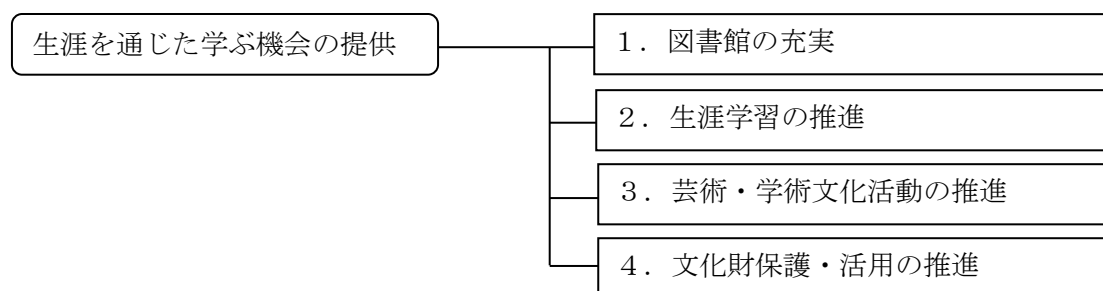
社会構造の変化とそれにともなう市民意識の変化等により、文化財を取り巻く環境は年々厳しくなっています。過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいくことが必要とされています。本市には全国屈指の豊かな自然遺産と歴史遺産があり、地域の特性や誇りとなっています。このため、今後、これらの多種多様な遺産について、行政のみならず、市民とともに学び、これら地域固有の遺産を適切に保護し、次世代へ継承するとともに、その魅力を活かしたまちづくりを推進することが求められています。

基本方向

○いつでも、どこでも、だれでも、どんなことでも学びたいという多様な市民の学習ニーズに対応するとともに、利便性の向上を図り、生涯学習活動を促進します。

○文化財については、その価値をわかりやすく多くの人に伝え、本市の教育、芸術、文化の向上に資するため、保存・活用に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 図書館の充実

(1) 図書館の充実

各図書館において、「おはなしのじかん」等の各種行事を開催し、図書館利用の普及に努めるとともに、学校等団体貸出用図書 of 図書館資料の収集・整備を図ります。

また、下関市立図書館基本計画及び第二次下関市子どもの読書活動推進計画に基づき、図書館サービスの充実を図ります。

2. 生涯学習の推進

(1) 公民館など生涯学習拠点施設の整備と活用の促進

市民のニーズや地域の実情に応じた施設の整備に努め、だれもが自主的に学び、活動できるよう、多様な学習機会の提供を行います。

3. 芸術・学術文化活動の推進

(1) 美術館の環境整備

施設整備や魅力ある展示を行い、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実や情操教育の推進を図ります。

(2) 博物館など学術文化拠点の環境整備

各博物館の専門性を最大限に活用し、市内外の博物館相互の連携により、本市ならではの学術研究を深め、その成果をもとに、学習支援の場のみならず観光的な視点を含めた各種施設の機能的整備に取り組みます。また、集客性の高い魅力的・効果的な展示に努めるとともに、来訪者の五感に訴える企画を展開し、学術文化の振興を図ります。

4. 文化財保護・活用の推進

(1) 歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり

地域固有の歴史遺産・自然遺産の保護・活用を推進するため、市民にとって、その価値や魅力の発見につながる機会、及び次世代への継承意欲を醸成する機会を設け、行政と市民が一体となって、歴史文化を活かしたまちづくりに取り組みます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
図書館の充実	図書館の充実 ・ 図書館基本計画の推進 ・ 図書館サービスの向上	市 市
生涯学習の推進	公民館など生涯学習拠点施設の整備と活用の促進	市
芸術・学術文化活動の推進	美術館の環境整備 博物館など学術文化拠点の環境整備	市 市
文化財保護・活用の推進	歴史的・文化的資源を活かしたまちづくり ・ 地域固有の歴史遺産・自然遺産の総合的学習・把握と保護・活用の推進	民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
31	いつでも、どこでも、だれでも学習する機会があると感じる市民の割合	H30	38%	R6	50%
32	公民館等の主催講座の延べ参加者数	H30	13,653人	R6	14,000人
33	博物館等文化財保存活用施設の入館者数	H30	232,122人	R6	255,000人

第6節 人権教育・啓発活動の充実

現状と課題

地域・職場・学校などあらゆる場において一人ひとりの人格が尊重され、誰もが自由で平等な生活を営むことのできる豊かな社会を作るためには、誰もがかけがえのない「いのち」を大切に、人権について理解と認識を深めることが不可欠であり、人権教育や啓発の果たす役割は大変重要です。

基本的人権の重要性を認識し、人権尊重の意識を地域社会に浸透させ、人権感覚の豊かな社会を築くため、関係機関等と連携しながら、山口県人権推進指針に沿う形で、多岐にわたる人権課題の解決に向けて人権教育・啓発活動に取り組んでいます。また、すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の意識を高め、互いの人格を尊重した態度及び言動のあふれる学校づくりを進めています。

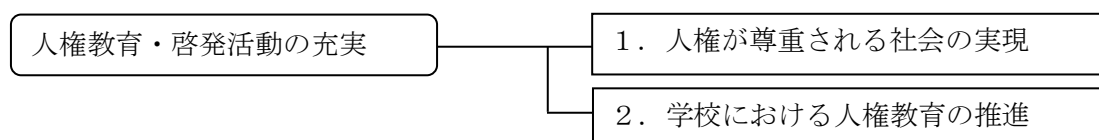
しかしながら、性同一性障害や性的指向・性自認を理由とする差別的扱い、ヘイトスピーチ及びインターネットの匿名性による人権侵害など、新たな人権問題も発生しています。

このため、市民すべてがあらゆる場において、自分の人権が尊重され、他人の人格を尊重して、自由で平等な生活をともに営むことができるよう人権教育・啓発活動を推進し、人権意識の高揚を図るとともに、人権教育の一層の充実を図るため、教職員に対する研修を行い、さらなる資質向上を目指す必要があります。

基本方向

- 一人ひとりが基本的人権を深く認識し、お互いに尊重し合う意識が社会全体に浸透した人権感覚の豊かな社会を築くことを目指し、関係機関との連携を強化し、各種人権教育・啓発活動に取り組みます。また、地域における自主的な取り組みを支援します。
- 児童生徒の心身の成長の過程に即し、人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にする教育を組織的、計画的に推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 人権が尊重される社会の実現

(1) 推進体制の整備と充実

下関市人権施策推進審議会及び下関人権擁護委員協議会等の関係機関と連携を図りながら、人権教育・啓発推進体制の整備を図るとともに、地域の実情及びニーズに即した人権施策を推進します。

(2) 多様な学習機会の充実

市内の複数地域において、人権研修と学習講座を開催するとともに、地域住民、学校等が自主的に開催する人権学習講座等を支援します。

(3) 地域、職場等でのリーダーの育成

人権教育指導者研修会を開催し、地域あるいは職場等で人権教育を推進するリーダー等を育成します。

2. 学校における人権教育の推進

(1) 教職員研修の充実

学校における人権教育を推進するための方策について共通理解を図り、様々な人権課題についての理解を深めるなど、研修内容を工夫します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
人権が尊重される社会の実現	推進体制の整備と充実	市
	多様な学習機会の充実	市
	地域、職場などでのリーダーの育成	市
学校における人権教育の推進	教職員研修の充実	市

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
34	生活の中で「人権」を大切にし、尊重しあう習慣が根付いていると思う市民の割合	H30	17.9%	R6	30%

第7節 男女共同参画の推進

現状と課題

男女が互いに尊重し合い個性と能力を十分に発揮し、ともにバランスよく家庭生活と社会生活を両立できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市では、下関市男女共同参画基本計画に基づき、意識啓発や調査研究など様々な事業を市民及び各種団体等と協力して展開しています。

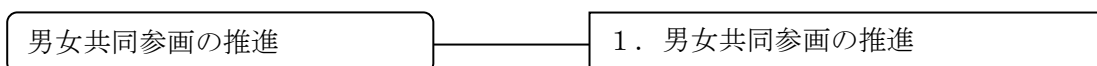
しかしながら、いまだに根深くある性別による固定的役割分担意識が、男女平等の推進や女性の社会参加等の妨げになっており、女性の政策・方針決定過程への参画も十分でなく、また、働く場面においても女性の力が十分に発揮できているとはいえないのが現状です。

今後は、働くことを希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、市民、各種団体及び関係機関、企業とも連携しながら、職業生活における女性の活躍推進を視野に入れた男女共同参画の視点で、施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

基本方向

○男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

施策体系図



各事業の方向

1. 男女共同参画の推進

(1) 推進体制の充実

下関市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画推進本部及び男女共同参画協議会を中心とし、市民や各団体・企業等と連携しながら、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、下関市DV対策基本計画、及び下関市女性活躍推進計画に基づく施策をあわせて推進します。

(2) 意識啓発活動の推進

男女がともに能力を発揮できる社会の実現に向け、家庭・職場・地域社会などあらゆる場における男女共同参画の意識啓発活動を継続して推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
男女共同参画の推進	推進体制の充実 意識啓発活動の推進	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
35	市の審議会等における女性委員の登用率	H30	29.6%	R6	35%

第4章 美しく潤いのある自然や まちなみと人が共生するまち

- 【第1節 自然環境の保全】
- 【第2節 良好な景観の形成】
- 【第3節 廃棄物処理の推進】
- 【第4節 住環境の整備】



第1節 自然環境の保全

現状と課題

世界では、地球規模の環境の危機を反映し、2015年（平成27年）に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や「パリ協定」の採択など、国際的合意が立て続けに行われ、国においても2018年（平成30年）に第5次環境基本計画を策定し、SDGsやパリ協定を柱とした施策を展開しています。

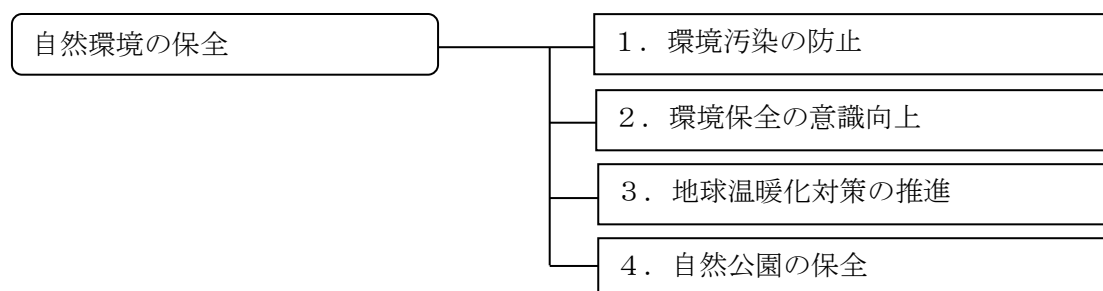
本市は、豊かな自然が多く、私たちの暮らしに様々な恩恵をもたらしており、山や川、森林、海など過去から受け継いできた恵まれた自然環境を守り、将来の世代へと渡していく責任とともに、一人ひとりがどのように活動するか判断能力を養う環境教育と、それを推進するための人材育成が重要です。

下関市環境基本計画に掲げる基本目標に基づき、行政の事務・事業すべてにおいて環境へ配慮し、率先して地球温暖化対策に取り組むことはもとより、環境保全への理解を深め、持続可能な社会の構築のため、ESDの視点を取り入れた環境教育等に取り組んでいくことが必要です。

基本方向

- 環境負荷の少ない循環型社会の構築及び環境保全の仕組みづくりのため、市民の生活環境の保全を図り、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。また、自然環境の保全を市民全体の運動として展開するため、環境教育や人材育成等、意識の向上に努めます。
- 未来につなぐ低炭素の社会づくりのため、下関市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた地球温暖化対策を行います。
- 豊かな自然環境の保全とふれあいの推進のため、本市が有する自然公園、自然海浜保全地区等をはじめとする豊かな自然環境を保全管理するとともに、周辺に生息する野生動植物の保護と共生を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 環境汚染の防止

(1) 環境及び発生源の監視

地球環境の保全及び市民の生活環境の保全を図るため、環境及び発生源の監視体制の強化により、環境汚染の防止や公害苦情の適切な処理に努めます。

2. 環境保全の意識向上

(1) 普及啓発活動の推進

自然環境が保全され、野生動植物の保護と共生が図られる快適で住み良い環境づくりを市民全体へ啓発するため、学校、地域、家庭、職場等の様々な場において環境保全情報を提供するとともに、E S Dの視点を取り入れた環境教育や人材育成等、環境保全に対する取り組みを推進します。

3. 地球温暖化対策の推進

(1) 市民・事業者・行政の活動推進

下関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、市民・事業者・行政が連携して、全市的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガス排出抑制施策（緩和策）として、省エネライフスタイルの実践、低炭素なまちづくり、持続可能なエネルギーの利活用、循環型社会の形成、主体間の交流・連携・協働に取り組むとともに、気候変動に向けた適応策についても取り組みを推進します。また、下関市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が行う事務及び事業に関し、温室効果ガスの削減に努めます。

4. 自然公園の保全

(1) 自然公園の保全

瀬戸内海国立公園火の山をはじめ、北長門海岸国定公園、豊田県立自然公園等の地域制緑地について、自然に親しむことができる野外レクリエーション施設の整備に配慮し、優れた美しい自然の風景地を保護していくため、国や県へ働きかけ良好な自然環境の保全に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
環境汚染の防止	環境及び発生源の監視 ・監視・指導体制の強化	市
環境保全の意識向上	普及啓発活動の推進 ・環境保全情報の提供 ・環境教育の推進	市 民間・市
地球温暖化対策の推進	市民・事業者・行政の活動推進 ・省エネライフスタイルの実践 ・低炭素なまちづくり ・持続可能なエネルギーの利活用 ・循環型社会の形成 ・主体間の交流・連携・協働 ・気候変動への適応 ・市所有施設における省エネルギー対策の推進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 市
自然公園の保全	自然公園の保全 ・瀬戸内海国立公園 ・北長門海岸国定公園 ・豊田県立自然公園	国・県・市 県・市 県・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
36	温室効果ガス削減率	H25	100%	R12	70%

第2節 良好な景観の形成

現状と課題

本市の美しく魅力的な景観は市民のかけがえのない財産であり、その財産を守り、育て、創り出していく必要があります。

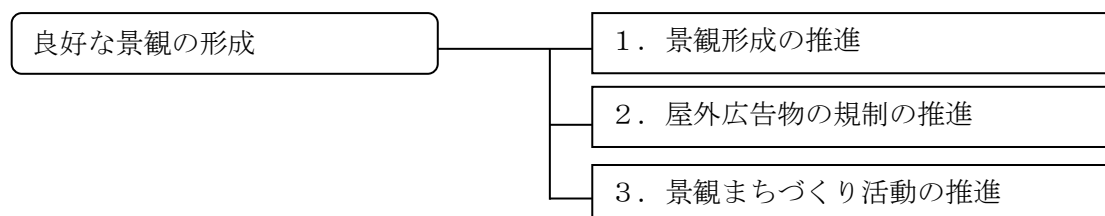
そのためには、市民・事業者・行政の一層の連携・協働により、本市が世界に誇る関門海峡の景観や歴史あるまちのたたずまい、豊かな自然景観などの地域の景観資源を活かした景観形成を図るとともに、国道9号沿線花壇の美化活動をはじめとした、花やみどりと調和した快適で美しいまちづくりを充実させる必要があります。

また、昼間の景観はもとより、夜間の景観についても、地域特性に応じたきめ細かな景観誘導を図るとともに、市民や事業者の一層の景観意識の高揚を図る必要があります。

基本方向

○下関市景観計画や下関市屋外広告物条例に基づき、これまでの取り組みを充実・強化しながら、地域の景観資源を活かした総合的な景観形成を図るとともに、市民・事業者・行政の連携により景観まちづくりを推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 景観形成の推進

(1) 下関市景観計画の推進

下関市景観計画に基づく行為の届出制度により、景観形成基準に則した景観誘導を図るとともに、地域特性を活かした景観形成を誘導する必要がある地区、また、よりきめ細かな景観形成を重点的に推進する必要がある地区として、「景観形成地域」、「景観重点地区」等の指定を進めます。

また、良好な景観を形成するための活動を行っている市民、事業者、団体を表彰する等、市民の景観まちづくりに対する関心の醸成を図ります。

(2) 関門景観形成の推進

本市のシンボリックな空間である関門海峡とのかかわり合いを重視した魅力ある海辺の景観の形成を図るとともに、海峡を共有する北九州市と連携した一体的な景観形成を推進します。

(3) 花とみどりのまちづくりの推進

快適で美しく魅力的な都市環境を創出するため、官民による連携・協働の取り組みを継続し、国道9号沿線における花壇の美化活動をはじめとした、花とみどりのまちづくりを推進し、彩りと潤いのある景観形成を図ります。

(4) 夜間景観形成の推進

まちの魅力を高めるため、また、市民が快適に生活できる光環境づくりのため、下関市夜間景観ガイドラインに基づき夜間景観整備の誘導を行い、良好な夜間景観の形成を図ります。

(5) まちなかの魅力向上等の情報発信の推進

魅力ある景観や活動等の情報を発信することにより、市民や事業者の景観意識の向上を図ります。

2. 屋外広告物の規制の推進

(1) 屋外広告物の規制の推進

下関市屋外広告物条例の適正な運用により、必要な規制を行うとともに、周辺景観に調和した広告デザインへの誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。

3. 景観まちづくり活動の推進

(1) 景観まちづくり活動の推進

市民・事業者・行政の連携により、景観まちづくりを推進し、必要となる支援を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
景観形成の推進	下関市景観計画の推進 ・都市景観及び自然景観形成の推進 ・景観形成地域、景観重点地区の指定 関門景観形成の推進 花とみどりのまちづくりの推進 ・下関花いっぱい計画の推進 夜間景観形成の推進 まちなかの魅力向上等の情報発信の推進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市
屋外広告物の規制の推進	屋外広告物の規制の推進	民間・市
景観まちづくり活動の推進	景観まちづくり活動の推進 ・景観まちづくり活動支援	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
37	下関らしい豊かで潤いのある景観づくりが推進されていると感じている市民の割合	H30	21.7%	R6	32%

第3節 廃棄物処理の推進

現状と課題

市民の健康で快適な生活を確保するためには、廃棄物の排出抑制や適正な処分など、衛生環境の保全等を図ることが重要であり、そのためには、私たち一人ひとりが自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、良好な環境の形成を目指していくことが求められています。

廃棄物処理の推進については、下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化やリサイクル率の向上等について、さらなる取り組みが必要です。

このため、ごみ処理については、市民・事業者・行政が連携・協力し、それぞれの役割を果たしながら循環型社会の形成を目指すとともに、ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみ減量に対する意識をより高め、ごみの適正分別の徹底や排出抑制に取り組む必要があります。また、効率的かつ安全で安定した収集体制の確立や処理施設の整備が必要です。

し尿浄化槽汚泥の処理については、公共下水道等の普及により汚水衛生処理率が増加しており、し尿浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。今後も減少が予測されることから、安定した処理体制を維持しつつ、効率的かつ持続的な処理体制の検討が必要となります。また、生活雑排水を未処理で河川等に放流することは、水環境への負荷が高いことから、引き続き、公共下水道等の整備区域外の合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、浄化槽設置者の適正管理を徹底していく必要があります。

廃棄物の不法投棄については、パトロールの実施、環境保全監視員の配置、監視カメラや不法投棄ホットラインの設置等により対応していますが、今後とも効果的な防止対策に取り組む必要があります。

また、近年、地震災害や頻発する大規模な風水害では、平時の数年から数十年に相当する災害廃棄物が一時に発生し、その処理が大きな課題となっています。

基本方向

- ごみ処理については、処理にともなう環境負荷の総合的な削減に向け、ごみの排出抑制、資源循環のための取り組みの推進、及び適正なごみ処理の推進に努めます。また、最終処分場の残余年数を踏まえ、適切な処理施設等の整備を図ります。
- し尿浄化槽汚泥の処理については、安定した処理体制を維持していくとと

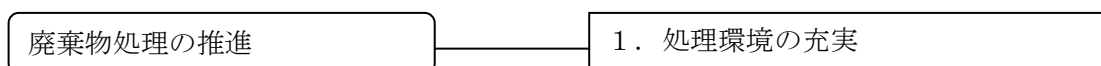
もに、効率的かつ持続的な処理体制の整備に努めます。

○公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

○産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、適正な指導・監督を行うことにより、不適正処理や不法投棄の抑止に努めます。

○災害時に迅速かつ適正な廃棄物処理が行えるシステムの構築に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 処理環境の充実

(1) ごみ処理体制の整備・充実

下関市一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的な処理体制の充実を図り、市民・事業者・行政がそれぞれの役割のもとパートナーシップにより、循環型社会の形成を目指します。

このため、ごみの排出抑制及び資源循環のための取り組みに向けて引き続き、3R運動を促進し、資源ごみの適正分別の徹底及び集団回収の促進、市民・事業者への意識啓発、広報活動の実施、市民の自発的活動の支援等を推進します。

ごみの収集については、効率的かつ安全で安定したごみ収集体制を常に維持することが求められるため、引き続き、ごみ収集の民間委託を実施するとともに、ごみ収集の多様化する要望に対しても検討します。また、地域住民と協力して、ごみステーションの適正な設置を推進します。

ごみ処理については、ごみ焼却施設の安定的管理に努め、老朽化の進む一般廃棄物処理施設の延命化を図ります。

(2) し尿浄化槽汚泥処理体制の充実

安定した処理体制を維持し、生活排水関連の諸計画と連携しつつ、し尿浄化槽汚泥の処理量の減少に対応した処理体制の検討整備に取り組みます。また、公共下水道等の整備区域外において、合併処理浄化槽の普及促進を図るとともに、浄化槽設置者に対し適正管理の啓発・指導を行い、生活環境の改善や水質汚濁の防止を図ります。

(3) 産業廃棄物処理の適正化の促進

地域及び地域住民の健全な環境を保全するため、排出事業者及び処理業者に対する普及啓発及び適正な指導・監督を行うことによって、産業廃棄物の適正な処理及び不法投棄の防止に取り組みます。

(4) 災害廃棄物対策の充実

復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害を想定したごみ及びし尿浄化槽汚泥の処理体制の整備や周辺自治体等との連携に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
処理環境の充実	ごみ処理体制の整備・充実 ・ごみ減量とリサイクルの推進 ・安定かつ効率的なごみ収集体制の充実 ・ごみ処理施設の整備・充実 し尿浄化槽汚泥処理体制の充実 ・安定かつ効率的なし尿浄化槽汚泥処理体制の整備 ・合併処理浄化槽の普及促進 産業廃棄物処理の適正化の促進 ・適正処理の普及啓発及び監視・指導の充実 災害廃棄物対策の充実 ・処理体制の整備 ・関係団体及び周辺自治体との連携の強化	民間・市 市 市 市 市 市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
38	1人1日当たりのごみの排出量	H28	1,037g/ 人・日	R9	980g/ 人・日
39	再生利用率	H28	23.9%	R9	24.2%
40	不法投棄回収量	H27 ～H30 (平均)	7t	R6	5t

第4節 住環境の整備

現状と課題

本市が供給している公営住宅等は約7千戸あり、老朽化が進み耐震性が低い住宅や、高齢化の進行や多様化するライフスタイルに合致しない住宅も多くなっています。

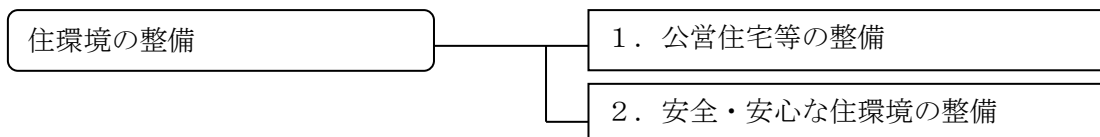
そのため、建替えや個別改善等の実施により安全で良質な住宅の整備へと更新を図っていくことが必要となっています。また、今後、人口減少や少子高齢化がさらに進むことが予想されるため、将来的に適正な供給戸数とすべく団地の集約化を進めていく必要があります。

民間住宅においては、人口減少や住宅ニーズ及び社会基盤の変化にともない、良質な住宅ストックの形成や住み替えが進まず、結果として空き家が増加することによって、周辺地域に様々な影響を与え、地域の活力の喪失につながっています。そのため、管理不適切な空き家への対策のほか、空き家にならないよう民間住宅の流通促進や利活用の促進、所有者等の意識の醸成を図るとともに、快適な住環境の整備を促進していく必要があります。また、引き続き耐震改修を促進することにより、地震に強い住環境の整備を促進していく必要があります。

基本方向

- 公営住宅等については、既存公営住宅等ストックの改善を図り、地区ごとの需要に対応した住宅を確保しつつ、団地を再編し集約化に努めます。
- 民間住宅については、安全・安心で豊かな住生活を支える住環境の構築や住宅の適正な管理及び再生・流通を促すとともに、住宅・空き家問題に対する所有者等の意識の醸成に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 公営住宅等の整備

(1) 公営住宅等の整備

住宅に困窮している低額所得者の住生活を支援するため、地域特性や高齢者等の生活特性に配慮した住宅供給に努め、老朽化が進んだ住宅の建替集約や既存住宅ストックのバリアフリー化等を効率的に行い、良好な居住環境の形成を図ります。

2. 安全・安心な住環境の整備

(1) 空き家等の活用、適切な管理の推進

空き家の増加により地域の活力が失われることから、中古住宅市場の流通促進や利活用の促進に取り組むとともに、住宅・空き家問題への意識啓発を図ります。また、管理が不適切な空家等は、周辺地域に悪影響を与えることから、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し適切な管理を促します。

(2) 民間建築物の耐震化向上の促進

本市は古い住宅や建築物が多く、一旦大きな災害に見舞われると住宅や建築物の倒壊等による被害が心配されます。このような被害から市民の生命・財産を保護するため、下関市耐震改修促進計画に基づき、住宅等の耐震化の向上を促進します。

(3) 良質な住宅ストック形成の促進

既存住宅の円滑な活用や更新を促進し、良質な住宅ストックの形成の促進を図るとともに、人口減少を踏まえた持続可能な住環境の整備を進めます。

また、高齢化に対応した高齢者向け住宅や住宅セーフティネット制度の周知拡大を図り、住宅の安定確保の支援に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
公営住宅等の整備	公営住宅等の整備 ・老朽化した公営住宅等の建替集約 ・公営住宅等ストック総合改善事業	市 市
安全・安心な住環境の整備	空き家等の活用、適切な管理の推進 ・空き家等既存住宅の活用促進 ・空き家の適切な管理の推進 ・危険空き家除去の推進 民間建築物の耐震化向上の促進 ・耐震診断、改修の促進 良質な住宅ストック形成の促進 ・住宅改修等による再生・長寿命化の促進 ・高齢者、障害者、子育て世帯等の居住環境整備の促進 ・老朽マンション等の再生の促進	民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
41	現住居に安心して住めると感じている市民の割合	H30	59%	R6	62%

第5章 効率的で活動しやすい 都市機能を備えるまち

- 【第1節 市街地の整備】
- 【第2節 公共交通の整備】
- 【第3節 道路の整備】
- 【第4節 公園・緑地の整備】
- 【第5節 情報・通信環境の整備】
- 【第6節 港湾の振興】



第1節 市街地の整備

現状と課題

本市は、市街地が分散されているほか、全国を上回るスピードで人口減少、高齢化が進んでおり、都市機能の低下や地域コミュニティの衰退、交通弱者の増加等が懸念されます。特に、中心市街地では、老朽建築物による安全性や居住環境の悪化が懸念されています。

こうした状況において市の活力を維持するためには、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワーク」の連携を図るなど「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方により持続可能な都市空間を形成することが重要です。

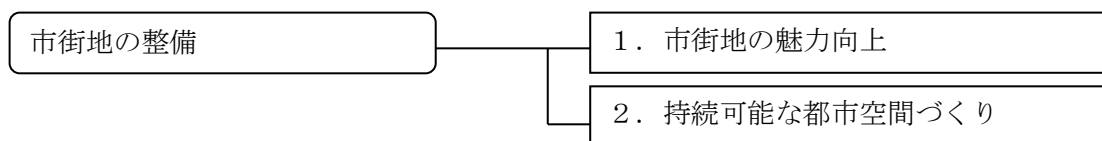
このことから、都市拠点や各地域における生活拠点等に、それぞれの特性に合った都市機能の誘導を進めるとともに、公共交通の利便性向上等を図ることによってコンパクトなまちづくりを推進することが必要です。

また、海峡沿いの景観など優れたポテンシャルや既存の都市基盤ストックを最大限に活かしたさらなる都市の魅力向上が求められています。

基本方向

- 計画的な都市機能の更新を図り、周辺環境や都市防災に配慮した市街地形成を推進します。
- 中核市にふさわしいにぎわいを創出するとともに、中心市街地のさらなる活性化を図ります。
- 土地利用計画、都市施設の整備計画、地区計画等の策定や見直しを行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに、適正な制限のもとに土地の合理的な利用への誘導を行い、コンパクトなまちづくりを推進します。
- 過度に自動車に依存することなく、医療、福祉、商業など都市の生活を支える施設にアクセスできるように、公共交通の利便性の向上や自転車、歩行者の通行環境の改善を進めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 市街地の魅力向上

(1) 市街地の魅力向上

まちの活力を維持するためには市街地の魅力向上を図ることが不可欠です。特に、下関駅周辺から唐戸地区までの中心市街地について、海峡沿いの景観など優れたポテンシャルやこれまで整備されてきた都市基盤ストックを最大限に活かし、市街地の魅力向上に向けた施策を推進します。

また、老朽建築物が多い密集市街地においては、防災対策など住環境の改善を図り良好な市街地形成を促進します。

あわせて、平成21年度（2009年度）から平成26年度

（2014年度）までに実施した中心市街地活性化基本計画の検証を踏まえ、中心市街地にぎわいプランを推進します。

2. 持続可能な都市空間づくり

(1) 持続可能な都市空間づくり

都市拠点や地域拠点、生活拠点について、社会情勢の変化等に対応した健全な都市機能の増進を図ることが必要です。このため、都市拠点には様々な都市機能の誘導・集積を図り、地域拠点や生活拠点には生活の利便性を確保するため各地区の特性に応じた都市機能の誘導を進めるとともに、公共交通の利便性の向上や自転車・歩行者の環境整備など総合的な交通体系を構築することにより持続可能なコンパクトなまちづくりを進めます。

また、土地に関する情報を明確化し、土地の実態を正確に把握する必要があるため、地籍調査を推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
市街地の魅力向上	市街地の魅力向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の整備 ・ 密集市街地の環境整備 	民間・市 民間・市
持続可能な都市空間づくり	持続可能な都市空間づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画マスタープランの推進 ・ 立地適正化計画の推進 ・ 総合的な交通対策の推進 ・ 自転車・歩行者の環境整備 ・ 地籍調査の推進 	市 民間・市 民間・市 民間・市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
42	地域に応じた都市機能が充実し、ま ちのにぎわいや魅力があると感じ ている市民の割合	H30	8.06%	R6	15%

第2節 公共交通の整備

現状と課題

公共交通は、地域住民とりわけ自らの交通手段を持たない学生や高齢者等にとって、なくてはならない交通手段であるとともに、健康増進や環境の質の向上に寄与することから、その果たすべき役割への期待も高まっています。

本市においては、山陽新幹線、山陽本線、山陰本線が結節しており、鉄道交通の要衝となっているものの、連携・連絡時間の問題や、自動車への過度な依存から利用者数の低迷が続いており、利用の促進が課題となっています。

路線バスについても、利用者数の低迷や運行にかかるコストの増加、運行に携わる担い手の不足等により日常生活に不可欠な生活交通路線の維持・確保が困難な状況が生じています。

さらなる人口減少や少子高齢化の進展を見据え必要な公共交通を維持・確保するため、下関市総合交通戦略（下関市地域公共交通網形成計画）に基づき、交通事業者のみではなく行政や市民、その他の関係者と相互に連携を図り、持続可能な交通体系を構築していくことが重要です。

公共交通網の効率化を図り、都市拠点と地域拠点間を結ぶ交通軸を形成し、より利便性の高い効率的なサービスに改善する必要があります。また、鉄道駅のバリアフリー化やバス停待合環境の快適化等、安全・安心かつ快適な利用環境の整備を促進する必要があります。

公共交通不便地域においては、利用しやすい身近な移動手段として市生活バスを運行していますが、利用の拡大に向けた対策や効率的な運行等を行い、生活路線を維持・確保する必要があります。また、住民自らが地域の移動手段を確保するコミュニティ交通の導入等についても、地域住民・交通事業者・行政が連携して取り組む必要があります。

六連島、蓋井島を連絡する離島航路が整備されており、離島における必要不可欠な移動手段となっています。

基本方向

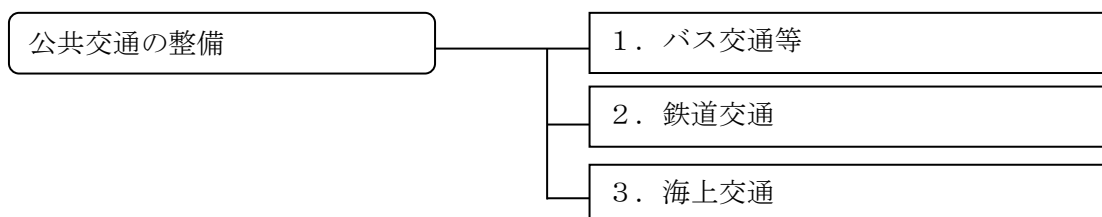
○市内の公共交通網の見直しや結節点の強化によって、地域拠点や生活拠点間を連絡し、市内各地域間を移動できる交通ネットワークの形成を図り、総合的な交通体系の構築を進めます。また、公共交通に対する住民意識の醸成に努めます。

○公共交通の利便性の向上を関係機関に要請するとともに、主要駅等の結節点における交通環境の充実に努め、市民の利用促進を図ります。

○バス交通等については、通勤、通学、買い物や通院等日常生活に不可欠な交通機関であり、各地域の特性や需要に応じた移動手段の確保に努めます。

○六連島、蓋井島の日常生活を支える重要な基盤として、離島航路の安定運航に努めます。

施策体系図



各事業の方向

1. バス交通等

(1) バス交通等の対策

バス交通については、交通系 I C カード導入等、利用しやすいサービスの提供を促進し、市民の移動手段として必要不可欠なバス路線を維持・確保していくとともに、地域住民等の意見を聞きながら、利用率の低い路線では運行の見直しを随時行い、バス交通維持のため住民意識の醸成に努め、利用促進を図ります。

また、拠点内や各拠点間の移動の効率化を図るためにバス路線網を見直すとともに、安全かつ快適な乗り継ぎなど交通結節機能の強化を図り、交通環境の充実に取り組みます。

本市の公共交通不便地域において、地域住民が主体となるコミュニティ交通の導入における計画策定や運行事業に対して支援を行うなど、地域住民の日常生活に必要な移動手段の確保と利便性向上を図ります。

2. 鉄道交通

(1) 鉄道利用者の利便性向上

市民の通勤、通学等の交通手段である鉄道の利便性向上を図り、利用を促進するため、既存施設の有効利活用や新駅（中間駅）設置の検討、山陰本線における乗換え環境の向上、さらには運行本数の維持・確保に努めます。また、新幹線「ひかり」、「のぞみ」、「さくら」の新下関駅停車や本市と北九州地域の交流を促進するため、両地域を結ぶ鉄道ネットワークの充実について、関係鉄道会社へ要請します。

また、鉄道駅のバリアフリー化等、利用しやすい環境整備を行い、主

要駅における他の交通機関とも安全かつ快適な乗り継ぎが行えるなど、交通環境の充実に取り組みます。

3. 海上交通

(1) 離島航路の安定運航

離島住民の本土往来のための生活の足を確保するため、六連島航路、蓋井島航路の安定運航の維持を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
バス交通等	バス交通等の対策 <ul style="list-style-type: none"> ・バス利用環境の整備促進 ・バス路線の維持・確保 ・市生活バスの運行 ・コミュニティ交通への支援 	民間・市 民間・市 市 民間・市
鉄道交通	鉄道利用者の利便性向上	民間・市
海上交通	離島航路の安定運航 <ul style="list-style-type: none"> ・六連島航路 ・蓋井島航路 	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
43	人口に対するバス利用率	H30	13.3%	R10	15.1%
44	人口に対する鉄道利用率	H30	9.8%	R10	10.8%

第3節 道路の整備

現状と課題

本市における交流や経済活動の活性化を図るためには、山陽・山陰・九州方面の諸都市をはじめ、市内各地域との連携を強化する必要があります。また、近年の大規模災害を踏まえ、事前防災及び迅速な復旧復興等、大規模災害に備えた国土強靱化を推進することが必要であり、医療・福祉・産業・物流等を支える幹線交通ネットワークの強化や災害時の代替性・多重性の確保が喫緊の課題となっています。

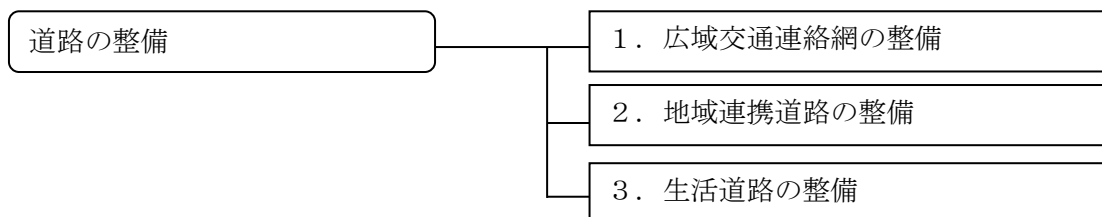
現在、市街地に国内外への物流機能が集中しており、国道や県道等に混入した大型車等の影響により、慢性的な交通渋滞を引き起こし経済活動に影響を及ぼしています。特に、国道2号長府印内周辺における渋滞は、経済活動の発展を阻害し、また、渋滞を回避する車両が生活道路を通行し歩行者の安全が脅かされるなど市民生活への影響も多大となっています。

こうした状況において、都市の利便性を高め、機能的な都市活動を確保するためには、主要な都市を結ぶ幹線道路網や各地域の拠点連携を図る道路の整備を進めることによる道路交通体系の強化が必要です。

基本方向

- 周辺地域との広域的な連携・交流を促進するため、高規格幹線道路等の整備について、関係機関と連携の上、調査及び要望等に取り組み、整備を推進します。
- 新たな地域間の交流・連携を促進し、市民生活や産業・経済を支えるとともに、災害時にも機能する信頼性の高い国道・県道等の整備を推進します。
- 幹線道路とのネットワークや市街地における慢性的な交通渋滞の緩和、地域環境の改善等の事業効果や整備優先度、さらに、各地域における災害リスク、通学や買い物等の地域の事情を考慮しながら生活道路の整備を推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 広域交通連絡網の整備

(1) 高規格幹線道路の整備

九州方面、山陽・山陰方面等の周辺地域との広域的な新たな交流・連携を促進・強化し、市民生活や産業・経済を支え、交通機能等の向上及び平常時・災害時を問わない安定的な幹線道路ネットワークを形成するため、下関北九州道路や下関西道路、山陰道等の整備について、関係機関と連携の上、調査及び要望等に取り組みます。

2. 地域連携道路の整備

(1) 国道・県道等の整備

市内の主要渋滞ポイントの解消、市民の移動における定時性や確実性、安全性、快適性の確保のため、また、災害時にも機能する信頼性の高い道路ネットワークを構築するため、本市の主要国道2号・9号・191号をはじめ、その他国道や主要地方道及び一般県道等の整備を促進します。

3. 生活道路の整備

(1) 市道等の整備

渋滞の緩和や市民の買い物等日常生活の安全性、快適性の確保を図るため、地区内の道路ネットワークの形成状況や、国・県道の整備状況を踏まえ、市道の整備を推進します。

また、現行道路法では対応できない私道について、舗装や安全施設の設置等に対し適切に助成します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
広域交通連絡網の整備	高規格幹線道路の整備 山陰道 下関北九州道路 下関西道路 ほか	国・県・市
地域連携道路の整備	国道・県道等の整備 ・ 国道の整備 国道 2 号印内周辺 国道 9 号壇の浦～長府外浦間 国道 1 9 1 号安岡～栗野間 国道 4 9 1 号下小月バイパス ほか ・ 県道の整備 県道下関長門線 県道下関美祢線 ほか ・ 都市計画道路の整備 長府綾羅木線・幡生綾羅木線 武久幡生本町線 ほか	国・県 県 県・市
生活道路の整備	市道等の整備 ・ 市道の整備・改良 小月小島線 角島大橋線 ほか ・ 私道の整備に対する助成	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
45	市道の道路改良率	H30	62.6%	R6	63.1%

第4節 公園・緑地の整備

現状と課題

都市における公園・緑地といった身近な緑は、都市に潤いをもたらすだけでなく、健康増進、コミュニティづくり及びレクリエーションの場となるほか、災害時には避難場所や活動拠点としての役割も担っています。

本市においては、老朽化した公園施設が多く、施設の長寿命化を図るなど、多世代のニーズに対応した施設に再整備することで、市民誰もが親しんで利用しやすい公園としていくことが必要です。また、スポーツ意識の高まりにより、運動公園や総合公園等の整備が求められています。

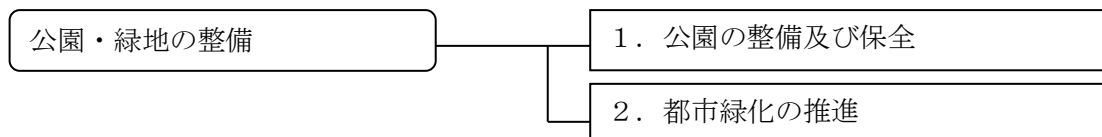
これらの整備等に当たっては、安全対策の強化やライフサイクルコストを意識した取り組みが重要になっています。

また、市民に身近な公園・緑地の整備や維持管理に当たっては、市民や企業の意識醸成を図りながら、地域住民等から構成される愛護会の結成など、官民協働での取り組みが必要となっています。

基本方向

- 緑の基本計画に基づき、緑化の推進及び緑地の保全に関する施策の総合的な推進を図ります。
- 地域の特性に応じた特色ある公園・緑地の計画的な整備を図ります。
- 誰もが安心して快適に利用できる公園・緑地となるよう、既存施設の改修・更新等に努めます。
- イベント等を通じて、緑に対する市民意識の啓発を図るとともに、市民や企業と連携し、公園の整備や維持管理を進めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 公園の整備及び保全

(1) 公園の整備及び保全

都市公園については、本市の中核的な総合公園を目指し、山陽地区のスポーツ・レクリエーションの需要に応じた運動施設の充実を図るため乃木浜総合公園2期整備により、全体計画に沿って、ソフトボールや軟式野球等ができるような多目的グラウンド等の整備を行います。また、都市のにぎわいや魅力向上のため、トルコチューリップ園を含めた火の山公園山麓の整備を行います。

さらに、市民ニーズを把握し、誰もが親しみやすい公園・緑地となるよう、街区公園等の施設整備を図ります。

人口減少や少子高齢化を見据え、長期的な視点で公園施設等の安全対策を強化するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき老朽化した公園施設の改修、更新及び統廃合等を進め、ライフサイクルコストの低減に努めます。

2. 都市緑化の推進

(1) 啓発活動の推進

緑化祭の開催などイベント等を通じた啓発活動を行います。

市民と連携した施設の維持管理を通じて、市民の緑化意識の醸成を図るため、愛護会活動等を促進します。

また、公園樹や街路樹の剪定枝を再資源として活用し、バイオマス発電の燃料とすることなどにより、低炭素社会の実現に貢献します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
公園の整備及び保全	公園の整備及び保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乃木浜総合公園 2 期整備 ・ 火の山公園山麓再整備 ・ 街区公園等の整備 ・ 公園施設長寿命化計画の推進 	市 市 市 市
都市緑化の推進	啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化祭の開催 ・ 緑のリサイクル 	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
46	都市公園面積	H30	358ha	R6	364.6ha

第5節 情報・通信環境の整備

現状と課題

情報通信技術の進展は著しく、インターネットの利用形態はパソコンからスマートフォンなどのモバイル端末へと変化し、無線通信が中心となっています。特に高速で大容量の無線環境が急速に進展しており、今後はその技術を活かした施策を講じる必要があります。

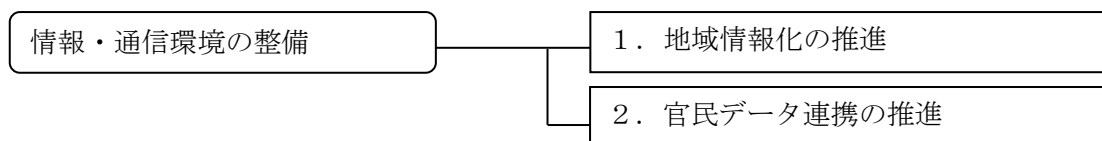
また、現代の情報システムでは、利用者を中心とした行政サービスの提供が求められており、国・地方公共団体及び民間事業者の官民を通じたデータ連携や行政が保有する情報資産の有効活用など、官民連携による利用者の利便性の向上を図ることが必要です。

その一方で、情報の活用に関しては世代間・地域間等の格差により、市民が公平に利活用できないなどの問題も残されています。

基本方向

- 進展する情報通信技術を有効利用するとともに、I o Tの活用を促進し、地域情報化の推進を図ります。また、世代間・地域間の情報格差の改善に努めます。
- 国及び山口県が策定した計画に即して、関係機関とのデータ連携や本市が保有する情報資産の有効活用を目指します。
- 市民ニーズを把握しながら、サービスの一層の充実やエリア拡大等を目指し、通信事業者へ要望を重ねるなど関係機関と調整を行います。

施策体系図



各事業の方向

1. 地域情報化の推進

(1) 情報通信基盤の利活用

進展する情報通信技術に対応するため、事業者が所有・管理する通信設備や情報システム等の有効活用を図り、地域間の格差是正に努めます。

2. 官民データ連携の推進

(1) 自治体クラウド等の導入

クラウド導入により業務を共通化・標準化し、システムの共同利用を行うとともに、関係機関とのデータ連携を行います。

(2) オープンデータへの取り組み

本市が保有する情報資産を官民で有効活用するため、オープンデータに取り組めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
地域情報化の推進	情報通信基盤の利活用	民間・市
官民データ連携の推進	自治体クラウド等の導入 オープンデータへの取り組み	民間・市 民間・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
47	第5世代移动通信システム利用可能な世帯数の割合	H30	0%	R6	50%
48	基幹系及び業務系システムにおけるクラウド移行数	H30	0システム	R6	3システム
49	公開したオープンデータ登録数	H30	0件	R6	15件

第6節 港湾の振興

現状と課題

国際拠点港湾である下関港は、東アジアに近い地理的優位性を活かしたスピーディーかつ定時性の高い国際複合一貫輸送サービスを最大のセールスポイントとして、アジアとわが国の人・物の交流を支えるゲートウェイとして重要な役割を果たしています。

グローバル化が進展する中、経済発展の著しい中国や韓国等東アジア諸国とわが国の交流は、ますます重要度を増し、地域レベルにおける国際化は活発化しています。しかしながら、競合する航路や航空路との競争激化等にもなう下関港の優位性の低下や、アジア域内での生産拠点のシフトなどを背景に下関港を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後、下関港の競争力を維持・強化していく必要があります。

こうした中、地域経済活力の向上に貢献する国際物流拠点として、港湾機能の拡大・強化を図ることで、今後も経済成長が期待される東アジアに近い地理的優位性、さらには良好な国内アクセス網を活かし、産業のグローバル化を支える東アジアとのゲートウェイとして、高速物流を活かした使いやすさなどづくりが求められています。

一方、既存の港湾施設においては、老朽化により機能低下が進んでいることから、機能の維持・強化を図るため、適正な維持管理とより計画的な整備が必要です。

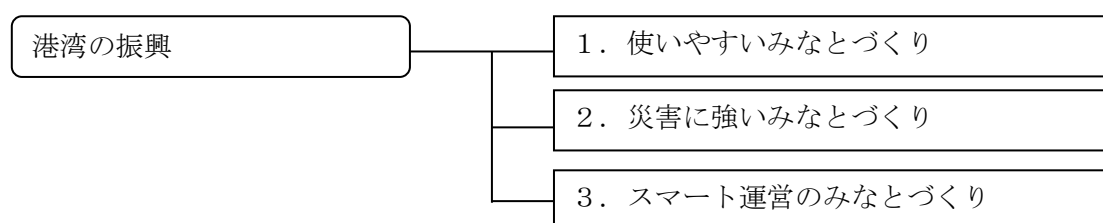
加えて、大規模災害に備えるため、ハード・ソフトの両面から災害に強いみなどづくりの推進が求められています。

基本方向

- 地域経済活力の向上に貢献する国際物流拠点として、国際フェリー・RORO船及び外貿コンテナの機能拡大・強化を図ることで国際競争力を強化します。
- 今後も経済成長が期待される東アジアに近い地理的優位性、さらには良好な国内アクセス網を活かし、産業のグローバル化を支える東アジアとのゲートウェイとして、使いやすさなどづくりを目指します。
- 大規模災害に備え、物流機能の継続性と市民の安心な暮らしを守るため、ハード・ソフト面より大規模災害時における国内経済活動及び市民生活の機能維持を図る災害に強いみなどづくりを目指します。

- 港湾施設の効率的かつ経済的な管理運営を行い、スピーディーかつ定時性の高い下関港の特長をさらに高める元気なみなとづくりを目指します。
- 情勢の変化や利用者のニーズを適切に捉え、民間事業者とも協働しながら地球温暖化や情報化、新技術の導入等をはじめとした時代の変化に柔軟に対応するスマート運営のみなとづくりを目指します。

施策体系図



各事業の方向

1. 使いやすいみなとづくり

(1) 港湾エリアの一体化と物流機能の集約

国際フェリー貨物及びRORO貨物等の荷役の効率化を図るため、混在する国際フェリーターミナル機能と水産機能の集約を図り、物流エリアと人流エリアの分離を行います。

(2) 国際物流ターミナル等の機能強化

下関港において、新たな需要動向に応じた国際物流ターミナル機能の強化を図ります。

また、ポートセミナーやポートセールスを通じて、産業振興用地への企業誘致を推進し、港湾貨物の創出や雇用創出につながる物流産業拠点の形成を図ります。

(3) 未利用地及び未利用施設の利用転換の推進

西山地区及び福浦地区、長府地区における、未利用地や未利用施設の有効活用や廃止を検討し、地域活性力の向上につなげます。

2. 災害に強いみなとづくり

(1) 大規模災害における施設整備の強化

緊急物資輸送のための耐震強化岸壁の整備促進を図ります。

また、地震や津波、台風、高潮等の大規模災害時において、基幹航路

確保のための耐震強化岸壁の整備を検討します。

(2) 緊急輸送経路の整備・検討

本港地区及び新港地区において、災害時においても、市内への輸送ルートが確保できるようネットワークを強化するとともに、九州圏との陸上アクセスを確保する市外への代替輸送ルートの検討に取り組みます。

(3) 大規模災害時における危機管理体制の確立

大規模災害発生後に早期に港湾機能の回復を図り、地域経済活動を維持するため、港湾BCP等の対策を講じます。

3. スマート運営のみなとづくり

(1) 戦略的維持管理の推進

高度成長期に整備した施設が多く存在する下関港において、既存施設の延命化及びライフサイクルコストの平準化・縮減を図るため、予防保全の観点を踏まえた戦略的な老朽化対策に取り組みます。

(2) CO₂削減に向けた取り組み

貨物の輸送体制において、鉄道貨物ターミナルを活用したシーアンドレールの推進や、港湾緑地・藻場の整備に努めます。上屋等のLED照明化や再生可能エネルギーの導入等による温室効果ガス削減に向けた港湾荷役の省エネ・エコ化への取り組みを検討します。

(3) 効率的な管理・運営に向けた取り組み

港湾施設の再編等、土地の有効活用を図りながら、効率的な事業進捗を図ります。また、老朽化した公共上屋や民間倉庫の更新にともなう複数事業者による施設の再編や高度化、施設更新時期の調整による効率化等、民間活力を導入した効率的な管理・運営に向けた取り組みの検討を行います。

(4) 地元企業の要請への対応

地元企業の要請に柔軟に対応できる開かれた港湾運営を図り、臨港地区内の未利用地等の有効活用を推進し、効率的かつ効果的な土地の管理・利用促進に取り組みます。

(5) 近隣港湾との連携強化

九州圏とのアクセス路は主に北九州市東部に集中していますが、計画されている西側へのアクセス路が整備されることにより、物流・人流と

もに九州圏との相互アクセス性の飛躍的な向上が期待できることから、さらなる発展のために、近隣港湾との連携強化を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
使いやすいみなとづくり	<p>港湾エリアの一体化と物流機能の集約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際フェリーターミナル機能と水産機能の集約 ・物流エリアと人流エリアの分離 <p>国際物流ターミナル等の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際物流拠点の形成 ・物流産業拠点の形成 <p>新港地区(長州出島) 長府地区、本港地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内、海外ポートセミナー及びポートセールス <p>未利用地及び未利用施設の利用転換の推進(西山地区・福浦地区、長府地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用施設の有効活用及び廃止 ・土地利用の見直し 	<p>国・市</p> <p>国・市</p> <p>国・市</p> <p>国・市</p> <p>民間・市</p> <p>国・市</p> <p>国・市</p>
災害に強いみなとづくり	<p>大規模災害における施設整備の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震強化岸壁の整備(本港地区・新港地区) <p>緊急輸送経路の整備・検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾相互の広域連携 ・市内輸送ネットワークの強化 <p>大規模災害時における危機管理体制の確立</p>	<p>国・市</p> <p>市</p> <p>国・県・民間・市</p> <p>市</p>

スマート運営のみな とづくり	戦略的維持管理の推進	市
	・戦略的な老朽化対策の実施	
	CO2削減に向けた取り組み	市
	・港湾緑地、藻場の整備	
	効率的な管理・運営に向けた取り組み	市
	・港湾施設の再編及び集約	
・民活力を導入した管理、運営	民間・市	
地元企業の要請への対応	市	
近隣港湾との連携強化	市	

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
50	新港地区国際物流ターミナルの利 用隻数（クルーズ客船除く）	H30	118 隻	R6	220 隻
51	輸出入貨物量	H30	2,442 千トン	R6	2,800 千トン
52	新港地区（長州出島）産業振興用 地の分譲率	H30	0%	R6	100%

第6章 誰もが安全で安心して暮らせるまち

- 【第1節 生活安全の推進】
- 【第2節 公衆衛生の充実】
- 【第3節 道路・橋梁等老朽化対策の推進】
- 【第4節 上水道の整備】
- 【第5節 下水道等の整備】
- 【第6節 河川・海岸環境の整備】



第1節 生活安全の推進

現状と課題

近年、地震、台風や集中豪雨による浸水・土砂災害などの広域かつ大規模災害が全国各地で頻発しています。安全で安心して暮らせるまちを実現するためには、火災等の災害や増加傾向にある救急についても、迅速的確に対応するとともに、本市においても被害が危惧される南海トラフ巨大地震や菊川断層帯地震といった大規模自然災害に見舞われた際の、国や県、他都市、団体、民間企業、ボランティアからの応援を円滑に受け入れる受援体制や速やかな復興に向けた被災者支援体制の構築が課題となっています。

一方で、本市では、全国で多発している大規模災害を教訓として、まちづくり協議会や自主防災組織による共助の取り組みが進んできており、今後もそれらの取り組みを継続・強化できるような支援の模索や、本市が発令する避難情報に対する避難率向上に向けた防災意識の啓発強化が課題としてあげられます。

また、犯罪のない明るく住みよい社会を実現するためには、地域は自分たちの手で守るという意識のもとに行政と地域が連携して防犯活動に取り組む必要がありますが、一部の地区にしかこうした活動が浸透していないため、地域における防犯意識の向上と行政との連携を強化することが課題となっています。

交通安全については、毎年、多くの尊い命が失われていることから、交通事故の抑止に向けたハード・ソフト両面の対策を推進することが重要です。特に、交通事故の被害者の多くを占める高齢者や次世代を担う子どもたちの安全を守るための対策や災害時の交通確保など災害に備えた対策を行う必要があります。

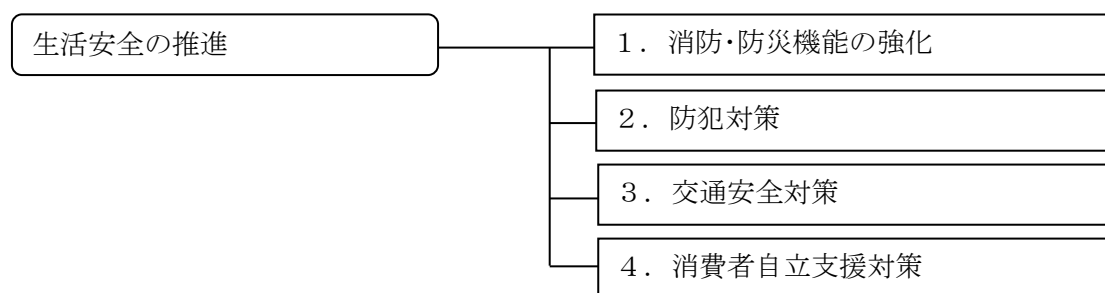
消費生活においては、相談内容が複雑化するとともに悪質な案件が増加しており、社会の変化にともない多様化する消費者問題を解決し、消費者が安全に安心して生活することのできる環境を整備する必要があります。

基本方向

○市民が安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、人材育成や消防関係施設・設備の整備を行い、消防防災体制の充実強化、救助・救急業務の高度化及び消防団の充実強化を図ります。あわせて、市民の防火防災意識の向上に取り組めます。

- 本市が大規模災害に被災した場合の速やかな復興に向け、受援体制や被害者支援体制の構築に取り組みます。また、防災メール等の普及啓発を強化し、防災情報や避難情報を一人でも多くの市民に伝達することで災害警戒時の避難率を向上させるとともに、災害時に必要となる関係資機材の整備や非常食の計画的な備蓄を図ります。さらに、災害時の減災に大きく貢献する自主防災組織の育成や活動の活性化を図ります。
- 市民が安心して暮らせる安全な地域社会の実現に向けて、関係機関と連携しながら、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、防犯ボランティア活動へのサポートの強化に努めます。
- 交通安全については、誰もが安心して通行できるよう交通安全施設等の整備を推進します。また、通学路上の危険個所を継続的に点検し、子どもたちの安全を守ります。さらに、幼児から高齢者までを対象にした交通安全教育を実施するほか、警察、交通安全関係団体と連携して交通安全講習や交通安全キャンペーンなどの啓発活動を実施します。
- 将来にわたって安全で安心できる消費生活の実現に向けて、相談体制の一層の充実を図ります。また、啓発活動の拡充を図り消費者被害の発生又は拡大を防止し安全で安心できる消費生活の実現を目指します。

施策体系図



各事業の方向

1. 消防・防災機能の強化

(1) 消防・防災体制の強化

災害現場における対応力の強化や安全管理能力の向上等による人材育成とあわせて、都市構造の変化に対応した消防署所の適正配置を考慮し、老朽化した消防署所の改築等により、消防機能を強化するとともに、消防車両等の更新整備をはじめとする各種消防用資機材等の装備充実を図り、さらにはICTの活用を努め、消防防災体制を強化します。

また、救急救命士の養成を行い、救急技術と知識の向上及び高規格救急自動車の計画的な更新整備により、救急業務の高度化を図ります。

市民の防火防災意識を啓発するため、広報資機材等の整備や消防防災学習館「火消鯨」の利活用の促進に取り組みます。

地域防災の要である消防団の活性化及び入団促進を図るため、消防団広報を積極的に推進するとともに、消防機庫、消防車両等の更新整備に加え、安全装備品や地域の実情に応じた活動資機材等を配備し、あわせて団員への研修訓練の充実により、現場活動能力の強化を図ります。

(2) 防災・減災対策の推進

大規模かつ広域的な災害に備え、備蓄計画に沿った防災資機材や非常食の備蓄に努めるとともに、火災防御や人命救助活動を円滑に行うことができるよう災害対応資機材の充実を図ります。また、市民に防災情報が的確に伝わる体制を整えるため、出前講座や防災イベントにて防災メールシステムを啓発し、防災メール受信登録者数の増加を図るとともに、年々進化する広報媒体に対応した防災・災害情報発信システム導入の検討・整備を行います。

県から示される洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域を基に、各種ハザードマップを作製し、災害が起こりうる危険箇所を市民に周知します。

市民の防災意識を高めるため、防災資機材交付事業や出前講座を実施し、自主防災組織の育成・支援に努めます。また、研修会等を実施し、防災リーダーの養成に努めます。

災害や武力攻撃等の発生時に市民の生命、身体及び財産を守るため、関係機関と連携して被害の軽減化を図られるよう、地域防災計画や国民保護計画に沿った対応を推進します。また、災害発生箇所の応急復旧措置を速やかに実施します。

2. 防犯対策

(1) 防犯対策の充実

関連団体との密接な連携のもとに、地域・職場が一体となった防犯対策の充実努めます。また、防災メールをはじめとした各種の広報媒体を利用して、近年多様化する振込め詐欺、強盗などの凶悪犯罪等の情報を広く市民に提供します。

3. 交通安全対策

(1) 交通安全対策の充実

交通死傷事故の減少を目指し、交通安全施設の適切な設置と改修により、歩行者の安全対策を推進します。特に、児童・生徒の通学路については、下関市通学路交通安全対策プログラムに基づき、関係機関による合同点検結果を踏まえ、緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、緊急対策踏切に指定されている踏切道の改良を早期に実施し、踏切事故の防止を図ります。

さらに、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を未然に防ぐため、通学路等に面した危険なブロック塀等の撤去費用の一部助成を行います。

(2) 交通安全意識の啓発・普及

交通事故発生件数の減少を目指し、交通安全の啓発活動等を着実かつ効果的に実施し、市民の交通安全意識と交通マナーの向上に取り組みます。

また、交通安全関係団体と協働して、交通安全運動の実施や幼児から高齢者までを対象にした交通安全指導や教育等を実施します。

4. 消費者自立支援対策

(1) 消費相談事業の充実

消費者からの相談に対する適切な助言や指導を行うため、弁護士相談等や相談員のレベルアップを図る研修を行います。また、消費者を取り巻く環境が複雑多様化する中、消費者トラブルの未然防止を図るため、消費者自身が適切な判断や行動ができるよう情報提供や啓発活動を行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
消防・防災機能の強化	消防・防災体制の強化 ・消防関係施設・設備の整備 ・防火防災意識の普及啓発 ・消防・救助・救急業務の高度化 ・消防団の充実強化 防災・減災対策の推進	市 市 市 市

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災メールの普及啓発強化 ・受援体制の構築 ・被災者支援体制の構築 ・防災情報の伝達手段の拡充 ・防災資機材・備蓄品の整備 ・各種ハザードマップの整備 ・自主防災組織の育成・支援 ・防災リーダーの養成 ・災害（応急）対策の実施 ・地域防災計画の推進 ・国民保護計画の推進 	市 市 県・市 市 市 市 県・市 県・市 市 国・県・民間・市 国・県・民間・市
防犯対策	防犯対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防犯啓発への支援 ・防犯灯の新設・管理への支援 ・暴力追放の啓発活動への支援 	県・民間・市 県・民間・市 県・民間・市
交通安全対策	交通安全対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設等の整備 ・通学路等の危険ブロック塀撤去に対する助成 交通安全意識の啓発・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・各種交通安全関係団体への支援 	国・県・市 市 県・民間・市
消費者自立支援対策	消費相談事業の充実	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
53	消防団員数	H30	1,845人	R6	1,977人
54	防災メール登録件数	H30	11,000件	R6	30,000件
55	人身事故発生件数	H26 ～H30 (平均)	1,300件	R6	1,200件

第2節 公衆衛生の充実

現状と課題

食の安全をはじめとする公衆衛生の信頼性の確保は、市民が健康的な日常生活を送ることはもちろん、観光交流の促進やふくやジビエといった市内各種産業の振興を図っていく上においても大変重要です。しかし近年では、広域的な食中毒の発生や原産地表示偽装など、食の安全性や信頼性が脅かされる事件が発生し、より一層の食の安全・安心の取り組みが必要とされています。こうした食を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するため、関係施設への計画的な監視・指導のほか、市独自の指導マニュアルの作成、検査機器の整備及び精度の向上などの取り組みを絶えず行っていく必要があります。一方で、新たな健康リスクが発生することもあり、迅速かつ適切な対応とより高度な監視指導体制及び試験検査体制の構築が求められています。また、あわせて市民一人ひとりが暮らしに係る衛生に関心を持ち、事業者が自主管理体制を整えることも重要です。

動物由来の感染症防止や咬傷等の危険を阻止するためには、動物の管理が必要です。一方で、飼い主の自己都合で飼養できなくなった犬猫や、無責任な餌やりによって増えた猫が多く存在し、そのほとんどが殺処分されています。そのため、下関市動物愛護管理センターが実施している、生命の大切さを伝える「いのちの教室」や「動物ふれあいフェスティバル」など、「いのち」とは何かを考えることを通じて、動物との共生ひいては他者とのあり方など、生きる力を育むことのできる機会を引き続き提供していくことが必要です。

斎場については、老朽化が著しい施設があることから適切な維持管理を行うとともに、今後の火葬需要を考慮しつつ、将来の人口動態を見据えた運営方針について検討を行う必要があります。

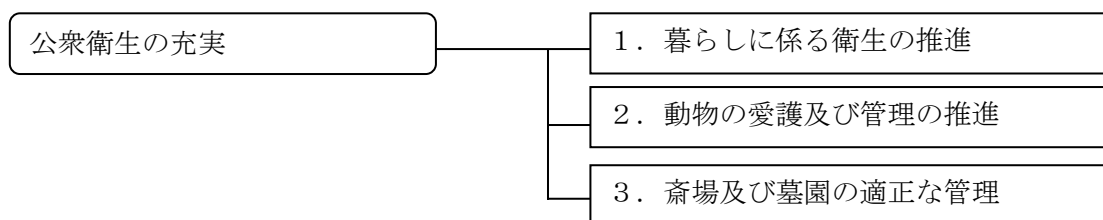
墓園については、環境悪化により改善が求められますが、一部無縁化区域の荒廃が整備の妨げとなっています。また、今後の高齢化や家族形態の変化にとともない多様化する墓地需要に対応できる整備が求められます。

基本方向

- 生活衛生関係施設や食品衛生関係施設について、効果的な監視指導体制の充実・強化を図ります。
- 迅速かつ精度の高い試験検査体制を維持・向上するために機器整備に留まらず、人材の育成・確保を行います。

- 食の安全・安心について、正しい理解を促すため、講話や意見交換などのリスクコミュニケーションを推進します。
- 殺処分される動物の大きな割合を占める野外猫への対策の推進や収容動物の譲渡の促進により、人と動物の共生を推進し、殺処分の減少を図ります。
- 主に市内の小学生を対象に、命の大切さや動物由来感染症等についての啓発を行います。
- 斎場については、長期的視点を踏まえて、施設整備に取り組むとともに将来の人口動態を見据えた運営方針について集約化を含めた検討を行います。
- 墓園については、適正な維持管理に取り組みつつ、今後多様化する墓地需要に対応した整備についても検討を行います。

施策体系図



各事業の方向

1. 暮らしに係る衛生の推進

(1) 暮らしに係る衛生の推進

温泉・旅館など生活衛生関係施設に対して、より効果的、計画的に監視指導体制の充実・強化を図ります。

食品衛生関係施設に対しては、HACCPに沿った衛生管理手法の導入を強力に推進する等、監視指導体制の充実・強化を図ります。

飲食店やスーパーマーケット、食品製造施設、給食施設等に対して定期的に立入検査等を行うことで食中毒の未然防止に努めます。

保健所を有する中核市としての機能を果たすため、必要不可欠な専門性の高い監視員や検査員の人材育成、人員確保を図り、精度維持のための機器の整備等により危機管理体制を構築します。

市民に対して、食品衛生や生活衛生などの暮らしの衛生に関することをホームページや市広報を使い、また、低年齢層には、紙芝居等を利用した情報提供と対話の機会を通じ、リスクコミュニケーションを推進す

ることにより、食を中心としたリスクへの理解を広め、暮らしの衛生に関する安全・安心を確保します。

2. 動物の愛護及び管理の推進

(1) 動物の愛護及び管理の推進

市民の安全や公衆衛生環境を確保するため、野犬の捕獲をはじめ、飼い猫の室内飼養の促進や野外猫の不妊去勢手術を推進します。また、吸入麻酔剤リサイクルシステム等、下関市動物愛護管理センターにおける特殊機械設備の適切な維持管理に努めます。

犬の飼い主に対するリード（引き綱）装着指導等、適正飼養の普及啓発を図ります。また、下関市動物愛護管理センター内のしつけ直し広場を活用した成犬の譲渡促進や殺処分数の多い野外猫への対策として、「ねこの適正飼養に関するガイドライン」を有効活用し、殺処分がなくなることを目標として、当面その減少を図ります。さらに、教育分野との連携により、「学校飼育動物に関する教室」や「いのちの教室」等を通じて、児童が命の大切さを知り、生きる力を育むことのできる機会を提供します。なお、これらの取り組みについては、ボランティア団体等と一層の連携を図りつつ行います。

3. 斎場及び墓園の適正な管理

(1) 斎場及び墓園の適正な管理

斎場については、高齢化の急速な進行による利用の増加に対応した施設の整備及び管理に努めるとともに、既存施設の老朽化及び今後の人口動態等を踏まえた長期的な視点から施設としての運営方針について集約化を含めた検討を行います。

また、墓園については、高齢化や家族形態の変化にともない多様化する墓地需要に対応した施設及び管理に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
暮らしに係る衛生の推進	暮らしに係る衛生の推進 <ul style="list-style-type: none"> 生活衛生の安全確保 食の安全確保 検査体制の確保 リスクコミュニケーションの推進 	市 市 市 市
動物の愛護及び管理の推進	動物の愛護及び管理の推進	市
斎場及び墓園の適正な管理	斎場及び墓園の適正な管理	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
56	必要な物や場所は衛生的で安心して利用できると思う市民の割合	H30	59.03%	R6	60%
57	下関市動物愛護管理センターにおける犬の譲渡率	H30	35.6%	R6	42.5%
58	下関市動物愛護管理センターにおける猫の譲渡率	H30	8.3%	R6	16.6%

第3節 道路・橋梁等老朽化対策の推進

現状と課題

道路・橋梁などの社会インフラについては、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化することを踏まえ、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施する必要があります。

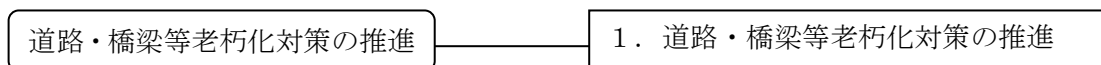
このため、特に橋梁等（橋梁、横断歩道橋、トンネル）については、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、継続的な点検と計画的な調査・補修を実施し、機能を確実に維持するため、橋梁等の長寿命化を着実に推進していく必要があります。

また、道路及び道路附属物についても、市民生活や社会・経済活動の最も重要な基盤であり、計画的な点検や補修対策による適切な維持管理を実施し、市民の誰もが安全で安心して利用できる道路空間の提供を推進していく必要があります。

基本方向

- 道路及び道路附属物については、計画的な点検と調査により、損傷状況等を的確に把握し維持管理を徹底するとともに、適切な時期に補修を実施します。
- 橋梁等については、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理に転換し、維持管理コストの平準化を図りながら、計画的な補修を実施します。

施策体系図



各事業の方向

1. 道路・橋梁等老朽化対策の推進

(1) 道路・橋梁等老朽化対策の実施

道路及び道路附属物については、各施設の特性を考慮した上で、点検・診断により施設の状況を正確に把握するとともに、点検・診断の結果や施設の利用実態に基づき、必要な改修や補修を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

橋梁等については、下関市橋梁等長寿命化修繕計画に基づき、計画的に点検を実施するとともに、損傷状況と設置位置や交差物等の環境状況を指標とした優先度評価を行い、優先度の高いものから計画的に補修を順次実施します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
道路・橋梁等老朽化対策の推進	道路・橋梁等老朽化対策の実施 ・道路及び道路附属物の老朽化対策の実施 ・市道橋梁等の長寿命化の実施 下関駅前人工地盤 ほか	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
59	橋梁等の修繕実施率	H30	13.9%	R6	29.9%

第4節 上水道の整備

現状と課題

水道は、健康で文化的な生活を営むための根幹的施設として、また、各種の産業活動の原動力として必要不可欠なものです。

本市の水道は、1906年（明治39年）に全国で9番目に給水が開始された近代水道であり、110年以上の歴史を有します。

これまでの水道の拡張整備を前提とした施策から、現在は事故や災害に強い施設の整備、経年劣化した施設の計画的な更新、水需要を考慮した施設の整備に重点を置いた施策が求められています。

一方、給水人口の減少にともない水需要の減少が続く中、施設の整備や更新にともなうコストは増大しています。そのため、今後も厳しい事業経営となることが予測されており、適正な資産管理を行うためのアセットマネジメントを活用した、より一層の経営の効率化が必要です。また、平成30年（2018年）に水道法が改正され、官民連携や広域連携の推進などさらなる水道の基盤強化も求められています。

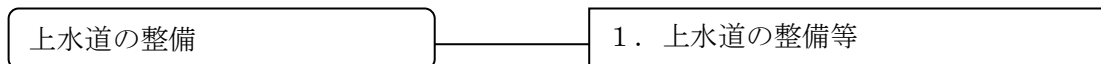
今後、下関市水道事業ビジョンに基づいて、これらの課題を克服し、市民にとって最も大切なライフラインを確保し、一層安全で安定し、安心できるライフラインとしての水道の構築を図る必要があります。

基本方向

○今後も継続してライフラインを維持するため、安全な水を安定的に供給できるよう、長府浄水場の更新を図るとともに、老朽施設の整備、更新や施設規模の見直しを図ります。

○災害に強い施設とするため、計画的に水道施設の耐震化を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 上水道の整備等

(1) 老朽化している長府浄水場の諸施設の更新

基幹浄水場である長府浄水場は、築後70年以上が経過しており、施設の老朽化とともに処理能力が低下してきています。これからも基幹浄

水場としての機能を保持するため、処理能力の回復とあわせ事故や災害に強い施設として現地にて更新を行います。

(2) 老朽水道施設（構造物及び管路）の更新及び浄水施設の統廃合に向けた施設整備等

給水人口が減少する中、水道というライフラインを将来にも持続していくため、老朽化施設や管路の更新にあわせ、将来的な水需要を考慮した施設規模の見直しを行います。

(3) 主要配水池及び配水本管の耐震化

東日本大震災や昨今の局地的な豪雨等の異常気象により、快適で安定したライフラインが確保できる災害に強い施設が求められています。より強靱な施設とするため、計画的に水道施設・管路の耐震化を図ります。

(4) 水道事業経営の効率化と安定化

更新事業等には多額な資金が必要となるため、アセットマネジメントを活用した資産規模の適正化や、事業費の平準化を図ることで、水道事業経営の効率化に努めます。また、官民連携や広域連携の検討など水道基盤の強化を図り、水道事業経営の安定化を図ります。さらに、水資源の有効利用や有収率向上を図るため、漏水対策の強化に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
上水道の整備等	老朽化している長府浄水場の諸施設の更新	市
	老朽水道施設（構造物及び管路）の更新及び浄水施設の統廃合に向けた施設整備等	市
	主要配水池及び配水本管の耐震化	市
	水道事業経営の効率化と安定化	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
60	上水道は安全で、いつでも使えて安心であると思う市民の割合	H30	78.42%	R6	85%

第5節 下水道等の整備

現状と課題

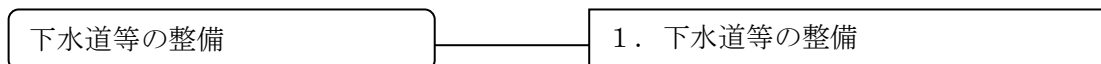
下水道は、汚れた水を集め、きれいな水によみがえらせる機能や、雨水の排除による水害の防止機能等、快適で文化的な生活を営むために必要な根幹的な施設です。本市の下水道は、1958年（昭和33年）に事業に着手し、公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業で整備を進め、平成29年度（2017年度）末の下水道処理人口普及率は76.4%となっています。

今後は、下水道処理人口普及率が未だ全国平均に達していない現状を踏まえ、普及率向上のための事業が依然として必要である一方、供用開始から50年以上経過したことによる施設や管路の老朽化に対する取り組み、災害に強いまちづくりへの取り組みが求められています。これらの下水道事業における課題の解消に向けた具体的な取り組みについて示した下関市下水道事業経営戦略、下関市新下水道ビジョンに基づき、今後、一層の経営基盤の強化、経営の効率化を図るとともに、事業の重要度、優先度を考慮し各事業に取り組む必要があります。

基本方向

- 国が推進する汚水処理施設の「10年概成」に基づき、未普及地区の整備を進めるとともに、終末処理場の統廃合等により持続可能な下水道機能の構築を図ります。
- 災害に強いまちづくりを目指し、施設の耐震化、浸水対策に取り組めます。
- 海域や河川・湖沼等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道の積極的な整備推進を図ります。
- 公共下水道のほか、各地域の特性を考慮した適切な下水道等の整備を進め、生活環境の向上を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 下水道等の整備

(1) 下水道等の整備

下関市新下水道ビジョンに基づき、公共下水道の計画的な整備を推進するとともに、普及地域の拡大、下水道施設の耐震化や老朽化施設の改築更新、終末処理場の統廃合を推進します。

さらに、浸水常襲地域の被害軽減に向けた着実な対策の実施や、下水道汚泥等の資源の有効活用を図り、省エネルギー化、温室効果ガス排出削減に積極的に取り組みます。

また、生産性の高い農林水産業の実現と活力ある農村・漁村社会の形成及び循環型社会の構築を図るため、農村・漁村地域における集落排水施設の整備や老朽化施設の改築更新等を図りつつ、農業用水や海域の水質保全及び生活環境の改善を推進します。

その他の地域については、地域の実情に応じて、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、水質の保全を図り、健康で快適な生活環境を確保するため、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
下水道等の整備	下水道等の整備	
	・ 下水道施設等の計画的な整備による普及地域の拡大	市
	・ 浸水対策の推進	市
	・ 下水道機能の継続的な維持	市
	・ 下水道汚泥等の資源の有効活用	市
	・ 農業・漁業集落排水施設の整備及び老朽化対策	市
	・ 合併処理浄化槽の普及促進【再掲】	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
61	下水道処理人口普及率	H30	76.9%	R6	81.3%

第6節 河川・海岸環境の整備

現状と課題

地域の暮らしや歴史・文化と深くかかわる河川については、市民の自然環境に対する保全意識が高まる中、治水上の安全性を確保しつつ、多様な自然環境をできるだけ保全し、改変する場合も最小限に留めて、良好な自然環境が復元できるような川づくりが求められています。

都市部の中小河川は、開発の進展により雨水の流出形態に変化が生じたことにより治水の安全性が低下している状況にあるため、河道掘削、河川堤防や洪水調整施設の整備などの雨水排水対策を進めていく必要があります。また、近年、自然災害が頻発していることに加え、地球温暖化等による災害リスクの高まりが懸念される中、本市は地勢的に丘陵地が多く、特に地質が脆弱な箇所等は、がけ崩れ等の災害が発生する危険性が高まるため、その対策を推進していく必要があります。

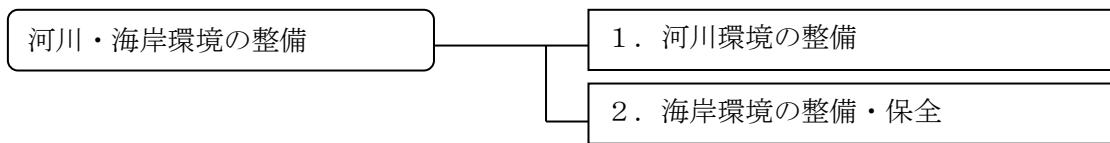
また、これらの施設整備には時間を要することから、施設整備と洪水ハザードマップ等のソフト対策を効率的かつ効果的に組み合わせた対策が必要となっています。

本市は、全国有数の海岸線を有しており、市民を災害から守る海岸保全施設等の整備や、マイクロプラスチックなどの海洋汚染について海岸漂着物対策に取り組む必要があります。また、特に山陰海岸において、漁港関連施設や民家等が高潮時の越波等による浸水被害を受けており、高潮対策の早期完成が求められています。

基本方向

- 砂子多川等の河川整備については、治水上の安全性を確保することはもちろんのこと、生物の生息・生育・繁殖など自然環境に配慮した適切な整備により、市民が自然にふれあえる空間を創造します。
- 洪水や土砂災害等の自然災害の防止を目的に、河川・水路の改修や急傾斜地の崩壊防止対策等の防災インフラの整備を推進します。
- 海岸保全施設等の防災施設の整備や老朽化対策、海岸漂着物対策を進め、災害に強くきれいな海を有したまちづくりを推進します。
- 既設護岸の改良等を行い、海岸背後地を防護します。

施策体系図



各事業の方向

1. 河川環境の整備

(1) 河川環境の整備

護岸の整備等で治水安全度を上げることにより、流域住民等の生命・財産を守るとともに、治水と自然の調和を創出し、周辺住民の生活環境の向上を図るため、国、県及び関係機関と連携した整備事業を推進します。

木屋川水系の治水安全度を向上し、流域住民の生命・財産を守るため、ダム周辺の環境整備及び周辺住民の生活環境の向上を目的に活動する協議会に対し、業務支援を行うとともに、関係機関との調整・連携を図ります。

近年、多発化する局所的な集中豪雨による浸水被害の対策工事を行うとともに、水路網調査や洪水ハザードマップ等のソフト対策を推進します。

崩壊の危険がある急傾斜地の崩壊防止工事について、さらに事業拡大を図り、地元の合意形成を得た上で安全性の向上を目指します。

2. 海岸環境の整備・保全

(1) 海岸保全施設整備等

台風及び冬季風浪時に波浪の影響を受けやすい自然条件の厳しい海岸の周辺住民を、越波や飛沫による被害から守るため、海岸保全施設の整備を行うとともに、海岸漂着物については、山口県や近隣自治体と連携し適切に処理します。

(2) 海岸高潮対策

高潮から市民生活を守るため、防護施設の整備や海岸（高潮）改良事業を適切かつ計画的に推進します。また、防護施設の整備計画の策定を進め港全体の防災体制を強化します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
河川環境の整備	河川環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・河川氾濫防止のための河川改修及び生態系に配慮した良好な水辺空間の提供 ・木屋川ダム嵩上げ対策協議会への支援 ・浸水被害軽減のための水路網調査及び雨水排水施設等の整備 ・崩壊危険区域として指定された急傾斜地の崩壊防止工事 	市 市 市 県・市
海岸環境の整備・保全	海岸保全施設整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・越波及び飛沫による地域住民等に対する被害防止 ・施設の機能診断・対策計画策定及び老朽化対策の実施 ・海岸漂着物の処理等 海岸高潮対策 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸保全施設整備 	市 市 県・市 国・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
62	浸水箇所の整備率	H30	52%	R6	60%
63	認可を受けた都市基盤河川の整備率	H30	34.2%	R6	38.7%
64	市が実施する海岸保全対策事業の整備率	H30	20.6%	R6	65%

第7章 人と人が支え合う誰もが 健やかで笑顔があふれるまち

- 【第1節 保健・医療の充実】
- 【第2節 地域福祉の充実】
- 【第3節 高齢者福祉の充実】
- 【第4節 障害者福祉の充実】
- 【第5節 低所得者福祉の充実】



第1節 保健・医療の充実

現状と課題

本市では、「いのちを考え生きる力を育み“いのちのハーモニー”を奏でるまちづくり」を理念とした「ふくふく健康21」や「下関ぶちうま食育プラン」を策定し、これらの計画を核に「しものせき健康ブランド～いのちのハーモニー～」や「ふくふく健康チャレンジ」など様々な取り組みを行っています。それら健康施策を推進することにより、行政だけでなく、市民一人ひとり、事業者（企業）・学校・地域それぞれの活動が、互いに影響し合い共鳴し合うことで相乗効果を生むことが期待されます。

市民が生涯を通じて健康を保持・増進できるように、日常的な健康づくりへの取り組みを推進するとともに、健やかな次世代の育成につながる妊産婦や乳幼児に対する健康管理の充実が求められています。近年、核家族化や地域の希薄化が深刻化する中、子育て家庭の不安感や負担感が増加しており、子育て家庭への支援を充実させ、安心して子どもを生み育てる環境づくりを推進する必要があります。また、本市におけるがん検診の受診率は全国的にみて低い状況にあり、受診を促進する仕組みを構築することが重要です。年々増加しているところの病について市民が正しく理解し、精神障害があっても地域で安心して生活できる体制の整備、さらには難病患者の日常生活を支援し、地域で支えていくネットワークを構築することも求められています。これらに加え、関係機関との連携のもと自殺対策を引き続き推進していく必要があります。

医療については、市民が安心して生活するために、将来にわたり持続可能な、質の高い医療提供体制の構築が求められています。夜間急病診療所の再整備など救急医療体制の維持向上、在宅医療をはじめとするニーズの多様化や医療の高度化への対応等が必要です。

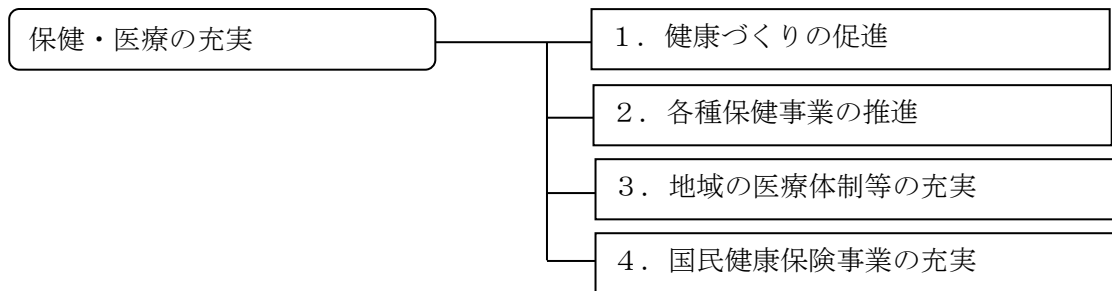
国民健康保険については、医療費の増大及び財源の確保が保険制度を維持していく上で大きな課題となっており、市民の健康増進と医療費増加の抑制のために特定健診の普及と保健指導を積極的に行う必要があります。

基本方向

○市民一人ひとりが自然に健康に向かい生きる力を育み、本市の地域力を高めていけるように、健康づくり計画「ふくふく健康21」や、食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の取り組みを進めます。

- 地域の特性を活かし、地域に密着した保健サービスを提供するため、保健センターの機能の充実を図ります。
- 妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進、異常の早期発見を図るため、健康診査を実施し適切な指導や助言を行い、乳幼児の健やかな成長発達を促進します。
- 下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行い、関係機関と連携して、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。
- がん検診においては、早期発見、早期治療の促進を図るために、受診率向上に向けて持続可能ながん検診体制の実現に努めます。
- 精神障害者に対する適切な医療の確保と社会復帰の促進を図るために精神保健相談や訪問指導等精神保健福祉に関する事業をさらに充実させるとともに、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」により、市民の精神的な健康保持の増進や正しい知識の普及啓発に努めます。
- 難病患者の生活の質の向上や、小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。
- 市民自らの正しい行動により、感染症のまん延防止や薬の安全確保が図られるよう、リスクコミュニケーションに努めます。
- 山口県地域医療構想の実現を目指し、下関医療圏における地域医療の確保のための取り組みを推進します。
- 夜間急病診療所の移転整備を進めるなど救急医療体制の維持向上を図るとともに、在宅医療など地域住民の医療ニーズへの対応を図ります。
- 健康危機管理については、大規模災害等に備え、災害時に必要不可欠な医療救護活動及び保健活動等を迅速かつ適切に実施するための体制を整備します。
- 国保財政の健全化に努め、被保険者の健康の保持と増進を目的とした、事業の充実を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 健康づくりの促進

(1) いのちを考え、生きる力を育む環境整備

市民が健康や食生活に関心を持ち、気づき考えることで、自分に適した取り組みを実践し、日常生活に定着・習慣化させていけるように、「ふくふく健康チャレンジ」や「しものせき健康ブランド～いのちのハーモニー～」などの施策と食育推進の新たな制度を連動させながら、具体的な取り組みを進めていきます。また、これらの取り組みを社会全体で推進するため、地域での良好な関係や人と人とのふれあう仕組みづくりに努めるとともに、事業者（企業）・学校等あらゆる団体・組織が健康に価値を見出し、それぞれの活動が影響し合い、つながり、拡がって、みんなの健康を支え合う環境づくりを進めます。

(2) 地域に密着した保健活動の充実

地域でのきめ細かな保健サービスを提供するため、市内を網羅した保健センターの機能の充実を図るとともに、市民の健康づくりに対する多様なニーズに対応するため、各保健センターごとに地域の特性を活かした活動に努めます。

2. 各種保健事業の推進

(1) 健康増進事業の推進

市民が生涯を通じて健康の保持増進ができるように、健康教育、健康相談、健康診査・指導、普及啓発等を推進して意識の向上に努めます。特に、がん予防と早期発見を実現するためのがん検診においては、受診率向上に向けた継続的ながん検診体制の構築を目指します。

(2) 母子保健事業の推進

母性の健康管理と乳幼児の健やかな成長発達を図るため、妊産婦及び乳幼児に対して健康診査を行い、異常の早期発見を図るとともに、適切な指導や助言を行います。また、下関市妊娠・子育てサポートセンターにおいて、妊産婦等からの様々な相談に応じ、産後ケア事業や訪問等必要なサービスにつないだり、関係機関と連携するなどして、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を提供し、安心して子どもを産み育てる環境づくりを推進します。

(3) 精神保健福祉事業の推進

精神保健福祉については、精神障害者の保健・医療等に関する相談、訪問指導、家族教室等を実施し精神障害者の適切な医療の確保と社会復帰の促進を支援します。また、自殺対策事業である「いのちのワクチン事業」としてこころの健康に関する研修会やサポーター養成研修会を開催し、市民に対する正しい知識の普及啓発と市民のこころの健康の保持増進に努めます。

(4) 難病対策事業の推進

難病患者、小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活を支援するため、講演会、相談会交流会を開催し、疾病に対する理解を深めるための啓発に努めます。平常時はもとより災害時や緊急時の支援体制を構築するために関係機関による支援ネットワークを強化します。

(5) 感染症予防の推進

感染症の予防及びその流行の未然防止のため、定期予防接種、発生動向調査、疫学調査、各種検査や保健指導等を行うとともに、正しい知識の普及啓発を行います。特に結核については、早期発見のための健康診断の実施及び実施支援、結核患者に対する治療完了までの支援等を行い、結核のまん延防止を図ります。

(6) 薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進

薬の安全に関するリスクコミュニケーションを通じて、セルフメディケーション（自己健康管理）意識の向上を図ります。

3. 地域の医療体制等の充実

(1) 救急医療体制の確保

関係機関の連携強化等により24時間救急医療体制の維持向上を図

ります。

(2) 夜間急病診療所の移転整備

夜間急病診療所を移転整備することにより、本市における準夜診療体制の充実を図ります。

(3) 在宅医療等の充実

住み慣れた地域で家族に囲まれて過ごし、安心して医療の提供が受けられるよう、在宅医療等の充実を図ります。

(4) 病院・診療所の充実

地方独立行政法人下関市立市民病院については、本市の医療提供体制の中で果たすべき役割を踏まえ必要な支援を行います。

豊田中央病院については、へき地においても市民が等しく適切な医療を受けられるよう在宅医療及び地域包括ケアを進めるとともに、人材育成の環境整備など医療機能の充実に努めます。

(5) 健康危機管理体制の充実

大規模災害等発生時に地域に存在する保健医療資源を調整し、医療救護活動等の必要なサービスを市民に提供するため、関係機関等と連携し、下関市災害時保健医療活動計画に基づく対応を推進します。

4. 国民健康保険事業の充実

(1) 国民健康保険の適正な運営と保健事業の充実

保険制度の適正かつ安定した運営を図るため、正確な資格管理のもとで、給付の適正化を推進するとともに、保険料の収納率向上に努めます。

市民の健康増進と医療費増加の抑制のため、特定健診の普及と保健指導を積極的に行います。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
健康づくりの促進	<p>いのちを考え、生きる力を育む環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり計画「ふくふく健康21」の推進 ・食育推進計画「ぶちうま食育プラン」の推進 ・生涯を通じた健康づくりの推進 ・健康なまちづくりの推進体制の整備 ・歯・口腔の健康づくりの推進 <p>地域に密着した保健活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な保健活動拠点としての充実 ・地域の特性を活かした健康づくり活動の充実 	<p>民間・市</p> <p>民間・市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>
各種保健事業の推進	<p>健康増進事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診体制の構築 <p>母子保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦・乳幼児健康診査の充実 ・子育て支援サービスの充実 <p>精神保健福祉事業の推進</p> <p>難病対策事業の推進</p> <p>感染症予防の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種の実施 ・結核のまん延防止 <p>薬の安全に関するリスクコミュニケーション事業の推進</p>	<p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p> <p>市</p>

地域の医療体制等の 充実	救急医療体制の確保 ・ 24時間救急医療体制の維持向上 ・ 救急安心センター事業（#7119）の 充実 夜間急病診療所の移転整備 在宅医療等の充実 病院・診療所の充実 ・ 運営費負担金等の交付 ・ へき地における医療体制等の充実 健康危機管理体制の充実 ・ 健康危機管理の推進 ・ 研修、訓練等の実施	民間・市 県・市 市 民間・市 市 市 県・市 県・市
国民健康保険事業の 充実	国民健康保険の適正な運営と保健事業の 充実	市

目標指標

No.	指標名	基準 年度	基準値	目標 年度	目標値
65	健康であると実感する市民の割合	H30	58.43%	R6	80%
66	特定健診受診率	H30	19.5%	R6	30%
67	3歳児健康診査の受診率	H30	95.3%	R6	96%

第2節 地域福祉の充実

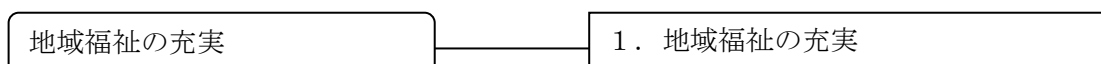
現状と課題

核家族化の進行、地域の人間関係の希薄化等を背景とし、子育て家庭や高齢者等が孤立する状況や高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもとの同居、介護と育児に同時に直面する世帯、あるいは複合的な問題を抱えた生活困窮者等、地域社会では新たな問題が生じています。このような多様化する福祉ニーズに対応するためには、市民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことにより、誰もが住み慣れた地域で安心して生きがいある生活が送れるような地域福祉を充実させていくことが求められています。

基本方向

- 生活課題を自らの力で解決する「自助」、地域の支え合いによる「互助」、医療・年金・介護保険など制度化された相互扶助である「共助」、行政が「互助」を支援し、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図ります。
- 市民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働により、地域福祉を推進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 地域福祉の充実

(1) 地域福祉活動の推進

平成30年度（2018年度）から5か年を計画期間とした第3期下関市地域福祉計画で基本目標としている「地域みんながふれあい、笑顔で支え合う心を育てる」「地域みんなが連携し、お互いに助け合える仕組みづくり」「地域みんなが健やかに安心して暮らせる環境づくり」の施策に取り組み、自らの力で生活課題を解決する「自助」を基本とし、地域の支え合いによる「互助」や制度化された相互扶助である「共助」により支援し、行政がその「互助」の取り組みを支援するとともに、「公助」で提供するべき福祉サービスの充実を図り、協働しながら、地

域社会全体で地域福祉活動を推進します。

また、地域の社会福祉活動の中核的な役割を担う社会福祉協議会との連携強化と支援の充実とともに、ボランティア等民間活動団体に対する支援の充実に努めます。

地域福祉の向上は、市民すべてに通じる課題であり、市民一人ひとりに対する福祉教育や各種相談体制の充実に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
地域福祉の充実	地域福祉活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における社会福祉推進体制の整備 ・ 社会福祉協議会との連携強化と支援の充実 ・ ボランティア等民間活動団体に対する支援 ・ 福祉教育の推進 ・ 災害時要援護者に対する支援 ・ 各種相談事業の充実 	市 市 市 市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
68	地域福祉を担う組織や団体の取り組みは充実し、安心して生活が送れると感じる市民の割合	H30	18.71%	R6	30%
69	日常の暮らしの中で、相談できる人や場所があると感じている市民の割合	H30	64.34%	R6	70%

第3節 高齢者福祉の充実

現状と課題

本市の総人口が減少していく中においても、高齢者人口は増加を続け、高齢化率は34.4%（平成30年（2018年）4月）に達し、全国平均の28.0%（同年同月総務省統計局人口推計「概算値」）を大きく上回っています。その中でも高齢者人口に占める高齢者単身世帯の割合は、年々増加が進んでいます。

積極的に社会参加しようとする高齢者や、高齢者福祉サービスなどの公的サービスを利用し、住み慣れた地域で自立した生活を継続している高齢者が増える一方、地域とのかかわりが希薄となり、地域の中で支え合いながら在宅での生活をするのが困難なケースや日常生活に不安や問題を抱える高齢者も増加しています。

また、要介護認定者が増え続ける中、認知症高齢者や医療ニーズの高い高齢者、重度の要介護認定者が地域で安心して生活が継続できるような環境づくりが必要です。

介護保険制度は、高齢者の生活を支え、老後の不安に応える不可欠な制度として定着してきましたが、介護サービス利用者の増加にともない介護給付費、それを支える介護保険料の大幅な増大を招き、制度の持続可能性を確保していくことが求められています。

労働力人口の減少により、介護人材の不足も課題となっており、介護人材の確保・定着に向けた取り組みが求められています。

基本方向

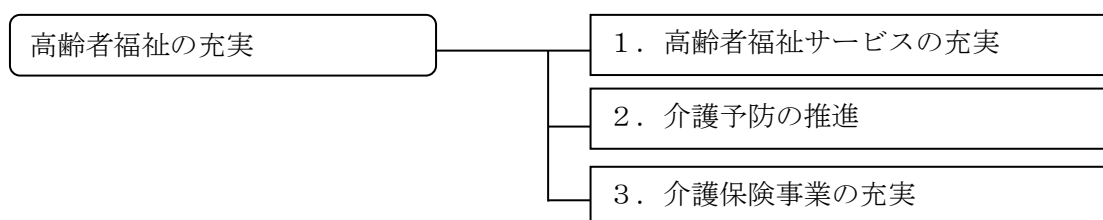
- 高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けられることを目的として、「介護予防の推進」、「介護サービスの充実」、「医療との連携推進」、「生活支援サービスの推進」、「高齢者の住まいの適正管理」の視点を踏まえ、生活上の安全・安心、健康を維持するための福祉サービスの支援体制づくりや生涯現役社会の実現を目指した取り組みを進めます。
- 自主的かつ継続的な介護予防の取り組みや早期対応について、総合事業として実施している「介護予防・生活支援サービス事業」及び「一般介護予防事業」の充実を図り、介護予防及び要介護状態の軽減・悪化防止に努めます。
- 地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、住民の保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援する地域包

括支援センターの体制強化に努めます。

○介護サービスを必要とする人が、公平な負担のもと、質の高い介護サービスが受けられるよう、その基盤整備を図るとともに、介護サービスの質的向上を目指します。

○介護人材の育成・確保、資質の向上、定着に係る施策を進めます。

施策体系図



各事業の方向

1. 高年齢福祉サービスの充実

(1) 地域包括ケアシステムの推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築に努めるとともに、地域包括ケアの推進に必要な地域ネットワークの要となる地域包括支援センターの機能強化を図ります。

(2) 在宅福祉サービスの充実

高齢者が安心して在宅で暮らし続けられるよう、配食サービス、日常生活用具の給付、訪問理美容サービス、介護用品の支給等の充実に努めます。

また、独り暮らしの高齢者等が安心して生活できるよう、急病等の緊急時に備えて緊急通報体制の整備に努めます。

(3) 高年齢福祉施設等の適正管理

地域の特性に応じた高年齢福祉に資する公的施設の維持管理に努めます。

(4) 高齢者の社会参加の促進

地域の老人クラブ活動等に対する支援、高齢者の生きがいや世代間交流につながる各種行事の開催等、地域の特性を活かした環境整備、活動

支援等を通じて、高齢者がいきいきと活動する地域づくり、まちづくりを推進します。

2. 介護予防の推進

(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実

要支援者等の多様なニーズに対応するため、訪問介護、通所介護等のサービスに加え、住民主体で行う活動の支援を行うなど、地域の実情に応じたサービスの充実に努めます。

(2) 介護予防活動への支援

地域において高齢者の健康づくりに役立つ活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できるよう、介護予防に関する知識の普及・啓発を図るとともに、地域における自主的な介護予防に関する活動を支援します。

(3) 介護予防システムの推進

要支援や要介護状態となるおそれのある高齢者の早期把握に努めるとともに、地域包括支援センターが中心となり、高齢者が地域において活動的で生きがいのある生活を継続できるよう、一人ひとりの状態に合った介護予防事業への参加を促し、機能の維持・向上を目指します。

3. 介護保険事業の充実

(1) 介護保険の適正な運営と介護サービスの充実

高齢者が介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や家庭での生活を継続し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に努めるとともに、在宅生活が困難な重度の要介護者に対応できるよう、必要な基盤整備を図ります。

また、介護保険制度の安定的な運営を確保するため、公平・公正な要介護認定や保険財政の健全運営など効率的でかつ適正な制度運営と低所得者に対する負担軽減を図るとともに、介護職員の人材を確保し、職場環境改善に係る取り組みを進め、介護サービスの充実に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
高齢者福祉サービスの充実	地域包括ケアシステムの推進 ・地域包括支援センターの機能強化 在宅福祉サービスの充実 ・生活支援サービスの充実（配食サービス、日常生活用具の給付、訪問理美容サービス、介護用品の支給等） ・緊急通報体制の整備 高齢者福祉施設等の適正管理 高齢者の社会参加の促進 ・老人クラブ活動に対する助成	民間・市 市 市 民間・市 市
介護予防の推進	介護予防・生活支援サービス事業の充実 ・多様なニーズに対応するためのサービスの充実 介護予防活動への支援 ・介護予防に資する地域活動等に対する支援 介護予防システムの推進 ・地域支援事業（介護予防事業）の充実	市 市 民間・市
介護保険事業の充実	介護保険の適正な運営と介護サービスの充実 ・介護職員の人材確保、職場環境の改善	国・県・市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
70	高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって生活を送っていると思う市民の割合	H30	17.24%	R6	22%
71	ひとり暮らし高齢者に対する緊急通報システムの設置割合	H30	5.7%	R6	12%
72	65歳以上の要介護認定率	H30	21%	R6	25%

第4節 障害者福祉の充実

現状と課題

障害のあるすべての人が、他の人と平等の選択の自由を持って生活を営むことができる社会の実現が求められています。

国においては、平成26年（2014年）1月に批准された国連の障害者権利条約が目指す「障害の有無にかかわらず、それぞれの個性の差異と多様性が尊重され、それぞれの人格を認め合う共生社会の実現」に向けた国内法の整備が進められました。

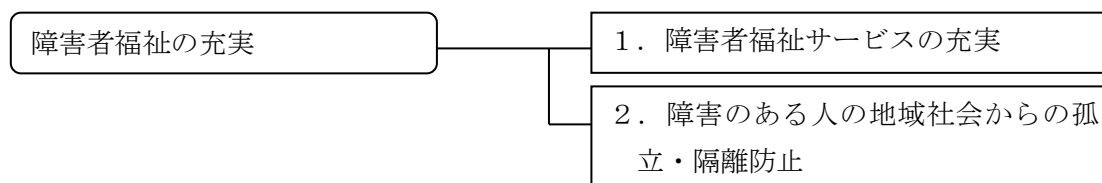
平成28年（2016年）4月には障害者差別解消法が施行され、障害のある人の権利擁護に対するさらなる取り組みが求められています。

このような中、本市においても障害のあるすべての人が、住み慣れた地域で家族やみんなと暮らしていける社会、地域とのかかわりの中で自分らしく暮らしていける社会の実現を目指し、地域の特性に応じた障害福祉サービスを計画的に充実する必要があります。

基本方向

- 障害のある人や家族のニーズに対応する様々なサービスの充実を図るとともに、障害者福祉施設の整備を支援します。
- 障害のある人の地域社会からの孤立・隔離の防止、社会参加の促進に向けて、社会福祉法人、関係機関等との連携に努め、生きがいのある生活が送れる環境づくりを推進します。
- 障害のある子どもへの適切な援助、訓練ができるように努めます。
- 障害のある人の権利擁護に関する周知・啓発及び相談体制の充実を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 障害者福祉サービスの充実

(1) 在宅福祉サービスの充実

誰もが地域から必要な支援を得ながら、安心して、生きがいのある生活を送れるよう、自立支援給付の障害福祉サービスを提供するとともに、必要な情報の提供等を行う相談支援の充実、就労支援や地域における日中活動の場の提供、日常生活や社会参加等に必要な移動の支援等に取り組み、地域の特性や利用者の状況に応じた日常生活又は社会生活を営むために必要なサービスの充実を図ります。

(2) 在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実

障害のある子どもに対する日常訓練、機能回復訓練等の充実を図るとともに、在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実を図り、介護者の負担軽減等に努めます。

(3) 福祉医療費助成の充実

障害のある人に適切な医療が受けられるよう重度心身障害者医療費の助成、自立支援医療費等、各種医療費の支給を行い、負担の軽減に取り組みます。

(4) 障害者福祉施設の整備支援

障害のある人の利用施設の整備を支援するとともに、利用者の地域での生活基盤の確保及び社会参加の促進を図ります。

2. 障害のある人の地域社会からの孤立・隔離防止

(1) 障害のある人の生きがい対策の支援

障害のある人自身が、主体性、自主性を持って積極的に社会参加に取り組めるよう、スポーツ行事等への参加を促進します。

(2) 啓発・広報活動の推進

障害のある人が地域社会で安心して生きがいのある生活が送れるよう、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に取り組み、行政をはじめ、民間企業、NPO、市民等の地域社会の構成員がお互いに支え合う環境づくりを推進します。

(3) 意思疎通支援の充実

意思疎通支援ツールのユニバーサル化を目指し、社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を支援するため、普及を推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
障害者福祉サービスの充実	在宅福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の充実 ・福祉タクシー助成制度など社会参加等に対する移動の支援の充実 ・障害者デイサービスなどの日中活動の場の提供 ・日常生活に必要な活動や負担に対する支援 在宅障害児に対する相談、指導、支援の充実 福祉医療費助成の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者医療費の助成 ・自立支援医療給付 障害者福祉施設の整備支援	市 市 民間・市 市 民間・市 市 市 民間・市
障害のある人の地域社会からの孤立・隔離防止	障害のある人の生きがい対策の支援 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ行事等への参加促進 啓発・広報活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーション理念の普及・啓発 意思疎通支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・意思疎通支援ツールのユニバーサル化 	市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
73	下関市は、障害のある人にとって暮らしやすいと思う市民の割合	H30	8%	R6	13%

第5節 低所得者福祉の充実

現状と課題

様々な要因により、失業や住居の喪失といった経済的な困窮等に陥った世帯については、複合的な問題を抱えている場合が多く、世帯のみで自立を目指すことが困難であるため、専門的で細かな支援の必要性が高まっています。

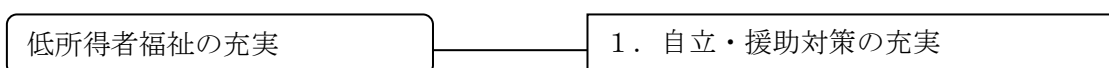
経済的な困窮に陥っている世帯に対しては、就労や就労継続を含む、様々な問題解決を支援する自立相談支援、就労するにあたっての技能習得を支援する就労準備支援、家計の管理により経済的な自立を支援する家計改善支援、また、住居を確保するための支援等を行うことが必要となります。

生活保護受給者数は、ここ数年、横ばいで推移しているものの、困窮に関する相談件数は増加傾向にあることから、生活保護に至る前のセーフティネットとして、自立相談支援等の役割はますます重要となっており、さらなる充実、拡充が必要となっています。

基本方向

- 生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護受給の前の段階で、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講じ、生活困窮者の自立の促進を図ります。また、現状では困窮問題を抱えていない世帯についても、将来の支出を補う預貯金等の確保について不安を抱える世帯に対しては、家計改善支援を中心とした支援を行います。
- 被保護世帯の実情を十分把握し、健康で文化的な最低限度の生活保障を適正に行います。
- 就労支援等を含めた生活相談体制等の充実を図り自立を助長し、安定した生活基盤の形成を促進します。

施策体系図



各事業の方向

1. 自立・援助対策の充実

(1) 生活困窮者の自立の促進

専門的な支援へのつなぎの役割を持つ、自立相談支援の充実を図り、より効果的な支援によって、生活困窮者の自立を促進します。

(2) 就労支援員による就労支援の実施

生活保護制度の適正な実施を図るため、就労を阻害する要因のない者等に就労支援を行う専門知識に精通する就労支援員を配置し、公共職業安定所等関係機関と密接な連携を図りながら、就労の開始による世帯の自立を促します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
自立・援助対策の充実	生活困窮者の自立の促進 ・生活困窮者自立支援 就労支援員による就労支援の実施 ・関係機関との協力による就労支援等	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
74	生活困窮者自立相談支援サービス提供率	H30	86.9%	R6	90%
75	生活困窮者住居確保給付金を受給し常用就職した人数	H30	0人	R6	5人
76	就労支援による就労開始者数	H30	86人	R6	100人

第8章 人のつながりを大切にし、 地域の力が活きるまち

【第1節 地域のまちづくりの推進】

【第2節 市民活動支援の推進】

【第3節 行政機能の充実】

【第4節 行財政の健全化】



第1節 地域のまちづくりの推進

現状と課題

本格的な地方分権の時代を迎え、地方自治体には、自らの判断と責任により、実情に沿った魅力あるまちづくりを展開していくことが求められています。本市においては厳しい財政状況に加え、人口減少や少子高齢化、情報化の進展など、社会経済情勢の変化、さらには近年多発する自然災害への備えなど新たな課題を抱えており、一方で、地域で培われてきたまちづくりの仕組みも、市民の生活スタイルの変化にともなう自治意識、帰属意識の希薄化から、地域課題への対応力が低下しています。

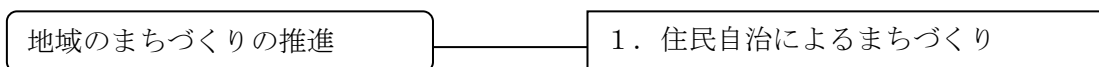
このような中、平成28年（2016年）12月に市内17地区においてまちづくり協議会が設立され、地域課題の解決や地域活性化に向けた取り組みが始まっています。

このまちづくり協議会の取り組みは始まったばかりであり、人材の育成や人材の発掘、協議会に対する市民の理解、意識の醸成など、これらに対応した活動を拡げていく段階にあります。今後、各地区のまちづくり協議会が、より一層地域内の各種団体や市との連携を強化するとともに、自主的、主体的に魅力あるまちづくりに取り組める環境を構築していくことが必要です。

基本方向

○市民が自主的、主体的に組織するまちづくり協議会の活性化を図り、さらなる住民自治によるまちづくりの推進を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 住民自治によるまちづくり

(1) まちづくり協議会への支援

市民が自主的、主体的に組織するまちづくり協議会との連携を図り、まちづくりを支える人材の育成や人材の発掘をはじめ、人的支援、財政支援を継続的かつ効果的に実施し、住民自治によるまちづくりを推進します。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
住民自治によるまちづくり	まちづくり協議会への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・運営及び活動への支援 ・地域づくりの人材育成 ・地域サポート職員の配置 	市 市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
77	住民自治によるまちづくりの取り組みが進んできたと感じる市民の割合	H30	11.68%	R6	16%

第2節 市民活動支援の推進

現状と課題

地域の福祉を増進し、地域のコミュニティの活力を高める市民活動団体や自治会等の活動は、市民生活の向上を図る上において、大変重要なものとなっています。

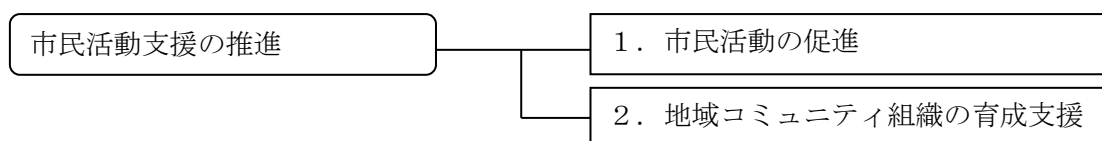
本市の市民活動団体は平成30年度（2018年度）末で236団体を数え、その活動は福祉やまちづくり、子どもの健全育成、川や海の清掃活動や環境保全など、様々な分野に広がりを見せています。また、地域コミュニティにおいては約830の自治会が、防犯・防災や清掃美化、親睦交流や助け合い運動のほか、住民要望のとりまとめや行政情報の回覧など、行政と住民のパイプ役としての活動を担っています。

とりわけ、しものせき市民活動センターでは、市民活動団体に対し、組織運営に関する相談や活動資金を確保するための方策などのアドバイスを行うとともに、団体のニーズに合った講座や研修会の開催、市民活動団体のネットワーク化を図るなど、様々な事業を実施し活動を支援しています。一方、自治会においては、高齢化が進む中、加入率が低下しているため若年世代の参加を得るための取り組みに対する支援が必要です。

基本方向

- 下関市市民活動促進基本計画を推進し、市民活動団体が自ら取り組む公益的な活動に対する支援を行うとともに、団体の育成を図ります。
- しものせき市民活動センターでは、市民活動団体のネットワーク化を図るとともに、団体のニーズに合った講座や研修会の開催等を行い、団体の活動を支援します。
- 自治会等の地域コミュニティの維持・強化のための取り組み及び活動拠点の環境整備を支援することにより、市民活動の活性化を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 市民活動の促進

(1) 市民活動促進基本計画の推進

市民の公益的な活動の環境整備を進め、市民参画型の社会を築くため、市民活動を促進する情報の収集・提供、市民活動の場の提供、市民活動ネットワーク化の促進等により市民活動促進基本計画の推進を図ります。

また、市民活動団体が自ら取り組む公益的な活動に対する支援を行い、これらの団体を育成します。

(2) しものせき市民活動センターの機能強化

行政と市民や市民活動団体が連携してまちづくりを進めるため、しものせき市民活動センターを拠点として、市民活動に関する情報の収集・発信を行い、市民活動団体のニーズに即した講座・研修会等の実施や市民活動団体に対する相談機能の向上を図ります。また、市内全体の市民活動団体とのネットワークの中心的役割を担うことにより、市民活動の活性化を図ります。

2. 地域コミュニティ組織の育成支援

(1) 自治会等地域コミュニティ組織の育成及び活動拠点の整備支援

市民の自主的主体的なまちづくりの促進を図るため、自治会等の地域コミュニティ組織が行う活動に対する支援を行います。また、自治会が管理する町民館の建設・維持補修の支援を行い、活動の場を確保するとともに、コミュニティ施設の利用促進を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
市民活動の促進	市民活動促進基本計画の推進	市
	しものせき市民活動センターの機能強化	市
地域コミュニティ組織の育成支援	自治会等地域コミュニティ組織の育成及び活動拠点の整備支援	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
78	しものせき市民活動センター登録団体数	H30	236 団体	R6	260 団体
79	しものせき市民活動センター利用者数	H30	25,098 人	R6	29,000 人
80	自治会活動や地域活動などを通じて、地域での支え合いを感じる市民の割合	H30	27.99%	R6	33%

第3節 行政機能の充実

現状と課題

市民の市政への参画を促進し、地域の個性を活かしたまちづくりを進めるためには、多様な媒体による行政情報の発信や、市民が市政に対して提言できる機会の拡大、情報公開による行政の透明化等が求められています。本市では、市報やテレビ、ラジオ、インターネット、SNSなどの多様な広報媒体による広報活動をはじめ、ホームページを活用した行政手続きのオンライン化及び「まちづくり集会」開催、地域市民との懇談会の実施や「下関市長へのはがき」、「市長へのeメール」、パブリックコメント等による広聴活動で、市民と行政の情報共有に努めており、今後も、適時に効率的な情報提供ができる市のホームページの充実や他媒体の有効活用の推進、本市に寄せられた市民の声を市政に反映するシステムの確立が求められています。

現在、電子自治体の推進として、インターネットを利用した行政サービスやコンビニの専用端末機を利用して住民票等の交付が受けられるサービスを一部提供しています。平成28年（2016年）12月に官民データ活用推進基本法が施行されて以降、国においては、官民のデータ連携による利用者を中心とした計画や施策を展開しており、本市においても国の施策に対応し、市民の利便性を高めて市民サービスの向上を図る必要があります。

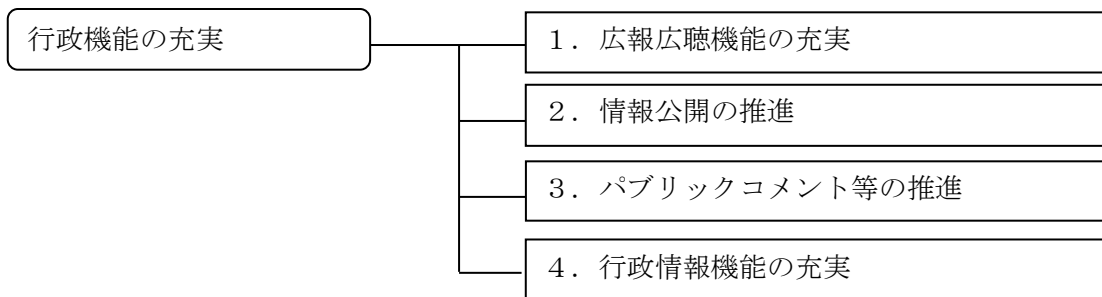
情報セキュリティについては、技術の進歩等により環境が極めて急速に変化しており、情報セキュリティ基盤の強化が必要であるとともに、マイナンバー制度の実施にともなう特定個人情報保護評価の適正な実施など、保有する個人情報の適正な管理が求められています。

基本方向

- 広報広聴機能の充実により、市民と行政との情報の共有化を進め、市民の市政への参画を促進します。

- 市民の利便性を向上させる行政情報機能を強化するとともに、保有する個人情報の適正な取扱いや特定個人情報保護評価の適正な実施など情報セキュリティの強化を図ります。

施策体系図



各事業の方向

1. 広報広聴機能の充実

(1) 広報活動の充実

様々な媒体を使用して、市民に市政に関する情報を提供するとともに、情報格差が生じないように、わかりやすい広報に努めます。また、テレビ、新聞等各種マスメディアの特性を活かした効果的な広報を行います。

(2) 広聴活動の充実

市民の声を市政に反映させ、相互理解に基づく市政運営に役立てるため、市長と地域市民との懇談会を実施します。また、総合支所、支所をはじめとする公共施設や市内郵便局、金融機関等に私製はがきを設置し、幅広く市民から意見を聴取するとともに、eメール（市長へのeメール、市へのご意見）による意見の聴取を行います。

2. 情報公開の推進

(1) 情報公開制度の充実

市政の情報を市民に適切に公開する仕組みの充実を図るとともに、市民のプライバシーが侵害されないよう、本市が保有する個人情報을適正に取り扱い、個人の権利利益を保護します。

3. パブリックコメント等の推進

(1) パブリックコメント等の推進

下関市市民協働参画条例に基づき、市民の市政への参画を促進するため、パブリックコメントの実施等を効果的に行います。

4. 行政情報機能の充実

(1) 電子自治体の推進

国においては、行政手続きのオンライン化、添付書類の撤廃や複数の行政手続き・サービスのワンストップ化などの方針を打ち出しており、本市においても国の計画・施策に則して行政手続きの改善を進め、行政サービスの向上を図ります。

また、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るため、A I や R P A を導入して行政情報機能を強化します。

(2) 特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報取り扱いされる前に、個人のプライバシー等に与える影響及びリスクの予測・評価を行うことによって、これらを低減するための事前の措置を図ります。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
広報広聴機能の充実	広報活動の充実 ・ 広報紙等の充実 ・ ホームページ、SNS等の充実 ・ パブリシティの充実 広聴活動の充実 ・ 地域市民との懇談会の実施 ・ 市長へのはがき、eメール等の充実	市 市 市 市 市
情報公開の推進	情報公開制度の充実	市
パブリックコメント等の推進	パブリックコメント等の推進	市
行政情報機能の充実	電子自治体の推進 特定個人情報保護評価の実施	市 市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
81	行政の情報が十分に伝わっていると思う市民の割合	H30	40.67%	R6	45%
82	行政の電子化が進み、行政サービスが快適で便利になったと感じる市民の割合	H30	25.02%	R6	26%

第4節 行財政の健全化

現状と課題

価値観やライフスタイルが多様化する中で、様々な行政ニーズへの対応が求められる一方、人口減少や少子高齢化による生産年齢人口の減少及び社会保障費の増大等による厳しい財政状況が続いており、取り組むべき行政課題が山積しています。

本市はこれまで様々な行財政改革に取り組み、一定の成果を収めてきたところですが、財政面では、高齢化による社会保障関係経費や公共施設の維持管理経費などの経常経費が増加し、財政の硬直化が進み、基金の取り崩しに頼った財政運営となっています。

現状では、地方公共団体財政健全化法に基づく4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回ってはいますが、人口の減少等の影響から、従前の規模の財源確保が困難となることが懸念されるところです。

経営基盤を安定させ、行政ニーズへの的確な対応による市民サービスのさらなる向上を図るためにも、行財政改革は、これからも不断の取り組みとして計画的に推進していかなければなりません。

平成29年(2017年)7月には、行財政運営と改革の基本方針を定め、組織・施設・事業といった観点からゼロベースでの見直しを行うとともに、ネーミングライツ導入等により積極的に新たな財源の確保を図ることで、財政の持続可能性の確保と新たな施策形成を両立させようとする取り組みを行っています。

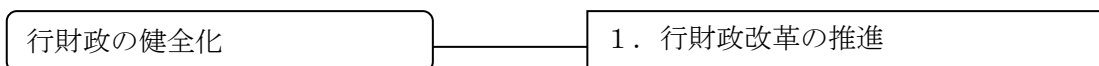
最少の経費で最大の効果を上げる組織づくりに努めるとともに、限られた経営資源を、「将来への投資型」の事業への選択と集中により効果的かつ効率的に活用し、財源確保対策を展開し、これらの成果を適切に評価することにより、健全で持続可能な行財政運営を行っていく必要があります。

基本方向

- 国、県等との連携を強めつつ、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる行政経営体の実現を目指します。
- 多様化する行政需要や市民の利便性に配慮した行政組織の編成及び行政事務の効率化等を図ります。
- 財政健全化プロジェクトを推進し、行財政改革をたゆまず行い、歳入の増と歳出の抑制等あらゆる手段を講ずることで、健全で持続可能な財政運営を行います。

○中長期的な計画のもと職員数を適正に管理していくことで、効率的、効果的な人員配置を可能とし、ひいては総人件費の抑制につなげます。

施策体系図



各事業の方向

1. 行財政改革の推進

(1) 行政組織の見直しと適正な職員数の管理

行政サービスの向上等の行政機能の充実を図るため、社会経済情勢に即応した行政組織の見直しを図ります。また、職員数の数値目標の設定、人事評価制度の運用及び人材育成による職員の意欲・資質向上、多様な任用形態の導入や退職者の活用等により行政の効率化を図り、適正な職員数の管理に努めます。

(2) 内部統制体制の整備・運用

住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、行政サービスの提供等の事務を執行する主体である長自らが、組織目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとして識別及び評価し、対応策を講じ、事務の適正な執行を確保するため、内部統制体制を整備・運用します。

(3) 公共施設マネジメントの推進

次世代に健全な資産を継承するため、公共施設を経営資源の一つと捉え、市民サービスの維持に努めながら、公共施設の適正配置を図るための取り組みを進めます。また、未利用財産の有効活用に取り組みます。

(4) 多様な入札制度の推進

時代のニーズや事業の特性に応じた多様な入札制度の改革に取り組むとともに、柔軟かつ弾力的に対応できる仕組みを構築し、良質な品質の確保に努めます。

(5) 財政健全化プロジェクトの推進

上記を含む財政健全化プロジェクトを推進することにより、健全で持続可能な行財政運営を堅持し、プライマリーバランスに配慮して市債残

高の減少に努めます。

加えて、市税確保による財政基盤の確立と税負担の公平性の実現を図るため、市税収納環境の整備や市民に対する納税意識の高揚に努め、徴収対策を一層強化し、市税収納率の向上を目指します。あわせて、市債権に係る未収金の回収と発生防止にも取り組み、適正かつ効率的な債権管理に努めます。

主要な事業

事業	事業概要	事業主体
行財政改革の推進	行政組織の見直しと適正な職員数の管理	市
	内部統制体制の整備・運用	市
	公共施設マネジメントの推進	市
	多様な入札制度の推進	市
	財政健全化プロジェクトの推進	市

目標指標

No.	指標名	基準年度	基準値	目標年度	目標値
83	公共施設の縮減面積	H30	0 m ²	R6	105,000 m ²
84	実質公債費比率	H30	9.8%	R6	9.8%
85	市税収納率	H30	97.6%	R6	97.7%

